

平成 2 5 年

第 1 回西原村定例会会議録

平成 2 5 年 3 月 7 日

平成 2 5 年 3 月 1 5 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

目 次

第1号(3月7日)

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 諸般の報告	5
日程第 4 村長提案理由説明(施政方針・議案第1号～第26号・同意第1～2号)	5
日程第 5 休会の件について	15
散 会	15

第2号(3月13日)

議事日程第2号	17
応招議員氏名	18
出席議員氏名	19
欠席議員氏名	19
事務局職員出席者	19
説明のため出席した者の職氏名	20
開 議	21
日程第 1 一般質問	21
(坂本隆文)	21
・駐車場建設について	
(村上貞廣)	26
・河原校区(地区)の振興策について	
(上野正博)	34
・河川の改修について	
・住宅地の道路整備について	
(田島敬一)	39
・河原大野原野の活用について	
・住宅地域に公園や生活道路の整備をしてはどうか	
日程第 2 議案第 1号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約	

			の一部変更について	4 7
散 会				4 8
第 3 号 (3 月 1 4 日)				
議事日程第 3 号				4 9
応招議員氏名				5 1
出席議員氏名				5 2
欠席議員氏名				5 2
事務局職員出席者				5 2
説明のため出席した者の職氏名				5 3
開 議				5 4
日程第 1	議案第 2 号	嘱託員及び地区連絡員設置条例の一部を改正する条例の制定について		5 4
日程第 2	議案第 3 号	西原村証人等の実費弁償に関する条例の制定について		5 5
日程第 3	議案第 4 号	西原村子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について		5 6
日程第 4	議案第 5 号	西原村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について		5 7
日程第 5	議案第 6 号	西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について		5 9
日程第 6	議案第 7 号	西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について		5 9
日程第 7	議案第 8 号	西原村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について		6 2
日程第 8	議案第 9 号	西原村が管理する村道の構造の技術的基準を定める条例の制定について		6 4
日程第 9	議案第 1 0 号	西原村が管理する村道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について		6 5
日程第 1 0	議案第 1 1 号	西原村が管理する村道に係る移動等		

		円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について	6 8
日程第 1 1	議案第 1 2 号	西原村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	7 1
日程第 1 2	議案第 1 3 号	西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について	7 3
日程第 1 3	議案第 1 4 号	阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	7 6
日程第 1 4	議案第 1 5 号	平成 2 4 年度西原村一般会計補正予算(第 8 号)について	7 7
日程第 1 5	議案第 1 6 号	平成 2 4 年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)について	8 6
日程第 1 6	議案第 1 7 号	平成 2 4 年度西原村介護保険特別会計補正予算(第 3 号)について	8 8
日程第 1 7	議案第 1 8 号	平成 2 4 年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)について	9 0
日程第 1 8	議案第 1 9 号	平成 2 4 年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号)について	9 1
日程第 1 9	議案第 2 0 号	平成 2 4 年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第 1 号)について	9 2
散 会		9 4
第 4 号(3 月 1 5 日)			
議事日程第 4 号		9 5
応招議員氏名		9 7
出席議員氏名		9 8
欠席議員氏名		9 8
事務局職員出席者		9 8
説明のため出席した者の職氏名		9 9
開 議		1 0 0
日程第 1	議案第 2 1 号	平成 2 5 年度西原村一般会計予算について	1 0 0
日程第 2	議案第 2 2 号	平成 2 5 年度西原村国民健康保険特別会計予算について	1 3 0

日程第 3	議案第 23 号	平成 25 年度西原村介護保険特別会計予算について	136
日程第 4	議案第 24 号	平成 25 年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について	138
日程第 5	議案第 25 号	平成 25 年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算について	140
日程第 6	議案第 26 号	平成 25 年度西原村工業用水道事業会計予算について	143
日程第 7	同意第 1 号	副村長の選任につき同意を求めることについて	152
日程第 8	同意第 2 号	西原村監査委員の選任につき同意を求めることについて	160
追加日程第 1		追加議案の提出の申し出について	161
追加日程第 2	議案第 27 号	平成 24 年度西原村一般会計補正予算(第 9 号)について	162
日程第 9	発議第 1 号	西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	164
日程第 10	発議第 2 号	西原村議会会議規則の一部を改正する規則について	165
日程第 11	組合議会報告	・高遊原南消防署組合議会	167
日程第 12	委員会報告		167
日程第 13		委員会の閉会中の継続調査申し出について	172
閉 会			172
署 名			173

平成 2 5 年第 1 回定例会会期日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
3 月 7 日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・村長施政方針及び提案理由説明 ・休会の件について ・全員協議会 ・常任委員会 	
3 月 8 日	金	休 会	・常任委員会	
3 月 9 日	土	休 会	(西原中学校卒業式)	
3 月 1 0 日	日	休 会		
3 月 1 1 日	月	休 会		
3 月 1 2 日	火	休 会		
3 月 1 3 日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問 (4 名) ・議案審議 (議案第 1 号) 	
3 月 1 4 日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 (議案第 2 号～第 2 0 号) 	
3 月 1 5 日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 (議案第 2 1 号～第 2 6 号、同意 第 1 号～第 2 号) ・発議第 1 号・2 号 ・組合議会報告 ・委員会報告 ・委員会の閉会中の継続審査(調査) 申出書 	

提 出 議 案 等

(平成 2 5 年 3 月 7 日提出)

(村長提出議案)

- 議案第 1 号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 議案第 2 号 嘱託員及び地区連絡員設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 西原村証人等の実費弁償に関する条例の制定について
- 議案第 4 号 西原村子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 西原村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 7 号 西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 8 号 西原村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 議案第 9 号 西原村が管理する村道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 議案第 1 0 号 西原村が管理する村道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 議案第 1 1 号 西原村が管理する村道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 1 2 号 西原村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 1 3 号 西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 4 号 阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 議案第 1 5 号 平成 2 4 年度西原村一般会計補正予算 (第 8 号) について
- 議案第 1 6 号 平成 2 4 年度西原村国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 議案第 1 7 号 平成 2 4 年度西原村介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 議案第 1 8 号 平成 2 4 年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 議案第 1 9 号 平成 2 4 年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 議案第 2 0 号 平成 2 4 年度西原村工業用水道事業会計補正予算 (第 1 号) について
- 議案第 2 1 号 平成 2 5 年度西原村一般会計予算について
- 議案第 2 2 号 平成 2 5 年度西原村国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 2 3 号 平成 2 5 年度西原村介護保険特別会計予算について
- 議案第 2 4 号 平成 2 5 年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 2 5 号 平成 2 5 年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第 2 6 号 平成 2 5 年度西原村工業用水道事業会計予算について
- 同意第 1 号 副村長の選任につき同意を求めることについて
- 同意第 2 号 西原村監査委員の選任につき同意を求めることについて

(平成 2 5 年 3 月 1 3 日提出)

(一般質問)

1 番 坂本隆文君 2 番 村上貞廣君 3 番 上野正博君 4 番 田島敬一君

(平成 2 5 年 3 月 1 5 日提出)

(村長提出議案)

議案第 2 7 号 平成 2 4 年度西原村一般会計補正予算 (第 9 号) について

(議員提出議案)

発議第 1 号 西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

発議第 2 号 西原村議会会議規則の一部を改正する規則について

第 1 号 (3 月 7 日)

平成 2 5 年第 1 回西原村議会定例会会議録

平成 2 5 年 3 月 7 日、平成 2 5 年第 1 回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成 2 5 年 3 月 7 日 (木曜日) 議事日程第 1 号

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 村長提案理由説明 (施政方針・議案第 1 号～第 2 6 号・同意第 1～2 号)

日程第 5 休会の件について

1、応招議員 (11名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君
11 番	泉 田 洋 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (11名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君
11 番	泉 田 洋 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	中 村 義 光 君
議会事務局書記	岩 本 千 波 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	日 置 和 彦 君
副 村 長	坂 本 武 君
教 育 長	曾 我 敏 秀 君
総務課長	泉 田 元 宏 君
企画商工課長	海 東 義 朗 君
教育課長	塚 元 利 文 君
会計管理者	矢 野 富 士 男 君
税務課長	佐 藤 光 弘 君
産業課長	片 島 信 幸 君
住民課長	高 本 孝 嗣 君
保育園長心得	園 田 久 美 代 君

午前10時00分 開会・開議

○議長（泉田洋一君）おはようございます。

本日は第1回の定例会が招集されましたところ、全員出席であります。

定足数に達しておりますので、平成25年第1回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番議員、林田直行君、8番議員、坂梨公介君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、3月1日に行われました議会運営委員会で本日7日より15日までの9日間と決定しておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

○議長（泉田洋一君）異議なしと認め、よって会期は、本日7日より15日までの9日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

諸報告として、議長から会議規則第122条ただし書きの規定により、議員の派遣について報告します。

2月20日から21日にかけて、総務福祉常任委員会において、小水力発電の取り組みを鹿児島県伊佐市で、移住定住促進事業を始良市で視察研修を行いました。

また、2月25日から27日にかけて産業教育常任委員会において、ゆず振興の取り組みを高知県馬路村で、観賞用鯉を島根県津和野町で視察研修を行いました。

詳細につきましては、15日の委員会報告の中でお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

村長。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

平成25年第1回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、ご審議をいただきますことに対し、厚く感謝を申し上げます。

さて、昨年7月12日に発生いたしました九州北部豪雨により、阿蘇を中心

に大きな災害が発生しております。多くの尊い生命が奪われ、家屋、農地、公共施設と甚大な被害となりました。一昨年の中日本大震災とあわせ、自然災害の恐ろしさを身近に感じたところでもあります。私ども西原村も全ての災害が発生する要因を秘めており、今後も災害に強い村づくりに努めなければならないと思うところでもあります。

昨年12月、衆議院選挙が行われ、3年間の民主党政権に終止符を打つべきとの国民の判断で自民党の圧勝となり、自公連立政権が復活いたしました。自公政権には3年前の政権交代の反省を肝に銘じて国民の意思をくみ取り、丁寧な政権運営を期待するものであります。

平成24年度も年度末を迎えておりますが、1年間議員各位のご協力により多くの事業に取り組んでまいりました。

長年の懸案事項でありました高遊原南消防署西原出張所が10月開所することができました。現在は昼間だけの8時間体制であります。消防広域化問題が順調に進んでおり、予定では平成26年4月から広域化となり、ポンプ車、救急車の配備がなされ、24時間体制に移行することになっております。

多少の財政負担はありますが、現場到着時間の短縮や現場部隊の増強など広域化による消防力の強化が図られると考えます。総合的に判断して、広域化になれば昨今の災害の大規模多様化に対応でき、災害から村民の生命、身体と財産を守り地域の安全安心と住民サービスにつながるものと思っております。3月に移転新築された西原駐在所とあわせ、村民の暮らしを守る2つの施設が完成したことは長年の夢であり、大きな成果であります。協力とご理解をいただいた熊本県、益城町に感謝を申し上げたいと思います。

平成15年に万徳・門出保育園が統合して、にしはら保育園が開園し現在に至ってきましたが、最近には常に待機児童があり、保育園の対応にも限界がありました。村として補助対象事業の民間保育園建設に力を注ぎ、本年4月高遊地区に開園の運びとなりました。

県当局のご指導を賜り、平成24年度保育所等緊急整備事業で実施し、副村長に働いていただき、当初は村の負担が4分の1でありましたが、再三にわたり県との協議を重ねた結果、国の最終的な判断により村負担12分の1の適用が決定、約2,144万7,000円も縮減されております。村として待機児童の解消とゆとりのある保育で子育て支援、少子化対策につながれば期待するところでもあります。

企業誘致に関しましては、昨年堀場エステックの増設とクリスタル光学の移転増設が完成しております。特に堀場エステックにおきましては約20億円の投資で倍増の工場となっており、グローバルな企業として今後の税収、雇用とあわせ経済的効果は大きいと期待しているところでもあります。さらに、工業団地内の企業が増設するというありがたい話も伺っており、村としましてもできる限りの対応はしてまいりたいと考えております。

さて、今議会は平成25年度の当初予算に関する議会であります。平成25年度の施政方針及び予算編成の一端を述べさせていただきます。ただし、後で説明します提案理由と重複するところがあると思いますが、ご理解をいただきたいと思っております。

まず、財政問題であります。多くの事業を展開する中で、国・県の補助金や交付金を最大限に活用することによって、平成24年度末現在の見込みにおいて基金残高は7年前の8億6,000万円から18億5,000万円となり、10億円も増加し、反対に地方債残高は一時期の約50億円から約24億8,000万円に半減し、大きく好転している状況であります。

これも村民の皆様のご理解、ご協力、議会のご指導、そして職員の努力のたまものであり、全ての方に敬意と感謝を申し上げます。しかし、財政的には身軽になっておりますが、大きな事業も控えており、今後とも経費の削減に努めてまいりたいと考えております。

今後の大きな事業であります総合体育館につきましては、建設検討委員会において協議を重ねてきましたが、建物、設備ともに老朽化が著しく、大規模改修工事に係る概算事業費も約1億7,000万円見込まれ、使い勝手の悪い現在のトレセンに多額の税金を投入することは、費用対効果の面からも疑問があると思われ、新しく建てかえることが妥当であるという結論をいただいております。25年度で基本構想に基づき基本計画を作成し、総合体育館建設委員会において建設時期、規模、設備、用地面積等を含め、内容の検討を進めていくならばと考えております。

光ブロードバンド整備事業につきましては、本年6月に村内全域すべて整備が完成する予定であります。今後の企業誘致や光通信網の整備で村民の期待に応えることができると思っております。

洪水防止の調整池建設につきましては、新所北側がほぼ完成しており、残り1カ所につきましても25年度の完成を予定しております。

農業につきましては、特産であります甘藷は形状が丸が多く、新品種のクイックスイートもひび割れがあり、価格の低迷が続いております。今後の大きな課題ととらえており、さらなる新品種とあわせ検討してまいりたいと考えております。万次郎カボチャにつきましては、ことしも反収30万以上の生産者も数名おられ、面積、収量とも一昨年と比べ約3倍となっており、25年度も作付も20ha以上となり、新しい特産品として期待するものであります。

また、今議会条例改正の提案をお願いしております子ども医療費の助成の年齢を中学3年生まで引き上げるならばと考えています。阿蘇郡市内で西原村だけが6年生まででありましたので、今回お願いするものであります。少子化、子育て支援にもつながるものと思っております。

なお、日本経済再生に向け緊急経済対策として、今回限りの特別措置として補正予算債による対応に加え、地方公共団体の追加公共投資の負担額等に

応じて配分される地域経済の活性化と雇用の創出を図る地域の元気臨時交付金が交付されることになりました。村としましては13件の事業を要望したところ、2月末に内示をいただきましたので、今議会最終日に補正予算の追加提案をさせていただきなればと思っております。総事業費約4億7,800万円一般財源は1,570万円程度で済むものであります。内容につきましては、追加提案理由で説明をさせていただきたいと思っております。

平成25年度も議員各位のご理解とご協力、そしてご指導を仰ぎ、子どもから高齢者まで共生協働の福祉の村づくり、安全安心な村づくり、次世代の夢づくり、幸せづくり村づくりを目指してまいります。

村の発展に対する思いは議員の皆さん方も私も執行部も同じであります。村を思い、村民の幸せを思い、心をつなげて村政に取り組んでまいりたいと思っております。平成25年度もよろしくお願い申し上げます、少し長くなりましたが、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第1号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてご説明申し上げます。

本組合から益城町、御船町中小学校組合及び川辺川総合土地改良事業組合を脱退に伴う地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第2号、嘱託員及び地区連絡員設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

高遊嘱託において、世帯戸数の増加により一部区域が分離して新規の集落として設置するための関係条例の一部改正でございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第3号、西原村証人等の実費弁償に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

村議会、村選挙管理委員会及び公聴会等に出頭または出席したものの実費弁償に関し、必要事項を定めた条例の制定でございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第4号、西原村子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

子ども医療費助成対象者をこれまで12歳に達した日以降の最初の3月31日までの者としていたが、対象年齢を15歳に達した日以降の最初の3月31日までの者まで引き上げることとするため及び法令の改正等に伴う字句の修正のため、条例を改正する必要があります。

詳細につきましては、住民課長より説明をいたします。

議案第5号、西原村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

地域社会における共生の実現に向けた新たな障害保険福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例中の関係規定を整理する必要があります。

詳細につきましては、住民課長より説明いたします。

議案第6号、西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、介護保険法の一部が改正されたことに伴い、地域指定密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める必要があります。

詳細につきましては、住民課長よりご説明申し上げます。

議案第7号、西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、介護保険法の一部が改正されたことに伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める必要があります。

詳細につきましては、住民課長より説明をいたします。

議案第8号、西原村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について説明を申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき同法の施行日までに西原村において対策本部条例を制定する必要があります。

詳細につきましては、住民課長より説明をいたします。

議案第9号、西原村が管理する村道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、道路法の一部が改正され、村道の構造の技術的基準を政令で定める基準を参酌して条例で定める必要があるため条例制定するものであります。

詳細につきましては、産業課長よりご説明申し上げます。

議案第10号、西原村が管理する村道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による道路法の一部が改正され、村道に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法を府省令（道路標識、

区画線及び道路標示に関する命令)を参酌して条例を定める必要があるため条例を制定するものであります。

詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

議案第11号、西原村が管理する村道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を省令(移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第116号。以下「道路移動等円滑化基準」という。))を参酌して条例で定める必要があるため、条例制定するものであります。

詳細につきましては、産業課長よりご説明申し上げます。

議案第12号、西原村営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第32条による公営住宅法改正により、西原村営住宅条例の一部を改正する必要があるため条例制定するものであります。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第13号、西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、水道法(昭和32年法律第177号)の一部が改正され、これまで法令で規定されていた基準の一部について、国が定める基準を十分参酌した上で地域の実情に応じて条例で定める必要があるため、西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

議案第14号、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてご説明申し上げます。

組合の共同処理する事務の関係法律が「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められたことにより規約の一部変更するものであります。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第15号、平成24年度西原村一般会計補正予算(第8号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ111万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億803万円と定めるものでございます。

主な内容につきまして申し上げますと、歳入では、款1村税で1,170万円の増額補正、款6地方消費税交付金1,603万3,000円の増額補正、款10地方交付税2,161万2,000円の増額補正、款12分担金及び負担金の民生費負担金(保育料負担金)994万4,000円の増額補正、款14国庫支出金、民生費国庫負担金2,592万1,000円の減額補正、総務費国庫補助金で社会資本整備総合交付金(光ブロードバンド分)が国から県への配分金が要望額より減額されたことにより、12月定例会において1,960万円の減額補正をさせていただきましたが、国から追加配分がされることになり1,898万6,000円の増額補正、基金繰入金(財政調整基金繰入金)を財源調整により5,000万円減額補正をいたしております。款21村債で社会資本整備交付金が追加配分されたことにより、公共事業等債を2,200万円減額補正しております。

歳出の主なものといたしましては、款2総務費の基金費を2,972万7,000円の増額補正、款3民生費、障害者福祉費1,425万円の減額補正、児童福祉総務費1,792万6,000円の減額補正、款4衛生費の予防費620万5,000円の減額補正、款5農林水産業費の農地費1,096万円の増額補正、公団造林費642万円の減額補正等でございます。あと予備費に6,429万8,000円増額補正しております。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第16号、平成24年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,422万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,902万1,000円と定めるものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、国民健康保険税1,378万7,000円の増、国庫支出金1,538万9,000円の減、療養給付費等交付金363万9,000円の増、共同事業交付金1,150万円の減、繰入金717万6,000円の減、諸収入310万1,000円の増額でございます。

歳出の主なものといたしましては、共同事業拠出金1,400万円の減、保健事業費166万円の減、諸支出金1,680万3,000円の増、予備費の1,454万4,000円の減額補正でございます。

詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第17号、平成24年度西原村介護保険特別会計補正予算(第3号)について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,722万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,470万1,000円と定めるものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、介護給付費負担金の減額に伴います国庫支出金936万5,000円の減額等でございます。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費1,000万円の減額等でございます。

詳細につきましては、住民課長より説明をいたします。

議案第18号、平成24年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,145万2,000円と定めるものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、後期高齢者医療保険料196万1,000円の増額等であります。

歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金225万7,000円の増額、保健事業費50万7,000円の減額等でございます。

詳細につきましては、住民課長よりご説明申し上げます。

議案第19号、平成24年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,143万9,000円と定めるものでございます。

主な内容について申し上げますと、歳入につきましては、その他営業収益の加入金43万6,000円の増額補正となっております。

歳出につきましては、営業費用の業務費584万1,000円の減額補正、営業外費用の積立金2,000万円の増額補正、予備費1,362万3,000円の減額補正を行っております。

詳細につきましては、産業課長よりご説明申し上げます。

議案第20号、平成24年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算（第1号）は、収益的収入支出予算の総額に収入支出それぞれ65万8,000円を追加し、収入支出の予算の総額を収入支出それぞれ1,806万2,000円と定めるものでございます。

主な内容といたしましては、営業収益の給水収益59万9,000円の増額補正、営業外収益の企業負担金収入5万9,000円の増額補正となっております。

支出につきましては、営業費用に8万8,000円の増額補正、予備費に57万円の増額補正を行っております。

詳細につきましては、産業課長よりご説明申し上げます。

議案第21号、平成25年度西原村一般会計予算についてご説明申し上げます。

平成25年度西原村一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ28億4,589万3,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入では村税が前年度2,428万4,000円増の7

億140万7,000円、地方譲与税3,430万1,000円、地方消費税交付金6,460万円、ゴルフ場利用税交付金3,000万円、地方交付税につきましては、平成25年度地方財政収支の伸び率等を考慮し、前年度より5,890万円減の11億5,800万円を計上しております。分担金及び負担金では民間保育園開所及び学童保育費負担金を見込み、前年度より1,390万3,000円の増の5,841万6,000円、国庫支出金につきましては、民生費国庫負担金で私立保育所分の運営費負担金、総務費国庫補助金の地域の元気臨時交付金等により前年度より2,057万9,000円増の2億6,810万9,000円、県支出金につきましては、前年度より1,872万9,000円増の2億1,774万3,000円で、主なものは民生費県負担金の私立保育園分運営費負担金でございます。繰入金では、財政調整基金繰入金5,000万円及び24年度全額取り崩しを行いまして、住民生活に光を注ぐ基金分850万円を減額し1,000万2,000円で計上しております。村債につきましては、臨時財政対策債を前年度より1,760万円減の1億7,170万円を計上しております。

歳出につきましてご説明いたします。

議会費におきましては、前年度より938万9,000円減の7,285万2,000円、総務費におきましては、前年度より9,966万2,000円減の5億2,584万円、民生費におきましては、前年度より4,467万7,000円増の8億5,499万4,000円、衛生費におきましては、前年度より2,527万円増の3億1,442万8,000円、農林水産業費におきましては、前年度より3,310万9,000円増の1億9,561万2,000円、商工費におきましては44万3,000円増の1,312万4,000円、土木費におきましては2,624万7,000円増の1億2,530万1,000円、消防費におきましては335万2,000円減の1億4,392万9,000円、教育費におきましては362万5,000円減の1億8,984万5,000円、公債費におきましては7,785万3,000円減の3億9,650万4,000円、予備費におきましては1,345万8,000円となっております。

新規の事業等につきましては、公営住宅長寿命化1,920万円、企画費委託料で第5次総合計画策定業務委託料581万円、総合体育館等建設基本計画策定業務委託料600万円、民生費負担金で私立保育園負担金6,706万6,000円、農地費工事請負費で星ヶ丘地区排水施設整備工事請負費4,000万円、土木費で万徳新所線道路改良工事に伴う用地買収、立木補償費2,000万円をそれぞれ予算計上しております。

本年度も引き続き財政基盤安定のため自主財源の確保に努め、効率的な財政運営に努めてまいる所存でございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

議案第22号、平成25年度西原村国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成25年度西原村国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,525万8,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入で国民健康保険税1億8,801万4,000円、

国庫支出金 2 億 2,369 万 2,000 円、前期高齢者交付金 9,568 万 1,000 円、共同事業交付金 1 億 968 万 2,000 円となっております。

歳出におきましては、保険給付費 4 億 6,801 万 7,000 円、後期高齢者支援金等 1 億 28 万 9,000 円、共同事業拠出金 1 億 1,154 万 3,000 円、保健事業費 870 万 6,000 円となっております。

詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第 23 号、平成 25 年度西原村介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成 25 年度西原村介護保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 3,023 万 7,000 円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入では保険料 8,334 万 5,000 円、国庫支出金 1 億 4,075 万 8,000 円、支払基金交付金 1 億 5,014 万 5,000 円、県支出金の 7,725 万 1,000 円等となっております。

詳細につきましては、住民課長よりご説明申し上げます。

議案第 24 号、平成 25 年度西原村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成 25 年度西原村後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,146 万 7,000 円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入で後期高齢者医療保険料 3,728 万 8,000 円、一般会計繰入金 2,307 万 7,000 円等となっております。

歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金 5,956 万 8,000 円、保健事業費 109 万 5,000 円等となっております。

詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第 25 号、平成 25 年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成 25 年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,733 万 1,000 円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入といたしまして、給水収益 5,900 万 1,000 円、その他営業収益の 326 万 8,000 円、繰越金の 500 万円でございます。

歳出といたしましては、業務費の 2,645 万 3,000 円、企業債償還金の 2,307 万 1,000 円、予備費の 604 万 7,000 円となっております。

詳細につきましては、産業課長よりご説明申し上げます。

議案第 26 号、平成 25 年度西原村工業用水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

平成 25 年度西原村工業用水道事業会計予算は、収益的収入支出それぞれ 1,637 万 7,000 円、資本的支出を 203 万 1,000 円と定めるものでございます。

主な内容といたしましては、給水事業費 7 カ所に対する給水収益 1,034 万 7,000 円、契約水量に係る企業負担金 574 万 8,000 円でございます。

支出につきましては、営業費用1,226万2,000円、営業外費用39万7,000円、予備費371万7,000円となっております。

なお、資本的支出の203万1,000円につきましては、減債積立金203万1,000円を補填することとしております。

詳細につきましては、産業課長よりご説明申し上げます。

同意第1号、副村長の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

現坂本副村長が平成25年3月31日に任期満了となるため、再度選任いたしたく提案させていただくものであります。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

同意第2号、西原村監査委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

現監査委員の草野正臣氏が平成25年3月31日に任期満了となるため、その後任に河上勝彦氏を提案させていただくものです。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

以上、議案26件、同意2件、合計28件でございます。議員各位におかれましては、全案件とも慎重に審議をしていただき、何とぞご議決、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。大変お世話になります。

○議長（泉田洋一君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第5、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日8日から12日まで本会議を休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

○議長（泉田洋一君）異議なしと認め、明日8日から12日まで本会議を休会にします。

以上で本日の議事日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（泉田洋一君）異議なしと認め、次の会議は13日午前10時より議事日程第2号のとおり行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午前10時42分 散 会

第 2 号 (3 月 1 3 日)

平成 2 5 年第 1 回西原村議会定例会会議録

平成 2 5 年 3 月 1 3 日、平成 2 5 年第 1 回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成 2 5 年 3 月 1 3 日 (水曜日) 議事日程第 2 号

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 1 号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共
団体の数の減少及び規約の一部変更について

1、応招議員 (11名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君
11 番	泉 田 洋 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
10 番	田 島 敬 一 君
11 番	泉 田 洋 一 君

4、欠席議員 (1名)

9 番	宮 田 勝 則 君
-----	-----------

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	中 村 義 光 君
議会事務局書記	岩 本 千 波 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	日 置 和 彦 君
副 村 長	坂 本 武 君
教 育 長	曾 我 敏 秀 君
総務課長	泉 田 元 宏 君
企画商工課長	海 東 義 朗 君
教育課長	塚 元 利 文 君
会計管理者	矢 野 富 士 男 君
税務課長	佐 藤 光 弘 君
産業課長	片 島 信 幸 君
住民課長	高 本 孝 嗣 君
保育園長心得	園 田 久 美 代 君

午前 10 時 00 分 開議

○議長（泉田洋一君）おはようございます。

本日は宮田議員のほうから欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第 2 号のとおり行います。

日程第 1、一般質問を行います。

一般質問については、3 月 1 日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間はおのおの 40 分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

○議長（泉田洋一君）異議なしと認め、40 分以内と決定します。

受領番号 1 番、1 番議員、坂本隆文君。件数 1 件、発言を許します。

（1 番議員 坂本隆文君 登壇 質問）

○1 番議員（坂本隆文君）おはようございます。1 番議員、坂本隆文です。

通告書どおり、1 点質問いたします。

去年の 9 月に議員に当選させていただき、今回初めて一般質問をさせていただきます。議員になり、初めての一般質問ですので、私のこれまでの取り組みを交えながら一般質問に入らせていただきたいと思います。

私は、西原村商工会の青年部に 10 年ほど前から在籍しておりまして、西原村のいろいろなイベントに参加協力したり、主催したりしております。

主催している代表的なものは、西原村のミルク牧場で行われる西原村夏祭りであります。この夏祭りは、以前、私たちが小学生の子どもたちと触れ合う機会があったとき、子どもたちに、何か西原村でしてもらいたいことはないかなと聞くと、子どもの一人が言いました。花火が見たい、どうして西原村は夏祭りが無いの。そうすると、周りの子どもたちも、花火が見たい、花火が見たいとみんなが言ってきました。そのことを商工会青年部に話すと、みんなが、子どもたちが喜ぶ西原村の夏祭りをしようと賛同してくれました。

全くの初めての試みで、何をどうしてよいのかもわからず、役場から以前の夏祭りの資料を見せてもらい、お金が相当かかっていたことを知りました。私たちは、お金はないけれども、いろいろな職業の集まりであることを生かし、体を使い、知恵を絞り、手づくりの夏祭りをすることにしました。残念なことに、村民グラウンドでの花火を上げることは、消防署や警察との打ち合わせをした結果、難しいとの回答があり、駐車場がたくさんあるミルク牧場ですることになりました。

今では、毎年 4,000 人以上の方が西原村の夏祭りに来られ、子どもたちにも大変喜ばれており、毎回大盛況であります。

また、昨年から、教育委員会の勧めで、商工会青年部と農業後継者、農協の若手職員で山河塾という農商工連携の団体を立ち上げました。下小森の専業農家をされている松岡寛泰さんに会長をお願いし、総勢約20名の仲間が集まりました。また、農業後継者の林田議員の息子さん、山下議員の息子さんも山河塾の大事な仲間であります。

まだ発足して1年足らずですので、講師を呼んでの勉強会をやっておりますが、ことしから本村にある食品を扱う企業などを視察し、新たな取り組みをみんなで考えており、西原村の発展になるよう話し合っております。

もちろん、西原村の発展を一番に考えていらっしゃるのは西原村の長である日置村長であることは言うまでもありません。私は、村長の次の2番目に西原村の発展を考えている人間であると、勝手ながら自分で思っております。

そこで、西原村の発展を一番に考えていらっしゃる日置村長に提案いたします。

馬頭山の手前に、今現在、村有地が伐採されております。この村有地は、1町3反ほどの広さがあると聞いております。こちらの村有地を、ぜひ本村の発展を一番に願われる日置村長に多目的駐車場にさせていただきたいと提案いたします。

ご存じのとおり、西原村は南阿蘇の玄関口であり、高速道路からのアクセスもよく、県内はもとより県外からの往来も数多くあります。

また、西原村の顔と言っても過言ではない俵山の裾野にある景色のよい俵山交流館萌の里は、ロケーションもよく、また独自に企業努力もされており、続けて2回咲くように工夫されたコスモス祭りや、商工会との協力で行われる幻想的な冬あかり、そして毎月20日に行われる山の神祭りなどなどのたくさんイベントも企画されております。

そして、俵山トンネルが平成15年10月に開通されたこともあり、その年まで3億6,000万円の売り上げでしたが、翌年から4億円の売り上げが続き、平成20年度は4億3,000万円を突破、平成23年度は過去最高の売り上げの4億4,000万円もの売り上げが記録されております。平成24年度は、3月の売り上げがまだ出ないためわかりませんが、7月の阿蘇の水害を受けたせいで、阿蘇に行くお客さんは減って、売り上げも落ちておりましたが、徐々に売り上げを伸ばし、4億2,000万円から4億3,000万円ほどの売り上げが今期もあるのではないかと予想されております。

近年の来場者数で言えば、年間およそ110万人もの来場者があります。コスモス時期の10月には一番多く、一月に10万人ほどが来場され、売り上げで言えば月に6,000万円もの売り上げがあります。

しかしながら、ここで駐車場の問題が出てきます。なぜなら、萌の里の駐車場、馬頭山の駐車場、合わせても200台ほどの駐車場しかとめることができません。多いときには開館と同時に駐車場がすぐに埋まり、県道の道もす

ぐに大渋滞となり、第二空港線まで渋滞となることもよくあります。

そこで、伐採されている村有地に多目的駐車場をつくっていただければ、新たに200台以上の駐車スペースが確保され、萌の里が引き起こす渋滞の緩和、萌の里の大幅な売り上げ、そして気兼ねなく車をとめ、人気の俵山登山や山菜取り、大切畑ダムへの散歩などなど、いろいろな使い道があると思います。

西原村のさらなる発展につながると確信しております。村長のお考えをお聞かせください。

○議長（泉田洋一君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えをさせていただきます。

今、坂本議員のほうから、商工会に10年在籍して、いろいろな熱い思いを語っていただきました。夏祭りに対する努力とか、あるいは昨年立ち上げました山河塾、そしてまた村を思うのはこの村で2番目に熱い思いを持っているというようなお話でございました。

駐車場建設というお尋ねでございます。萌の里の向かい側にあります分収林、伐採されているが、村として今後の対応を聞きたいというお尋ねであります。

坂本議員が申されますように、確かにあそこの土地の伐採がなされております。あの造林は、袴野、大切畑、桑鶴、風当、畑集落の入会地と分収林として、昭和38年から昨年の12月31日までの50年間の分収契約でございました。その契約の終了したということで伐採されておると聞いております。

伐採跡地にこの駐車場建設ということの質問と捉えておりますけれども、萌の里からも、以前、駐車場が不足しておると、よって、駐車場の必要性を言われておりました。しかしながら、まだ正式な駐車場建設の要望書等の提出は、今まではあっておりません。

しかしながら、先ほどから言われますように、土曜、日曜日あるいは連休、イベント開催のときは、萌の里に入る車の列で県道が渋滞している、渋滞が発生しておる状況であるということは私も存じております。やはり、そういった危険が伴う渋滞緩和のためにも、その駐車場の必要性とか、あるいは駐車場の不足とか、そういったことも理解をするわけであります。

萌の里だけで見ますと、今、坂本議員申されましたように、平成23年度でレジの通過者が約33万人、売り上げが4億4,100万円ぐらいであったということでございます。ということは、萌の里に訪れる人は、先ほど110万人と言われましたけれども、100万人を超えるというふうに推測をしております。その中で、レジ通過者で一番多いのが10月でございます。一月で4万6,000人から4万7,000人がレジを通過されるということで、約1日で千八百五、六十人ぐらいのお客様が、何らかの物を買いに求めに来ておられてレジを通

過されておるといふふうに思います。

また、そしてそのほかにも、自然を楽しむために弁当持参の観光客も多数訪れると。先ほどもおっしゃいましたように、山菜取りとか登山とか、いろいろあると思います。そうなれば、シーズン時には1日約2,000台の車が1日を通して駐車をされるんじゃないかなというふうに思います。

もちろん、これは同時刻に2,000台が駐車するわけではございませんけれども、そのほか萌の里には家族連れなど、子どもたちと一緒に来て、裏で草スキー等遊ばせて、弁当を食べられ、季節の花とかを観賞等で長い間駐車されるということで、この駐車場も回転率が悪いということで聞いております。

先ほど申されましたように、萌の里では冬あかり、そして今月の20日には山の神祭り、あるいはやがて訪れます俵山登山、そしてポピー祭りとか、そして夏になりますと夏祭り、コスモスが咲きますとコスモス祭りと、その後、収穫祭ということで、2月から11月にかけて多くのイベントが実施されております。その都度、駐車場が不足するというので、原野まで駐車しなければならないときもあると聞いております。観光シーズン、イベント時の駐車場不足については、十分に理解をするところであります。

質問の、村としての今後の対応ということでもありますけれども、まずは関係5集落の区長さん、そして原野組合を含めた入会権者の考え、そしてまたその萌の里の思いといいますか、そういったものをお聞きするのがまず先ではなからうかなと。私どもが先に進めるわけにはまいりませんので、そういったところを先にお聞きをしたならばというふうに思っております。

山林を伐採しておられますので、今のところ、駐車場に持っていかれるのか植林されるのかわかりませんが、その意向をまず聞いて判断したいというふうに思っております。将来的には、駐車場として利用するならばという考えがあると思います。先ほど述べたいろんな方々の意向を確認しながら進めるならばというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。以上です。

○議長（泉田洋一君）1番議員、坂本隆文君。2回目の質問を許します。

○1番議員（坂本隆文君）村長の答弁、ありがとうございます。大変前向きな答えをいただきました。

私は、昨年、袴野地区の区長をしておりました。前区長から引き継ぎをいたしましたときに、この村有地を多目的駐車場にしてもらいたいと話合いがされていたことを知りました。袴野、畑、風当、桑鶴、大切畑の5集落で、地区の方々から承諾書に印鑑を押してもらいました。印鑑を押されなかった方は5集落でたった1人だけです。その方は、駐車場に反対されたのではなく、村有地に隣接する自分の土地が、地籍調査では境界線もはっきりしていましたが、登記簿上では村有地であるため、この際はっきりしてもらいたいという考えで印鑑を押されなかったそうです。そのことは、役場のほうにも

ご相談があったかと思えます。

このように、5集落の方々も多目的駐車場に、1人を除き賛成されております。また、小森区の総代会でも、ここに駐車場ができれば西原村のためになると賛成されております。まだ、この西原村には提出されていないということですが、周りの皆様方は、この土地の関係者も、多目的駐車場にしてもらいたいと多くの方が望んでいるということをご理解いただきたいと思います。まだ出されてはいませんが、今後出したいと思えます。

村長も、今の話を聞かれまして、また進めていただければと思えますけれども。

○議長（泉田洋一君）答弁求めますか。

○1番議員（坂本隆文君）はい。

○議長（泉田洋一君）村長。

○村長（日置和彦君）集落の人も、1名を除いて多目的駐車場を望まれておるということでございます。きょうは、後ろのほうにも萌の里のほうから役員さんも来ておられます。いずれにいたしましても、幾つかの問題点をクリアしなければならぬというふうに思っております。

面積をうちのほうで調べますと、1万4,600㎡、約1町4反余りでございます。そして、その中で何台分の駐車場が必要なのか。全部開発すれば、林地開発とか大規模開発等で県の許可及び協議が必要になります。そしてまた、それを全部駐車場にすれば、下流域の洪水防止の調整池も必要になってくるんではなかろうかなというふうに考えています。

5集落の総意と入会権者の皆さん方の承諾と、また完成後の維持管理など、いろんなことがあります。正式に要望された時点で、いろんな問題を検討しなければならぬといふふうに思っております。

その後、測量設計をさせていただき、県との協議、許認可をいただいた後に、補助事業等が何かないか、そういったことも調査を行いながら、実施に向けて検討するならばという考えは持っております。

確かに、土曜、日曜になりますと、なかなか萌の里に入れないという声が、村外からもそういった声が多く聞かれるところでもございます。

そしてまた、近年はこういった物産館等も近隣にございます。そして競合もいたします。先ほど申されましたように、駐車場が整備されれば、なお一層の集客につながると、集客につながれば、売り上げ増になれば、また生産者の方々の収益が増加すると、ひいては私ども村の税収増にもつながりはしないかなというふうに思っております。そしてまた、そこに多くの車がとまれば、周辺店舗の売り上げも上がって、相乗効果も図られるということであると思えます。

駐車場の必要性は十分に理解をしております。その、今申しましたような全ての問題が解決したならば、前向きに検討するならばと考えております。

坂本議員の村を思い、村の中で一番観光客が多い、村のシンボリックな萌の里のことを思っただけの質問であるかと思えます。ありがたく受けとめて、前向きに努力をしてまいります。以上です。

○議長（泉田洋一君）よろしいですか。

○1番議員（坂本隆文君）じゃ、3回目。

○議長（泉田洋一君）じゃ、3回目の質問に入ってください。

○1番議員（坂本隆文君）3回目は、もうまとめに入らせていただきます。

今回、ここに多目的駐車場と考えたときに、まず俵山の景観を損なわないと感じました。これは、やはり一番大事なことであると思えます。

次に、駐車場スペースが多いと、渋滞が減り、お客さんからも大変喜ばれると思えます。それに、萌の里の売上げが上がれば、税金も多く納められ、納品されている農家の方々などの売上げが上がり、所得もふえます。兼業農家の方でも、会社の給料がよくななくても、農業のほうで頑張れば所得もふえることだと思います。それに、この多目的駐車場をつくれば、10年、20年と今よりは売上げを伸ばし続けることが可能だと、そう考えております。

西原村の発展を一番に考えられる日置村長にぜひ取り組んでいただき、希望ある西原村づくりをよろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（泉田洋一君）受領番号2番、3番議員、村上貞廣君。件数1件、発言を許します。

（3番議員 村上貞廣君 登壇 質問）

○3番議員（村上貞廣君）3番議員の村上です。

件数は1件ですけれども、3つのことで例題というふうに挙げておりましたので、質問については、その都度その都度3回ずつ質問させていただきたいというふうに思います。

今、1番議員の坂本君が西原村で2番目に郷土を愛しているというふうな質問をされましたが、きょう、私は、河原の振興策についてという質問の中身ですけれども、私は自分では河原を一番愛しているというふうに自分で自負しております。

それでは、質問の中身に入らせていただきます。

まずもって、日置村長初め執行部におかれましては、西原村の発展のために日々ご尽力されている、そういうことに対しまして深く敬意を表したいというふうに思います。

この河原振興策ということについての質問は、以前にも何回もほかの議員さんも質問をされたかと思えますが、本日は自分なりの見地から質問させていただきます。

ご存じのように、河原地区においては過疎地域特対事業、そういう事業によって、道路網のインフラという整備は非常に進んでまいりました。

しかし、均衡ある地域の発展ということについて、俵山周辺並びに役場周辺及び高遊地域と、それに比較して河原地域の格差は非常に大きいと思われます。いわゆる光と影があるんじゃないかなと、地域格差が、そういうふう感じられますが、そのことについて、まず村長の答弁を求めます。

○議長（泉田洋一君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えいたします。

河原校区の振興についてということであります。

今、格差と、光と影ということだったですかね、そのことにどう思っているかということであるかと思えます。

格差も光も影もないというふうに私は思っております。村の長として、村全体のことを考えて進めるのが当然であって、今申されました高遊とか役場付近といいますと、やはり高遊地区は新しい住宅がふえて、新しい転入者がふえている地域と、家も一番建っているところというふうに思っております。役場中心は、役場があって、その周りができるだけ発展するならばという思いを持っております。

鳥子から小森東、宮山出の口、河原地区、そのあたりは、今現在、人口が減少しておると、過疎化がなりつつあるということでもあります。村全体の高齢化率も、一番高いのが猿帰と、次に高いのが日向と、3番目が上鳥子、そういったところで、山西地区のほうが50%以上あるのが3カ所です、3地域。河原地区は2地域でございます。一番高いのは、もちろん猿帰でありますけれども、そのほかは50%以下ということでございます。

なぜ高齢化率が高いのかというのは、やはり次の世代を担う者、若い者がその地域からいなくなるということでもありますので、そういったことで高齢化率が高くなってきているんじゃないかなというふうに思えます。

河原においては、河原団地が10%以下、7%ぐらいだったと思えますけれども、そのぐらいの高齢化率ということでございます。

特にそういったところで、全体的に見て、あっちがいい、こっちが悪いというふうなことはないというふうに思っております。以上です。

○議長（泉田洋一君）村上君、2回目の質問に入ってください。

○3番議員（村上貞廣君）見方によって、そういうふうに村長が捉えられるということは、村長のその捉え方というふうに私は理解しますが、自分なりに河原の人間として、何とか活性化したいという一念のもとにこういう質問をさせてもらったというふうに思えます。

それでは、3つぐらいまとめてちょっと質問させていただきますが、ご存じのように、今言いましたインフラの整備、道路網のインフラの整備については、確かに過疎対策事業あたりで非常に立派な、他町村から見て、下あげ、特にうらやましがられるような立派な道路網が整備をされております。

それと同時に、河原地区については、旧山村振興法に基づいて第1期、第2期、第3期、そして新山村振興特対事業というような事業を取り組んでまいりました。それで、その結果、ほとんどの集落とっていいと思いますが、集会所等につきましては、この山村の特対事業で整備をなされたというふうに私は記憶しております。

しかし、まだまだいろんな整備が必要なところもいっぱいあると思いますし、ちょっと県のほうに出向いてお伺いをしましたところ、この山村振興と、それから新農構、それから団体営といいます県営クラスの事業、それをひっくるめまして、平成19年に農山漁村活性化プロジェクト支援交付金という制度が新しくできたというふうに伺ったわけでございますが、自分なりに勉強しましたんですけれども、それについての関係課長の答弁をお願いします。

○議長(泉田洋一君) 村長。

○村長(日置和彦君) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金という活用等がということでお尋ねでございますけれども、農山漁村においては、心豊かな暮らしと自然、文化、歴史を大切にすよき伝統を代々伝えておるのが我が国にとってかけがえのない存在というふうに捉えております。

しかし、少子・高齢化の急速な進行や所得の減少と、都市部に比べて生活環境の整備がおくれていることなどから、地域としての活力低下が続いている状況であるということでございます。

このような中で、近年、農山漁村に対する都市住民の関心の高まりを受けて、家族の多様なニーズに応えたライフスタイルを実現するための手段の一つとして、二地域居住を実践する人たちなど、新しい形態で農山漁村とのかわりを持つ人々が増え始めております。

村上議員におかれましては、地元であります河原校区の振興策ということでございますけれども、このプロジェクト支援交付金につきましては、西原村においては、平成17年に滝地区の地域資源活用総合交流施設として、滝の交流館系舞季建設事業に実施した山村振興対策事業も含まれておるとこのころのプロジェクト支援交付金のことでございます。

村上議員におかれましては、役場在職中にもそういったことに携われてこられた事業もあると思いますけれども、ご存じのとおり、このプロジェクト支援金については、産業課も企画商工課も関連しておりますので、両方の課長からまた答弁をさせます。

○議長(泉田洋一君) 産業課長。

○産業課長(片島信幸君) ただいまのご質問の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等につきまして、産業課としてはハード面の整備が主でありますけれども、ただいま村長が申しましたように、そういう事案を踏まえてから、平成19年にこの法律が制定されています。農山漁村の活性化のための定住及び地域間交流の促進に関する法律という名称でございますけれども、平成19

年に制定されました。これを受けまして、そのプロジェクト支援交付金が創設され、交付されることになっております。

本村としては、さっき言いましたハード面なんですけど、この交付金事業につきましては、今、議員がおっしゃったように、山村振興特別対策事業、それとか元気な地域づくり交付金とか、先ほど言われました新農構、団体関連の補助金を全て統合したところで、これに一本化されております。農業関連の補助事業のみならず、林野・水産、その辺の関連も統合されて、現在の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に移行しております。

県では、その事務の簡素化を図るということで、市町村から直接国への申請ということがなされました。ワンストップ申請と言われておりますけれども、ただ、市町村は、国へ直接申請、国から直接交付を受けますけれども、県としても義務的に補助金をつける部分がありますので、県にも申請しなくちゃいけないと、だから申請事務は1つ増えたと、町村としてはそういう事案であります。

西原村がこの事業で実施しておりますのは、河原地区ではありませんけれども、宮山地区基盤整備事業としまして、この計画の目標を設定するという、計画書作成が当然必要なんですけど、地区内に農業用水の整備を行うことで生産基盤の機能を確保し、地域活性化のための定住や地域間交流等の促進に役立つ地域づくりと、そういうことをうたい込みながら、この地区内の農家であったり住民の流出を食い止め、定住の促進を図るという、ちょっと苦しい表現もありますが、そういうところでこの事業を実施しております。

さっきも言いましたように、一応ハード面の整備はうちが主でありますので、総事業費としまして3,290万円ほど、これは事務費は入っておりませんが、平成21年、平成22年の2カ年で行っております。塩化ビニール管の300mmから400mmですから、こんなにやっぱり大きいわけですね。それを約1,100m、山間部もありましたけれども、漏水が著しい水路でありましたので、その整備を行いました。今はもう、それに関する維持管理の経費は相当楽になったということをお聞きしております。

負担割合としましては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金が55%、県の農業農村整備推進交付金が15%、受益者負担8%、残りが市町村の22%の内訳になっております。

私のほうで受け持ったものは以上でございます。

○議長(泉田洋一君) 企画商工課長。

○企画商工課長(海東義朗君) 今、産業課長からも幾分説明がありましたが、企画商工課のほうからも答弁させていただきます。

この活性化プロジェクト支援交付金につきましては、地域の課題を県または市町村単独あるいは共同で活性化計画を作成し、事業を実施するものでございまして、交付率は2分の1から3分の1以内と規定されております。

また、活性化計画策定の前に事前点検シートというのを作成しなくてはなりません、その中を見てみますと、市町村の総合計画、農業振興地域整備計画等との施策の連携、配慮、調和等が図られているか、また地域住民の合意形成を基礎としたものになっているか、事業の推進体制は確立されているか、目標及び事業活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているかなど、また施設整備につきましては、1年を通して運営されているものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか、維持管理計画は適正か、事業費は5,000万円を超えますと経営診断を受け、適正なものになっているかなど、45項目ほど事前点検が必要となっております。

村の総合計画におきましては、本年度で期限が切れるわけですが、今回、当初予算に第5次総合計画作成予算を計上させていただいているところでございますが、村上議員も携わられて作成されました第4次総合計画におきまして、河原地域の現状と課題というところを見てみますと、棚田の保全や圃場整備など、中山間地域の地形を活用した農業の振興を図る必要がある、さらに、本地域の過疎化に歯どめをかけるために、住宅や道路、排水処理施設などの整備による定住環境の充実が望まれると記されております。

計画目標におきましては、圃場整備を初めとする農業基盤整備の推進、棚田保全と活用、観光農園の立ち上げなどを計上されております。

生活環境におきましては、議員も申されましたけれども、地域内幹線道路の整備推進、集落内道路の改良、拡幅の推進、空き家の活用等が計上されております。

現在、圃場整備におきましては、産業課のほうで医王寺から星田前までの地区におきまして計画が進行しておりますけれども、中山間地におきましては、棚田におきましては、面積が狭く不整形であるため圃場整備ができず、高齢化に伴い、耕作放棄地がふえている状況にあります。

そこで、議員の3番目にちょっと質問されております土地利用に関係しますが、総合計画にありますように、観光農園あるいは市民農園などの立ち上げが必要になってくるのかなと思っております。現農地法でいきますと、なかなか規制が厳しく、断念されたところもございますが、当活性化プロジェクト支援交付では、都市等との地域間交流の促進の中に、市民などの交流、触れ合いのための施設整備がございますし、議員が2番目にちょっと質問されておりますU・I・Jターン推進のプロジェクトもございます。

生活環境について、地域内幹線道路の整備につきましては、もう村上議員ご存じのとおり、土林瓜生迫線、秋田灰床線の道路改良によりまして、小野地区におきましては、沿線沿いにたくさんの住宅ができておる状態でございます。

今後の第5次の総合計画におきましても、河原地域だけでなく、村長もおっしゃいましたような既存集落の定住促進のためにも、農山漁村活性化プロ

ジェクト支援交付金事業に即した基本計画策定に盛り込むならと考えております。以上でございます。

○議長（泉田洋一君）村上議員、3回目の質問に入ってください。

○3番議員（村上貞廣君）1項目3回ということで非常にづらいんですが、次に、白糸の滝、それから糸舞季、いわゆる交流農園の今後の活用と、それからそれに係る滝川について、ちょっとお尋ねをします。

現在、私が記憶している中では、平成16年度、平成17年度で、さつき村長が答弁されましたような新山村振興特対事業におきまして、糸舞季の建設あるいはその辺の周辺の整備を行ってきたところではありますが、つい二、三日前、滝の管理組合から、どうしても運営をするのに苦しいというようなことで、ちょっと話を人から聞きまして確認をしたところですが、きのう、おとといだったと思いますが、滝の管理組合の組合長さんと、それに携わる役員さんが役場の企画商工課のほうに来られたということで、管理組合の組合長さんにも電話で確認をしました。

それで、今夜、滝の管理組合と、それとその集落の方々と話し合いをするように連絡をしておるところでございますが、実は、この白糸の滝には、非常に私は個人的に思い出がございまして、役場に入る左脇に荒木三蔵さんの銅像がございまして、荒木元村長が亡くなる2日前に、私は何回もお見舞いに行ったんですが、最後に行ったのが2日前でした。そのときに言われた言葉を今でも思い出しますが、俵山とか、いわゆる高遊付近がこんなに発展するということは、それはその当時の荒木元村長も全然見当もつかなかったんじゃないかと、だから河原、いわゆる白糸の滝は河原の宝だし、西原の観光地だから大切にしろと言われた言葉が最後の言葉でした。

それで、その糸舞季で、そういう思いも含めて糸舞季等の建設を行ったわけですけれども、その管理組合自体が、今、危機に陥っているということで、以前、萌の里の立ち上げにもちょっと携わったわけなんですけれども、これは記憶が間違っていたら申しわけないですが、萌の里が管理運営していくために、村から5年間200万円——だったと記憶しています——ずつ、5カ年にわたって助成をしたという記憶がございまして、実は、萌の里は1年目から黒字経営になりまして、2年目まで満額、3年目半額で、そこで打ち切ったという経緯があります。

村長にお尋ねしたいのは、このせっかくの宝、観光地であります白糸の滝とその周辺の施設、それと二、三日前だったですかね、今、役場のロビーに写真が展示してありますね、フォトコンテストの。77枚だったと思います、全部でやったのが。そのうちの20枚は白糸の滝でした。それだけやはり愛されて、ほかの町村からも観光あるいは写真撮影というふうに来ておられるんだと思いますが、何とかその灯を消したくないと、消したらだめだという思いがずっとありますし、今度はそれに伴います周辺の整備に力を入れていっ

たらどうかというふうにも思っております。

実は、もうご存じかと思いますが、旧清和村の緑仙峡というところがあります。その清和村に緑仙峡フィッシングパークというのがあります。どういふのがあるかという、河川に水たまりを人工的につくって、そこで魚を放流して、そこで1日釣りを楽しむと。

これが滝川に、あの水がきれいな滝川にこういう施設ができないかと実はひそかに思っているところでありまして、これに対するところについては、当然いわゆるB/Cといいますか費用対効果、これがかかってくるわけですが、それとともに、河川ですので県の規制関係が出てくるんじゃないかというふうに思います。

まずは、その白糸の滝の交流館糸舞季と、それから上の交流農園の施設について、今後、私の今質問しましたことに対して村長のほうに答弁をお願いして、今言いました県の河川課関係についても、村長でも担当課長でもいいですので答弁をお願いします。

○議長（泉田洋一君）村長。

○村長（日置和彦君）その前に、先ほど高齢化率を申し上げました。議会でございます。議事録に載りますので、はっきりと申し上げたいと思います。

猿狒が76.9%で1位でございます。2位が上鳥子が55.4%で2位、3位が滝の52.7%、4番目が日向の52.3%、5番目として葛目の51.5%でございます。50%以上はそこでございますので、先ほどの少し間違っていたかと思えますので訂正をさせていただきます。

滝の交流施設の糸舞季の件でございます。

確かに白糸の滝は宝でございます。ああいった滝は、どこに行っても余りなく、寄姫伝説にありますようにすばらしい滝というふうに思っております。灯を消したくないというのは、私も当然一緒であります。

あその糸舞季でございますけれども、この件についても、村上議員が建設時には携わっていただいたものだというふうに思っております。なかなか経営状況が厳しいということでありまして、当初の計画では年間1,700万円という計画であったかと思えます。ところが、ふたをあけてみますと最高で720万円か730万円ぐらいということで、1年、2年はようございましたけれども、3年目になっても500万円台と、今現在は300万円しか上がっていないということで経営状況も厳しいと、今年も赤字ということで、糸舞季の管理組合のほうからご相談がございました。

単独ではもう厳しいということで、どこかに応援をしてもらえないだろうかということでお話がございまして、じゃ、あなたたちもあなたたちでいるんなどに当たってもらえんですかと、どうしてもないときは、村も村なりに考えてどうにかせんといかんですよと、あれを閉鎖すれば補助金返納という形になりますので、どうしても続けにやいかんということでありますの

で、そういったところで相談しておりましたところ、こういった店関係あるいはそういったもろもろの関係で、今まで萌の里がいろんなことで、先ほど申されましたように初年度から黒字ということで、その経営は萌の里はすばらしいところがございます。萌の里にもちょっと相談しましたところ、加工場が手狭になっておるということで、そういったことであそこを使わせてもらって、あくまでも滝の指定管理でございますので滝の組合がなされて、私どもも少し応援はしていいですよというふうな話もありました。しかし、それができるかできないかは、まだわかりません。萌の里は萌の里の事情がありますので、わかりませんけれども、そういったことで、今、話をさせていただいておるところであります。

もし、萌の里ができない、滝の管理運営組合もできないとなれば、新しく指定管理者としてどこかを見つけないかということでもあります。できますなら、滝のほうにこのまま運営していただければ一番いいというふうに思っておりますけれども、何分にも、先ほど申しましたように、滝地区は52.7%の高齢化率ということで、若い者がおらんと、後継ぎがおらんとというような話もありました。実際、この数字を見ますと、半分以上は65歳以上ということでもありますので、ここに、夏場だけありますけれども、雇用するにしても、もう定年を過ぎた人しかおらんとというような話もありますので、今後もその滝の管理運営組合ともまた話をしながら、どうしたらいいかは進めていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（泉田洋一君）村上議員、2件目の質問に入ってください。

○3番議員（村上貞廣君）いや、1件目の最後の滝川に係る規制について。

○議長（泉田洋一君）産業課長。

○産業課長（片島信幸君）滝川のほうで一応フィッシングパークをとということでございますので、許認可の場合、滝つぼを基準に考えて、下流の方でお考えなのか、上流のほうで、2段滝のほうでお考えなのかによっては申請する相手方が変わりますので、どちらのほうでというふうにお考えでしょうか。

○3番議員（村上貞廣君）下流域です。

○産業課長（片島信幸君）下流域ですね。下流域でありますと、河川法の適用を受けます。滝つぼまでが、所在地番はちょっと忘れちゃったけれども、滝つぼのところ付近までが熊本県が管理する河川になります。上流は普通河川になりますので市町村が管理することになります。ですから、下流域は河川法の適用を受けるということで、熊本県に対して、河川法の第23条か第24条で熊本県に対しての許可申請ということになります。

県のほうに確認しましたがけれども、そんなに余り、どの程度の構造物をつくるのか、余りそんなやつは、恐らく自然を生かした状態でなされるんであるということですのでと思いますので、そこまで制約が厳しいものではないかという話ではありました。

ただ、下流域の水流組合であるとか漁業組合とかとのやっぱり事前の調整は必要だろうということは聞いております。以上です。

○議長（泉田洋一君）村上議員、質問が3回の質問ですので終了してください。よろしいでしょうか。

○3番議員（村上貞廣君）わかりました。1件について3回じゃなかったわけですね。

○議長（泉田洋一君）あなた1件しか申請していないけん、1件の中で3項目書いてありましたので。

○3番議員（村上貞廣君）じゃ、残りは次の議会に質問させていただきますので、よろしくお願いします。終わります。

○議長（泉田洋一君）暫時休憩します。

（午前10時54分）

（午前11時15分）

○議長（泉田洋一君）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

受領番号3番、5番議員、上野正博君。件数2件、発言を許します。

（5番議員 上野正博君 登壇 質問）

○5番議員（上野正博君）5番議員、上野です。

先般通知しておりました件について、2点ほどお尋ねいたします。

河川の改修について、水害防止対策として布田川中流の一部を改修の必要があると思ひ、質問いたします。

昨年の7.12水害において、阿蘇市と南阿蘇村では死亡者23名、行方不明者2名を出す未曾有の大災害が発生しました。

西原村では、幸いにして被害はありませんでしたが、布田川が警戒ラインを超えて氾濫のおそれがありました。また、あふれた水が分水路へ流れ出すこともあり、土砂や石がかなり堆積しており、川底が非常に浅くなっております。それに、ヨシが100mぐらい群生しており、環境美化と水害防止のために、区で年2回ほどの草刈りをやっております。

何分、高齢者が多くて、大変な作業のために、この区間の河川の掘削を県のほうに要望できないものでしょうか。前回は、三、四十年ぐらい前に草村建設が河川の掘削工事をされたことを記憶しております。

村長のお考えをお聞かせ願います。

○議長（泉田洋一君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）河川改修ということで、水害防止対策として布田川中流の一部を改修する必要があるという質問でございます。

ただいま申されましたように、河川の草刈り工事は、多くの集落でいろんな形をお願いをしているところでございます。県の予算をいただいて、それ

ぞれの集落でしていただいております。

水害防止対策としての布田川中流の一部を改修ということでもありますけれども、防災・減災ということで、水害防止対策もその一環であるというふうに捉えております。

今、申されましたように、昨年7月12日発生いたしました九州北部豪雨によりまして、阿蘇を中心に大きな被害が発生しております。死者、行方不明者25名ということで、家屋や、あるいは公共施設、道路、農地、いろんな災害が発生しております。

私ども、幸いに、西原村は大きな被害も受けることなく、昨年は1年無事に終えておるところでもございます。

しかしながら、この災害というものは、いつどこで発生するか予測ができません。よって、いつ発生するかわからない災害、そしてそういった非常時に備えて防水対策を講じるのも当然でございます。

今回お尋ねの布田川中流の件でございますけれども、これも以前から今村前議長や地元の方々から要望があった箇所ではないかと思えます。地元になれば、危険な箇所であり、不安視されており、早急な対策が必要ではないかと思っております。

この河川、西原村が管理しておるのであれば、今すぐ「はい」と申しますけれども、いかんせん、これは県の管理でございます。今後も、我々の事情、そしてその事業等を説明して、強く要望していきたいというふうに思います。

なお、自民党政権になりまして、国土強靱化計画というのがございます。その計画が、まだはっきりしておりませんが、こういったことも対象になれば、できるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そういったところも期待をしたいと思います。

それで、この件につきましては産業課が担当しておりますので、産業課長のほうからあとは答弁させていただきます。

○議長（泉田洋一君）産業課長。

○産業課長（片島信幸君）ただいま議員の質問されました箇所は、布田の北向・新屋敷地区の西側ぐらいではなかろうかと思えますけれども、上流から見ると、右にたしか曲がっているような河川区域ではなかったかと思えます。そっちに、右側に土砂が堆積している状況ですね。それで、上流から見まして左側のほうは、今おっしゃったように河床が浅くなって、基礎の部分も多少露出している部分が見受けられるところも確かにあります。

河川改修というよりか、掘削というふうなことが適切かと思えますけれども、この集落の外れ、西側のほうに、この布田川に、頭首工、堰ですね、田んぼに水をとるための堰があります。その堰からとっている用水路が、護岸、右側の石積みといたしましうか、護岸の天端と大体同じような高さですずっと水路が設置されていたようにちょっと記憶しておりますけれども、現在は土

砂が堆積した状態で、逆に水路も守られているような状況にもちょっと見受けられました。

これを撤去した場合に、その水路を保護している護岸が天然の護岸なのか人工の護岸なのかもちっとわかりませんが、そこら辺、取ってしまえば、ちょっと上流から見ますと、用水路に真っすぐに向かうような部分もあります。ですから、ちょっと工法とか、ただ掘削するだけというのは、なかなかどうなのかなということもちらっと考えたところなんです、いずれにしても、今、村長が申しましたように熊本県の管理区間になります。

これは、村内のほかの河川でも同様な事案が多分にあるかと思しますので、阿蘇地域振興局の担当課に現地等を確認していただいて、どのような対応策があるのかとかということも一応検討した上で、毎年7月ごろに県の事業の要望調査がございますので、我々としては粘り強く続けて要望をしていくところで一応考えております。以上でございます。

○議長（泉田洋一君）上野議員、2回目の質問に入ってください。

○5番議員（上野正博君）国も大型補正予算を組んでおり、公共事業として、また防災に関するということで優先されるのではないのでしょうか。梅雨時、特に心配であります。早急な実現を望みます。

続いて、2点目のほうにいきます。

古い住宅地の道路整備をとということで、化粧塚地区と西原台地区の住宅地内の道路がかなり傷んでおります。補修整備ができないかお尋ねいたします。

この件は、恐らく以前にも質問があったのではないかと思われそうですが、今なおできていない状況でございます。いろんな問題点があるかとは思いますが、このまま放っておくわけにもいかないでしょう。

まずは、村道への昇格はできないのでしょうか。西原村が好きで、長年住んでおられます。何とか快適な生活をさせてあげたいものでございます。何か対策はないのでしょうか。村長のほうにご答弁をお願いします。または課長のほうでも結構です。

○議長（泉田洋一君）村長。

○村長（日置和彦君）今の質問に答える前に、さっきの河川のことでございますけれども、河川掘削はもちろん県のほうに要望してまいりますけれども、消極的な考えではございませんけれども、何分にも昨年発生いたしました阿蘇を中心とした豪雨ということで、阿蘇市の黒川あるいは大津、菊陽、熊本市の白川の災害復旧工事ということで、多くの事業費はそちらに持っていかれるということでございます。そういうことで、県にお尋ねしますと、もう今年は無理だろうというふうなお話もちっと聞いております、河川掘削のほうはですね。

しかしながら、我々は我々として、村の事情を説明しながら、県のほうに今後も要望を続けていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いた

だきたいというふうに思います。

それから、住宅地の道路整備ということでございます。

ここで、化粧塚、西原台を挙げていただいておりますけれども、議員が申されますように道路がかなり傷んでおります。お尋ねのこの2つの道路、私も以前から舗装が傷んでいるのは知っておりますけれども、西原台のほうには、ところどころには歩くのでも足首を捻挫しないかというような穴があいておるところもございます。本当に傷んでおるということでございます。

確かに、この2つの道路は、平成7年に開発指導要綱が整備されておりますけれども、その以前に開発がなされたところではなかろうかなと、そういった記憶をしております。

そのようなことで、基準等もなく、こう言うは何ですけれども、排水路にしる舗装にしる、簡単な工事という、簡易舗装的な舗装ではなかったろうかなと、粗末と申しますと語弊がありますが、そういった形で施工されておるような状況でございます。

このような西原台、化粧塚は村道でありますけれども、西原台あたりは公衆道路と今しておりますけれども、こういった一般の交通用として利用されている公衆道路も村内には多くございます。

この件につきまして、平成21年第2回定例会において、宮田議員のほうからも質問がっております。宮田議員のほうからは、村道の基準を設けて、共有地を含めて公衆道路の整備という内容でございましたけれども、そのときの答弁といたしましては、開発業者が粗末な工事によりすぐ舗装が傷むようでは村道としては受け入れられないというふうに答弁をしております。開発をして、家が建つところには舗装が傷むというようでは、村としては受け入れられないというふうに答弁しております。近いうちに条例化して、今後の開発される宅地造成等は、構造等の工事内容とか、そしてまた村で竣工検査をしたり、さまざまな条件をクリアするために西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例を作成しております。そして、平成22年に条例を施行しております。

このようなことによりまして、必要な事項を定め、無秩序な開発を防止すると、そして基準に沿った快適な生活や生活環境の形成及び確保を図ることができはしないかなというふうに思っております。今後、開発されるところは、そういった基準にのっとってするならばというふうに思っております。

今、老朽化した舗装はたくさんございます。これが、ことしの、平成25年度の要望で各集落から上がってきておりますけれども、そういったことで、内容を精査しながら、それをすぐに村道にできるかできないか、そこら辺も含めて、あとは産業課長のほうから答弁させます。

○議長（泉田洋一君）産業課長。

○産業課長（片島信幸君）ただいまの上野議員の質問に対してお答えします。

化粧塚地区の道路は、多分、田島議員さんの自宅の前から南側のほうへ走っている道路ではないかと思えます。これは、先ほど村長が言いましたように、これは村道にはなっております。

この道路には、宅地開発当時に施工されたと思うんですが、道路の中心部分に側溝が入っております。この舗装を補修するとした場合に、側溝を右か左かどちらかにやっぱり敷設がえをししないと、舗装用の機械での作業が今はできない状況でもあります。

今、村長が申しましたように、平成25年度の各集落からの要望事項取りまとめが大体終わりました。それで、この事項、全ての箇所を一応現地確認を当然ながらいたします。道路の維持補修等につきましては、西原村全体の案件でありますので、危険な箇所といいましょうか、そういうところは当然ながら急いでやらなくちゃいけませんので、今、現地調査も兼ねたところで、今後どうするかということ、今、検討しております。

それと、西原台地区の道路につきましては、さきに村長が答えましたように、開発指導要綱、今は条例になっておりますけれども、この要綱が整備される前の宅地開発で、舗装も簡易舗装で、薄い舗装で、かなり今、傷んでいるということでございます。

この道路そのものの中には、もともと開発された業者の方の分と、それ以外に、その後土地を購入された方々との共有の名義としてずっと残っております。その会社名義の分は一応寄附ということになりましたものですから、あと残りの方々の分について、一応所有権移転をやった上で後々考えようということ、約1年ほどかかりました。これに抵当権とかも入っておりますので、その解除、金融機関との折衝等も行って、1年ほどかかって、昨年末に一応全ての土地の名義は所有権移転が終わっております。

議会の産業教育常任委員会のほうにも、この村道編入につきましては何度も一応お諮りはいたしました。こういう舗装が相当傷んだ状態で村道編入をしてしまうということになると、その後、村が舗装改修とかをしなくちゃならないので、やっぱり相当費用も村の負担としては大きいのではないか、それとか、さっき、宮田議員のほうからの平成21年の質問の中でも、私道についての助成はないかといった話もあったんですけども、その当時は、今、村長が答えたように、なかなかそういう悪い、悪いといってしまうか、その簡易舗装のものやつについてはちょっと厳しいのではないかとということもあって、この西原台等の区域につきましては、原材料とかを支給させていただいて、道路としての状態を整えた上で、やっぱり村道編入とかをすべきじゃないかというご意見もいただいております。

この宅地開発に関連する村道編入の案件としましては、この地区だけではありませんで、あとほかにも何件かあります。ほかの地区とのバランス等も一応考慮しながら今検討しているところではございます。以上です。

- 議長（泉田洋一君）上野議員、質問を続けてください。
- 5番議員（上野正博君）先ほど、村長の答弁の中にもございましたが、住宅企業に対しての構造の基準をもっと厳しく見直す必要もあるのではないかと思われます。例えば、先ほど言われましたように道路を広くしたり、舗装を厚くしたりするようなことが必要ではないでしょうか。以上です。
- 議長（泉田洋一君）答弁を求めますか。
- 5番議員（上野正博君）はい、村長、お願いします。
- 議長（泉田洋一君）村長。
- 村長（日置和彦君）今できております開発指導条例によりますと、その条例どおりにすれば、道路はもちます。ただ、例えば舗装が4cm、5cmという構造になっておりますので、その構造どおりしていただければ道路はもちます。ただ、少し薄かったりとか隅切りがなかったりとか、角の隅切りですね、側溝が片側しかいっとらんとか、いろんな方法がありますので、そういったことがないように、例えば側溝をいけるなら、側溝の下にはコンクリートの基礎を打ってその上に載せるとか、いろんな構造上の条例の中でありますので、そのとおりやっただけであれば道路はもちます。
- たまたまそういうところが、そういう構造に載っていない施工がされたところは、村としてはもらえないと、村道としてはもらえないということでございます。
- 実際に、10区画、20区画宅地造成されたところで、家が建ってしまうころにはもう側溝がひび割れとったりとかいうところも現実にございますので、そういったことがあれば、終わったらすぐに村にやるということでは、村はもらえないということでもありますので、業者さんのほうにそういったことも指導していきながら進めたいというふうに思います。以上です。
- 5番議員（上野正博君）以上で質問を終わります。
- 議長（泉田洋一君）これをもちまして、午前中の議事を終了いたします。

（午前11時36分）

（午後 1時00分）

- 議長（泉田洋一君）休憩前に引き続き会議を再開します。
- 受領番号4番、10番議員、田島敬一君。件数2件、発言を許します。
- （10番議員 田島敬一君 登壇 質問）
- 10番議員（田島敬一君）田島敬一です。一般質問を通告書のとおりに行わせていただきます。
- まず、第1点でございます。
- 河原大野原野の活用についてということでございますが、皆さんご承知のとおり、1月10日に、NPO法人自然を守る会というところが村有地を購入したいという要望で、プレゼンという形でなされたというふうなことを、1

月17日の全員協議会で私たちはその話を初めて知りまして、このような原野の構想地図があるわけですが、その全員協議会におきましては、同僚議員からも、このNPO法人というのは大丈夫な組織なのか、信用度、活動の実績あるいは20億円というお金が本当はどこが出すのかなど、もっと慎重に調べるべきではないかというような議論が出されました。

もちろん、私も私なりに調査を開始したわけですが、村当局としてその後、NPO法人は誰が理事なのかだとか、事務所の所有者は誰かなどについて、どこまで調べられたかをお尋ねいたします。

○議長（泉田洋一君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えをさせていただきます。

なお、本日は、後部席に多くの方が傍聴においでいただいております。市政に対し、また議会に対し、関心があられる方だと思っております。特に、この件に関しては大事な事案でありますので、私もできる限り丁寧に、そして慎重にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

NPO法人自然を守る会が大野原野を購入したいと申し出ているが、村の対応はどう考えているかというご質問でございます。

この質問にお答えする前に、村の人口が増加している背景等について、議員もご存じだと思いますけれども、若干お話をさせていただきたいというふうに思います。

ご承知のように、私どものこの西原村の人口は、第二空港線が全線開通した昭和62年以降、毎年、転入者を中心に増加しております。九州の中で人口増加が続いている村は西原村だけでございます。

この背景として考えられますのが、本村が熊本都市圏の東部に位置し、今、申し上げました第二空港線の開通で熊本市までの時間、距離が大幅に短縮された効果であります。西原村が有している自然豊かな緑と水に恵まれた素晴らしい自然環境と雄大な景観も、人を引きつける大きな要因の一つであります。

このような村の財産を子々孫々、将来にわたり引き継いでいくことは、私ども政治、そして行政に携わる者として大きな責務であると思っております。こうしたことを念頭に置きまして、これからご質問の件につきまして、その経緯と村長としての考えを述べさせていただきます。

まず、この件の経緯につきましては、ただいま田島議員が申されました質問内容と重複するかもしれませんが、若干お話をさせていただきます。

この大野原野の売却の申し入れにつきましては、昨年、ある人が数回にわたりお話をされに來られましたが、村の財産である貴重な村有地を売却する考えは全くない旨を説明し、お断りしております。そのときは、わかりました、そういうことであればこの件はなかったことということで帰られた

ところであります。

そして、ご存じのとおり、ことしの1月10日、NPO法人自然を守る会代表の山崎さんという方が、数名の村議会議員、前村議会議員と一緒に役場に来られ、大野原野の開発計画を進めるために約350haの村有地の売却について正式に申し入れをされたところでございます。

その際、山崎氏は、持参した西原村幸福特区構想を私に提出されただけで、みずからはその内容についての説明は一切されず、土地の売却の願いをされるのみでありました。

そこで、私と副村長とでこの構想に目を通しましたが、どちらかというイメージ的な絵図のようなもので、具体性に欠け、そして事業実体の可能性を判断する材料として不十分であるなど幾つかの気づいた点を指摘したところでございます。参加者との間で多少のやりとりはありましたが、村として、この構想については十分に精査をする必要があるということを申し上げて、その日はお帰りをいただいたところでございます。

なお、後日、事業計画書、残高証明書等が議員を通じて提出されましたが、これにつきましても十分な精査が必要であると考えております。

なお、先ほど図面を田島議員から見せていただきましたが、この構想と事業計画につきましても、温泉施設、リゾートホテル、野球・サッカーなどのスポーツ施設、心身と心を癒やすセラピーを中心とした医療施設、そしていつまでも人と自然と西原村の幸福が続くようにということで、山の守護神を祭るため、ほこらを建立するというような内容でございます。

そういうことで、この件は、河原地区として、また村として、広大な村有地の売却という大変重要な事柄であることから、議会とも情報を共有しながら対応する必要があるという判断をいたしまして、去る1月17日に全員協議会を開催していただき、この構想等を報告するとともに、今後の対応についても協議をお願いしたところであります。議員もご存じのとおりであります。

この全員協議会の中では、一部の議員からこの構想を推進する旨の表明もありましたが、大多数の議員は、この構想に対して疑問の声や不安視する発言が数多く下され、この件については、今後も引き続き慎重に調査、検討を重ね、場合によってはNPO法人自然を守る会の山崎代表を議会に呼んで、直接説明を求めるべきとの意見も出されたところであります。

なお、この全員協議会での内容につきましては、駒城との賃貸借契約の更新も絡むことから、1月28日開催の区長会で河原区区長に報告したところ、大変厳しい反対の意見も出たところであります。

その後は、このNPO法人自然を守る会から、今日に至るまで特段の動きはなされていない状況であります。常識的に考えますと、正式に申し入れをされた以上は、断念されるのか、あるいは継続して要望されるのか、どちらか意思表示がなされるものと思っております。

そして、仮に継続して要望したいということで具体的な話が出てきた場合においては、執行部と議会、特にこの案件を所管する公共育成牧場跡地利用対策特別委員会と一体となって、連携を図りながら、このNPO法人の役員構成なり、その事業内容の精査はもちろんのこと、今回の事業計画に伴う資金の出所などを調査するとともに、さまざまな点について情報収集をする必要があると考えております。

そうして、得られた情報等につきましては、この村有地である原野の入会権者の人たちはもちろんのこと、村民に対して情報公開をする中で、その総意を踏まえて、村としての対応を決断したいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、先日、提案理由で説明申し上げましたように、村を思い、村民の幸せを思い、心を一つにして何事にも対処するという基本姿勢を貫いてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（泉田洋一君）2回目の質問を続けてください。

○10番議員（田島敬一君）いろいろと村のほうでも調査をされているとは思いますが、私が調べた結果をご報告したいと思います。

このNPO法人自然を守る会、この定款、これは県に行けば誰でも手に入れることができるわけですが、これを見ますと、理事長は山崎三男氏、副理事長は森加津代氏であり、理事の泉田洋一氏と合わせて3人の理事、そして監事が1人と、また法務局で事務所の所在地を河原4050-6、その所有者を調べてみましたところ、開俊久氏でございました。

私は、直接、NPO法人の事務所が置かれているという浜の谷の一軒家を訪問しまして、そこに居住しておられるという説明でありました山崎三男氏にぜひ会いたいということで訪問したわけですが、不在でございました。そこで、役場の住民課に行って住民票はどうなっているのかということを確認しましたところ、住民票は存在していないということでした。

ちなみに、このNPO法人の設立日時は去年の12月3日でございます、設立されてたった4カ月しかたっていないということです。ですから、活動実績があるはずはないと思います。2月4日現在で調べて見ますと、このNPO法人の資産総額は0円となっています。これでは、村の大事な財産である村有地を売却するなどの話は、最初からとんでもない話ではないかというふうに思った次第でございます。

村長は、銀行の残高証明書がある議員から仲介ということで通じて見せてもらったと言われましたけれども、肝心のNPO法人の残高は0円というふうに記載されているわけです。村長が見せてもらいました残高証明の口座の名義、これは個人のもものではございませんか。その個人というのは、NPOとどのような関係の人物なのでしょうか。

NPOが申し込んでいるというのであれば、NPO法人の口座でなければ筋違いであり、意味がないのではないかとということで、ぜひ口座の持ち主と

NPO法人との関係をどのように説明されたのか、お答えいただきたいと思います。

ともあれ、理事長の山崎三男氏と副理事長の森加津代氏、そして事務所の所有者開俊久氏、この3人はいかなる背景を持つ人物であるのか調べられましたでしょうか。20億円というお金、本当はどこが出すのか、原野を20億円で購入したいというけれども、どれだけ信頼できる話であるのか、問題はここにあると思います。

実は、山崎三男氏と森加津代氏及び開俊久氏という、NPO法人に関連して名前が出てきておりますこの3名は、3名が3名とも、佐賀で1986年(昭和61年)に発足した泰道という団体の理事だったことが、1993年の11月21日から23日に泰道総本部があります佐賀市富士町杉山で落成したときのパンフレットにその名簿が記載されていることを確認できました。

泰道は、1997年に解散しておりますけれども、宝珠宗宝珠会という、それ以前、1992年に設立された開俊久氏を本源とする宗教団体は存続しています。毎日新聞など各マスコミに世間の耳目を騒がせる記事がちよくちよく出ていましたけれども、村長は読まれた記憶はおありでしょうか。

ここに、少しだけ、その新聞の見出しだけをかいつまんでご紹介したいと思います。

会員は集金マシンに。マルチ商法的布教。虚像と金で縛りつけ、やめれば地獄。脱税捜査は最終段階。また、日本刀を500本購入した。武器取引まで画策。いろいろ新聞に連載が載るぐらいなことでもございました。

そして、佐賀や長崎でも被害対策弁護団ができておりまして、裁判が起こされてきました。例としまして、11年前の平成14年、2006年の2月15日に佐賀地裁判決文が出されましたので、その中から抜粋して紹介しますと、判決文にはこうなっています。泰道という団体の会長開俊久氏らに対して、詐欺に当たるとして、入会させられ金員を支払った被害者に対して損害賠償を命じている。また、泰道は、途中略いたしますが、その創始者の被告開俊久は医学博士であり、アメリカ合衆国の要人、これはモンデール氏のことなんですけれども、と親交があるなどと虚偽の肩書で被告開俊久の権威づけを行っているとあります。

多額の金員を支払わせて会員の勧誘を行い、果ては詐欺に当たるだとか虚偽の肩書などと指摘されて、損害賠償を裁判所から命じられるような勢力の村への進出は、単に村有地のみならず、私有といえどもきっぱりと断るべきだし、村民の警戒を呼びかけるべきではないかと思います。

その点で、9haの分については私有地部分が多いと思いますが、1ha以上は県の許可が必要だと聞いています。その辺、どうなっておりますでしょうか。

また、村民の声をできるだけ広く聞いて、村の開発規制条例、1,000㎡以

上の開発を規制する、この条例なども最大活用して、村への進出がないようにすべきではないか、また駒城との契約が3月31日で切れるということですが、これをどうされるのか、お尋ねいたします。

○議長（泉田洋一君）村長。

○村長（日置和彦君）いろいろな質問の内容があると思います、資料も用意しておりましたが、答えられる範囲内でお答えさせていただきたいというふうに思います。

今申されました質問事項、前後すると思いますけれども、質問、お答えをしたいというふうに思います。

最後に申されました9haの私有地及びNPO法人自然を守る会の事務所に関しましては、個人から個人への売買でございますので、現在のところ、私といたしましては、どうこう言うべきことではないというふうに考えております。

少しだけ言わせていただきますならば、今、議員が申されましたように、もし開発されるのであれば、1ha以上で、無秩序な開発によって大切な森林の働きが損なわれるのを防ぐため、森林法に定める林地開発許可制度がございます。その内容は、一定の規模と申しますと1haでございますけれども、それを超える森林開発に対し、県知事の許可を得ることとなっております。許可の対象となる森林は、地域森林計画の対象となっている民有林であります。現況が山林、原野である場合、ほとんどが地域森林計画の対象となっております。そのようなことで、今回の私有地もその対象であると考えられます。そのようなことでありますので、今後の動向を注視しながら対応してまいりたいというふうに思っております。

議会での田島議員の質問事項、質問の要旨では、大野原野の件と承っておりますので、私有地については、以上で答弁は控えさせていただきたいというふうに思います。

それから、今、議員が申されました山崎さん、開さんの名前でございますけれども、山崎さんは昨年と今年の1月10日、大野原野の売却の件で申し入れに来られましたので、自然を守る会の代表ということで面識はございます。開さんは、議員さんから残高証明書をいただいた預金者と同姓同名であることだけは存じております。もちろん、面識も、会ったこともございません。ここは議場でございますので、自治体の長として、人から聞いた話や臆測での発言は控えさせていただきたいと思います。

ただ、泰道や宗教法人宝珠宗宝珠会といった団体については、インターネットで調べればわかると思いますけれども、内容については、議員が今言われたとおり、見られたとおり、それと一緒にあるというふうに思います。

そのようなことで、田島議員が知り得た情報を公開されるのは、村を思うことであれば結構ではないかと思っております。

私どもは、さらに内容を精査し、確信を得たときに、NPO法人自然を守る会の組織や役員構成を含め、公共育成牧場跡地利用対策特別委員会を中心に、議会、執行部が一体となり、村民に対し情報を発信するなどして、村民の声を声として今後対処したいと考えております。

先ほど申しましたように、まだ継続して要望されるのか、断念なのか、意思表示が示されておりませんので、具体的な話を得たときに対応を決断したいと考えています。

私も、「夢作り・幸せ作り・村づくり」を掲げて村政を担当しております。村民のため、河原地域に活性化につながることであれば推進をしてみたいですが、村民が望まないことだけは民意として受け入れ、対処してみたいと考えております。ご理解をいただきたいと思います。

それから、今、新聞記事等を紹介されましたけれども、その記事はいつごろの記事でございますか。

○10番議員(田島敬一君)平成9年ごろですね。

○村長(日置和彦君)ああ、そうですか。

今、お話をされた記事の内容をお聞きしますと、平成9年とはいえど、今の話が、もちろん事実であるかと思えますけれども、事実であれば、泰道の元会長、大変な事件を起こしている人物だと想像ができます。宗教法人宝珠宗宝珠会においても、断言はできませんが、同じく危険な団体と考えられると思います。それに関係する団体の進出であれば、村といたしましても反対であります。(拍手)

この件に関して、議員さんからも、それぞれの立場からも貴重な意見を賜っておりますが、村民の方々からのご指摘や苦言もいただいております。住民、村民の反対運動が起きはしないかと心配するところもございます。また、私個人にも、村外、県外を含め、いろんなところから圧力があるのも事実でございます。駒城との賃貸借契約とあわせ、早期にこの問題が解決することを望んでやまないものであります。

河原地区の活性化、西原村の発展を願うのは、議員さんも執行部も、そして入会権者の方々も村民の方々も、思いは一緒であります。もし、そのような関係する団体の進出であれば、活性化や発展どころか、村のイメージダウンとなり、衰退し、河原地区はさらに過疎化となりはしないかと危惧するところでもあります。

ともあれ、今の新聞記事、約15年ぐらい前の話でありますので、今後、現在の状況等を精査しながら、いろんな関係機関と相談し、そして連携を密にして対応してみたいというふうに思っております。

それから、駒城のことも言われたと思います。

この賃貸借契約の更新につきましては、昨年3月ごろから、駒城から契約更新についての要望が上がっております。昨年7月12日に議会の特別委

員会を開いていただきました。7月19日に、第1回の河原地区区長と前回契約時の代表者の方々の協議会で、覚書のとおり面積の圧縮と、賃料単価についても覚書を遵守するというので、集落ごとにその回答を求めています。結果、1集落を除き了解をいただいたところでもあります。

その間数回、河原区長や地元議員さんと協議を重ねております。今年に入り、ご存じのとおり、1月10日のNPO法人自然を守る会からの土地売却の申し入れ後は、駒城さんとの賃貸協議が前進していないのが現状であります。3月末が契約期限でありますので、入会権者のご理解をいただき、できる限り早く契約ができればと願っているところでもございます。

もし、このまま契約ができないとなれば、損害賠償問題になりはしないかと危惧するところでもございます。このことは、我々執行部も議会も村民も望まないと思っております。全ての方々のご理解をいただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長(泉田洋一君) 田島議員、3回目の質問をお願いします。

○10番議員(田島敬一君) 今、大変詳しく答弁をしていただきました。

今、阿蘇全体は、世界文化遺産の認定を受けるための努力が、阿蘇市郡及び熊本県が一体となって行っている最中ではございまして、そのテーマは何かというと、草原と人間との共生がいかに行われているかということだと聞いております。草原の貴重な動植物も保護されてこそ世界文化遺産になると私は思います。

また、世界文化遺産に登録されれば、必ず河原のグリーンロードから阿蘇に入ってくる観光客は増えてくると思います。そうなりますと、河原の大野原野一帯は、熊本市内や上益城方面などからグリーンロードを通過するのいわば玄関口に当たりまして、阿蘇の草原とはいかなるものか、いかに美しいものかという第一印象を強く受ける場所ではございます。

最近になりまして、草原は森以上に地下水涵養力があると言われるようになりました。山や木は、草原を守る営みであるとともに、熊本市や上益城一帯に豊かな地下水を供給して、これまた草原と人間との共生の一つのあらわれでございまして、一定程度、トレッキングなどの場としても構想するならば、夏の日盛りの日陰をつくるために広葉樹も意味があると思います。しかし、世界文化遺産を想定するならば、もっともっと草原そのものをいかに後世に残していくかという点に力点を置いて、価値を見出して発信していくべきではないかと思っております。

余談でございすけれども、森林は、雨が降ってもある程度は葉っぱや幹を濡らすばかりで、地面まで水が到達せずに蒸発する部分があります。また、せっかく地面に届いた水も、根っこから吸い上げてまた空気中に蒸発して戻ってしまうと、そういうのが森林であります。草地は空気中に戻る水の量が少なくて済み、その分余計に地下水となるという理屈でありまして、この

地下水涵養力を、草地の力というのを正当に評価すべきでありまして、地下水の受益者である下流域から何らかのバックアップが資金面でシステム化されるような何らかの提案がなされてもよい時期に来ているのではないかと思います。

何度も言うようですけれども、そういう全県下、全世界からも注目されるような場所にあり、そしてときにも当たるといようなときに、社会的に指弾を受けるような団体にはご遠慮願いたいと述べまして、一般質問のまとめとさせていただきます。(拍手)

2項目めは、ちょっと時間が足りませんので、また次の機会に回したいと思えます。以上で終わります。(拍手)

○議長(泉田洋一君) 議場での拍手は遠慮してください。

日程第2、議案第1号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 泉田元宏君 登壇 説明)

○総務課長(泉田元宏君) 議案第1号についてご説明いたします。

議案第1号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、平成25年3月31日限りで熊本県市町村総合事務組合から益城町及び御船町中小学校組合及び川辺川総合土地改良事業組合を脱退させ、熊本県市町村総合事務組合規約(平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号)の一部を次のとおり変更する。

平成25年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

熊本県市町村総合事務組合規約(平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号)の一部を次のように変更する。

別表第1、別表第2第3条第1号に関する事務の項及び別表第2第3条第9号に関する事務の項中「、益城町及び御船町中小学校組合」及び「、川辺川総合土地改良事業組合」を削る。

附則、この規約は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由。

一部事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

次のページに新旧対照表を添付させていただいております。よろしく願います。

○議長(泉田洋一君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

す。質疑ございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声)

○議長(泉田洋一君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(泉田洋一君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第1号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(泉田洋一君) 全員起立であります。

よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(泉田洋一君) 異議なしと認め、次の会議は14日午前10時より議事日程第3号のとおり行います。

本日はこれをもって散会します。

午後 1時39分 散 会

第 3 号 (3 月 1 4 日)

平成 2 5 年第 1 回西原村議会定例会会議録

平成 2 5 年 3 月 1 4 日、平成 2 5 年第 1 回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成 2 5 年 3 月 1 4 日 (木曜日) 議事日程第 3 号

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 2 号 | 囑託員及び地区連絡員設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 3 号 | 西原村証人等の実費弁償に関する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 4 号 | 西原村子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 5 号 | 西原村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 6 号 | 西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 7 号 | 西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 8 号 | 西原村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 9 号 | 西原村が管理する村道の構造の技術的基準を定める条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 1 0 号 | 西原村が管理する村道に設ける道路標識の寸法 |

を定める条例の制定について

- 日程第 1 0 議案第 1 1 号 西原村が管理する村道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 1 1 議案第 1 2 号 西原村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 1 3 号 西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 1 4 号 阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 1 4 議案第 1 5 号 平成 2 4 年度西原村一般会計補正予算(第 8 号)について
- 日程第 1 5 議案第 1 6 号 平成 2 4 年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)について
- 日程第 1 6 議案第 1 7 号 平成 2 4 年度西原村介護保険特別会計補正予算(第 3 号)について
- 日程第 1 7 議案第 1 8 号 平成 2 4 年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 1 8 議案第 1 9 号 平成 2 4 年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号)について
- 日程第 1 9 議案第 2 0 号 平成 2 4 年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第 1 号)について

1、応招議員 (11名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君
11 番	泉 田 洋 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
10 番	田 島 敬 一 君
11 番	泉 田 洋 一 君

4、欠席議員 (1名)

9 番	宮 田 勝 則 君
-----	-----------

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	中 村 義 光 君
議会事務局書記	岩 本 千 波 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	日 置 和 彦 君
副 村 長	坂 本 武 君
教 育 長	曾 我 敏 秀 君
総務課長	泉 田 元 宏 君
企画商工課長	海 東 義 朗 君
教育課長	塚 元 利 文 君
会計管理者	矢 野 富 士 男 君
税務課長	佐 藤 光 弘 君
産業課長	片 島 信 幸 君
住民課長	高 本 孝 嗣 君
保育園長心得	園 田 久 美 代 君

午前 10 時 00 分 開議

○議長（泉田洋一君）おはようございます。

本日は宮田議員から欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第 3 号のとおり行います。

日程第 1、議案第 2 号、嘱託員及び地区連絡員設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）おはようございます。

議案第 2 号についてご説明いたします。

議案第 2 号、嘱託員及び地区連絡員設置条例の一部を改正する条例の制定について。

嘱託員及び地区連絡員設置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成25年 3 月 7 日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

高遊中区から一部区域が分離して、コモンビレッジ区を新規の集落として設置するため関係条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

あけていただきまして、嘱託員及び地区連絡員設置条例の一部を改正する条例。

嘱託員及び地区連絡員設置条例（昭和59年西原村条例第15号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表高遊の項中「星ヶ丘」を「星ヶ丘・コモンビレッジ」に改める。

附則、この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

次のページに新旧対照表を添付させていただいております。

新旧対照表のほうで、星ヶ丘・コモンビレッジということで、アンダーラインを引いておりますけれども、これは同じ区ということでございませんで、星ヶ丘・コモンビレッジは、それぞれの区ということでご了承いただきたいと思っております。以上でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

○議長（泉田洋一君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。

（「質疑なし」の声）

○議長（泉田洋一君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(泉田洋一君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第2号、嘱託員及び地区連絡員設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(泉田洋一君) 全員起立でございます。

よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第3号、西原村証人等の実費弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 泉田元宏君 登壇 説明)

○総務課長(泉田元宏君) 議案第3号についてご説明いたします。

議案第3号、西原村証人等の実費弁償に関する条例の制定について。

西原村証人等の実費弁償に関する条例を次のように制定することとする。

平成25年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

地方自治法(昭和22年法律第67号)等の規定に基づき、村議会及び公聴会等に出頭した者の実費弁償に関し必要な事項を定めるため関係条例を制定する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

あけていただきまして、西原村証人等の実費弁償に関する条例。

(趣旨) 第1条、この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第207条、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第212条第3項及び農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第29条第4項の規定に基づき、村議会、村選挙管理委員会及び公聴会等に出頭又は参加した者(以下「証人等」という。)の実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(実費弁償の額) 第2条、前条に規定する証人等が出頭した場合は、1回につき2,200円を支給する。この場合において、証人等が村外在住者の場合には、報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年西原村条例第10号)第3条に定める額(日当を除く。)に相当する額を加給する。

2、本村の職員が、その職務の関係で出頭し、又は参加した場合は、実費弁償は支給しない。

(支給方法) 第3条、実費弁償は、出頭し、参加し、又は出席したときに支給する。

(証人等に関する規定の準用) 第4条、第1条に規定する者以外の者で、村の機関の求めに応じ、証人又は参考人等として出頭するものに対し、その出頭のために要した費用の実費を弁償する場合は、別に法令の規定により定めるものを除くほか、前2条の規定を準用する。

(委任) 第5条、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。以上でございます。ご審議方、よろしくお願いいいたします。

○議長(泉田洋一君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(泉田洋一君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(泉田洋一君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第3号、西原村証人等の実費弁償に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(泉田洋一君) 全員起立でございます。

よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第4号、西原村子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

(住民課長 高本孝嗣君 登壇 説明)

○住民課長(高本孝嗣君) おはようございます。

議案第4号についてご説明いたします。

議案第4号、西原村子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成25年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

本案は、子ども医療費助成対象者をこれまで12歳に達した日以降の最初の3月31日までとしていましたが、対象年齢を15歳に達した日以降の最初の3月31日までの者まで引き上げることとするために条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、条例改正案の概要につきましてご説明申し上げます。

次ページを見開いてください。

西原村子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

西原村子ども医療費助成に関する条例(平成4年西原村条例第16号)の一部を次のように改正する。

すみませんけど、次のページをまた、見開いていただきたいと思います。新旧対照表を見開いてください。

表中の右表、改正前を左表の改正後に改めます。

それでは、改正箇所のみを読み上げさせていただきます。

第2条第1号中「子ども等」を「子ども」に、「12歳」を「15歳」に改め、同条第2号エ中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改め、同号カ中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改め、同条第5号中「子ども等」を「子ども」に改める。

次のページを見開いてください。

第3条第2項第1号中「第37条の2第1項」を「同法第37条の2第1項」に改め、同第3号中「育成医療及び第21条の9に規定する」を削り、同項第4号中「母子保険法」を「母子保健法」に改める、これは漢字の書きかえでございます。

附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上を改正する必要がありますので、よろしくご審議方、賜りますようお願い申し上げます。

○議長（泉田洋一君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（泉田洋一君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（泉田洋一君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第4号、西原村子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（泉田洋一君）全員起立であります。

よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第5号、西原村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 高本孝嗣君 登壇 説明）

○住民課長（高本孝嗣君）議案第5号についてご説明いたします。

議案第5号、西原村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成25年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

本案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を

講じるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例中の関係規定を整理する必要があります。

それでは、条例改正案の概要につきましてご説明いたします。

次のページを見開いてください。

西原村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

西原村重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成9年西原村条例第19号）の一部を次のように改正する。

次のページをまた見開いていただきたいと思います。新旧対照表でご説明いたします。

表中の右表、改正前を左表の改正後に改めます。

それでは読み上げます。

第2条の表受給資給者の項中「満3歳」を「満1歳」に、「（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」を「（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」に、「第18条の規定」を「第18条の規定の例」に、「障害者自立支援法」を「同法」に、また「第18条の規定」を「第18条の規定の例」に、次のページ、裏面を見ていただきたいと思います。

同条の表一部負担金の項中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第1条」を「第1条の2」に、「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害児施設医療」を「障害児入所医療及び第21条の5の28の規定による肢体不自由児通所医療」に改める。

附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上を改正する必要がありますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（泉田洋一君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（泉田洋一君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（泉田洋一君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第5号、西原村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（泉田洋一君）全員起立であります。

よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第6号と議案第7号は大体関連しておりますので、一括審議してよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（泉田洋一君）それでは、一括審議したいと思います。

議案第6号、西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。それと、日程第6、議案第7号、西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 高本孝嗣君 登壇 説明）

○住民課長（高本孝嗣君）第6号議案、第7号議案のご説明をいたします。

まず最初に、第6号議案、西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定することとする。

平成25年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

これは、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」により介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正されたことに伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める必要があります。

それでは、条例案の概要について説明申し上げます。

次ページから146ページまで、西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を添付させていただいております。

3ページをお願いします。

10行目に、第1条、この条例は、介護保険法第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとなっております。

4ページの第2章からは、すみません、4ページをお願いいたします、それぞれの介護サービスの基本方針等、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準を定めております。

すみません、また1ページに戻っていただきまして、第1章の総則は、第1条から第3条までは総則規定でございまして、条例の趣旨、用語の定義、指定地域密着型サービスの事業の一般原則について規定いたしております。

第 2 章の第 4 条から第 45 条までは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について定めております。

第 3 章の第 46 条から第 60 条までは、夜間対応型訪問介護について定めております。

第 4 章の第 61 条から第 81 条までは、認知症対応型通所介護について定めております。

第 5 章の第 82 条から第 109 条までは、小規模多機能型居宅介護について定めております。

2 ページを見開いてください。

第 6 章の第 110 条から第 129 条までは、認知症対応型共同生活介護について定めております。

第 7 章の第 130 条から第 150 条までは、地域密着型特定施設入居者生活介護について定めております。

第 8 章の第 151 条から第 191 条までは、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について定めております。

第 9 章の第 192 条から第 204 条までは、複合型サービスについて定めております。

3 ページをお願いいたします。

第 10 章の第 205 条は、指定地域密着型サービス事業者の指定に係る申請者の要件を規定いたしております。

また、附則として、施行期日及び経過措置を規定いたしております。

なお、この条例は平成 25 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

続きまして、第 7 号議案についてご説明いたします。

第 7 号、西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について。

西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を次のように制定することとする。

平成 25 年 3 月 7 日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

この案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）」により介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部が改正されたことに伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める必要があります。

それでは、条例案の概要について説明を申し上げます。

次ページから65ページまでは、西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を添付させていただきます。

2ページを見開いていただきまして、11行目の第1条、この条例は、介護保険法第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものとするとなっております。

3ページの第2章から、それぞれ介護サービスの基本方針等、人員及び設備に関する基準、運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めております。

それではまた、1ページに戻っていただきまして、第1章の第1条から第3条までは総則規定でございまして、条例の趣旨、用語の定義、指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則について規定いたしております。

第2章の4条から第43条までは、介護予防認知症対応型通所介護について定めております。

第3章の第44条から第70条までは、介護予防小規模多機能型居宅介護について定めております。

第4章の第71条から第91条までは、介護予防認知症対応型共同生活介護について定めております。

2ページをお願いいたします。

第5章の第92条は、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る申請者の要件を規定いたしております。

また、附則として、施行期日及び経過措置を規定いたしております。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上を制定する必要がありますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（泉田洋一君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）これは文言の点で、5ページの上から2行です。

「入浴、排せつ、食事等の介護」、こここのところで、後ろのほうで「日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるように」ということで、ちょっと「緊急時の対応その他の」の「の」が、これは取ったほうが文章としてスムーズに流れるんじゃないかと思うんですけども、「の」を削除するという点について、どうでしょうか。

○議長（泉田洋一君）住民課長。

○住民課長（高本孝嗣君）この資料の作成にいたしましては、県からそのままの各市町村に対応して、この条例（案）として配布されたものを、そのままそっくり掲上させて、西原村に合う規定を定めております。

これについては、再度また、うちのほうで検証したいと思っておりますけれども、もともとがこのような条例の改正になっておりますので、これについて、私が今ここで返事することはちょっと難しいんじゃないかなというふうに思っておりますので、よろしゅうございますですか。

○議長（泉田洋一君）田島議員。

○10番議員（田島敬一君）ぜひ、文章を再度よく読まれて、これは文章の流れとしてちょっとおかしいかと思っておりますので、また後で訂正方、検討してください。よろしく。

○議長（泉田洋一君）ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「質疑なし」の声）

○議長（泉田洋一君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（泉田洋一君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第6号、西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

日程第6、議案第7号、西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（泉田洋一君）全員起立でございます。

よって、議案第6号、議案第7号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第8号、西原村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 高本孝嗣君 登壇 説明）

○住民課長（高本孝嗣君）議案第8号についてご説明いたします。

議案第8号、西原村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について。

西原村新型インフルエンザ等対策本部条例を次のように制定することとする。

平成25年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

この案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、同法の施行日までに、西原村においても対策本部条例を制定する必要があります。

それでは、条例（案）の概要についてご説明申し上げます。

次ページを見開いてください。

西原村新型インフルエンザ等対策本部条例。

（趣旨）第1条、この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第34条の規定に基づき、西原村新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）第2条、西原村新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2、西原村新型インフルエンザ等対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。副本部長が2人以上置かれている場合にあっては、あらかじめ、本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

3、西原村新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4、対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5、前項の職員は、村の職員のうちから、村長が任命する。

（会議）第3条、本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2、本部長は、法第35条第4項の規定により国の職員その他村の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）第4条、本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2、部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3、部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4、部長は、部の事務を掌理する。

（庶務）第5条、対策本部の庶務は、住民課において処理する。

（その他）第6条、前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則、この条例は、公布の日又は法の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

一応、本部長といいますのは、法の第35条に基づきまして、村長が本部長

というふうになっております。

以上を制定する必要がありますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（泉田洋一君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（泉田洋一君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（泉田洋一君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第8号、西原村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（泉田洋一君）全員起立であります。

よって、議案第8号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第9号、西原村が管理する村道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 片島信幸君 登壇 説明）

○産業課長（片島信幸君）おはようございます。

議案第9号につきましてご説明いたします。

議案第9号、西原村が管理する村道の構造の技術的基準を定める条例の制定について。

西原村が管理する村道の構造の技術的基準を定める条例を次のように制定することとする。

平成25年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行に伴う道路法の一部改正に伴い、西原村が管理する村道の構造の技術的基準について条例で定める必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

あけていただきまして、1ページでございます。

西原村が管理する村道の構造の技術的基準を定める条例の制定。

第1条に趣旨、この条例は、道路法第30条第3項の規定に基づき、村道を新設し、又は改築する場合における村道の構造の一般的技術的基準を定めるものとする。

第2条に定義を定めております。先ほどお手元にお配りしました条例制定

の概要に沿ったところでご説明をさせていただきます。

制定する理由としましては、ただいま申し上げました提案理由のとおりでございます。

制定の内容としましては、条例のこの第1ページの第3条の道路の区分から、最後15ページの第41条歩行者専用道路までにつきまして、道路構造令で定める基準と同一の39項目の基準を設けております。

ただし、条例委任の項目は、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準について、設計車両、建築限界、橋梁、橋等の道路の設計、自動車荷重に係る基準につきましては引き続き政令で定める基準でありますことから、条例で定める基準の対象外となります。

また、高速自動車国道、一般国道、軌道敷、積雪地域、路面電車、防雪施設等につきましても、本村に関連のない項目として条例で定める基準の対象外となります。

なお、この第1条の「村道を新設し、又は改築」に該当する道路改良の事業としましては、国庫補助事業等で実施する場合に適用されますので、現在計画しております万徳新所線などが該当してきます。

なお、施行期日は平成25年4月1日からとしております。以上でございます。

あとは議員各位の質問によりお答えさせていただきます。何とぞご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（泉田洋一君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（泉田洋一君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（泉田洋一君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第9号、西原村が管理する村道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（泉田洋一君）全員起立であります。

よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第10号、西原村が管理する村道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 片島信幸君 登壇 説明）

○産業課長（片島信幸君）議案第10号につきましてご説明いたします。

議案第10号、西原村が管理する村道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について。

西原村が管理する村道に設ける道路標識の寸法を定める条例を次のように制定することとする。

平成25年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行に伴う道路法の一部改正に伴い、西原村が管理する村道に設ける道路標識の寸法等について条例で定める必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

先ほどお配りしましたこの条例の概要につきまして、沿ったところでご説明いたします。

この第1条に条例の趣旨、第2条に用語の定義、第3条に道路標識の定義、第4条に道路標識の寸法を定めております。この第4条の寸法につきましては、国の基準であります道路標識、区画線及び道路標示に関する命令で定める基準と同一の基準を設けております。

条例に委任される内容としましては、都道府県道及び市町村道の道路管理者が設ける道路標識の様式等に関する事項のうち、案内標識及び警戒標識、これらに付随する補助標識も含みます。これらの寸法及び文字の大きさにかわる基準が条例に委任されます。

一般道路に用いられる案内標識につきましては、条例のほうの2ページ以降にその絵柄が載っております。

ほとんどが、案内標識の場合は、例えば町村外でありますと、こちらからいけば益城町とか、そういう標示がございますが、ほとんどが地名とかを対象にしております。その文字数によって基本の寸法が変わってまいります。このため、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令、これは標識令と言われておりますが、具体的な形やものなどによって表現されるような形になりますので、非常電話とか待避所とか非常駐車帯、駐車場、そのような形であらわせるようなものについて、標示板及び文字の基本寸法が定めてございます。

文字の大きさにつきましては、この議案の5ページの別表の備考の1の(6)から1の(12)までのほうに規定しております。

なお、施行期日は平成25年4月1日からとしております。以上でございます。

あとは議員各位の質問によりお答えさせていただきます。何とぞご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（泉田洋一君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員(田島敬一君) 今回の提案は、道路標識の寸法についての条例(案)ということでございます。

しかし、この中で関連すると思えますけれども、別表に標示の例、案内標識の例が待避所だとか駐車場だとか、いろいろ書いてあります中に、私は今まで知らなかったんですけども、道路の通称名ということで何々通りという、こういう標識があるということは、私も初めてだったものですからお尋ねしたいと思えます。

これまで西原村も、いろいろ観光推進ということで、いろんな方が知恵を集めておられますけれども、これまで何号線とか、そういうことだけの道路の名称だけでありまして、例えば何か親しみを外部から来た人に感じさせるような通称名だとか、歴史を感じさせたり、滝へ誘導するような、例えばの話ですけども、そういう通称名だとか、考えられるのではないかと思いますけれども、その辺のことについてお尋ねいたします。

○議長(泉田洋一君) 要望でしょうか、答弁を求めますか。

○10番議員(田島敬一君) はい。

○議長(泉田洋一君) それなら、産業課長。

○産業課長(片島信幸君) 今、田島議員が言われましたことにつきましては、この案内標識の中では何々通り、例えば、こちらではありませんが、熊本市内ではもう標示もありますし、東京あたりでいけば竹下通りとか、そういうことも多分にあるかと思いますが、今、村内でそのような案内標識があつていところはまずないと思えます。

これは、村全体でそこをまた検討して、設置するとなれば当然そのようにいたしますけれども、道路標識の場合、ドライバーの側から立ってみると、こういう標識がいっぱい立っていると、かなりやっぱり神経を使って運転するということも考えられます。

ですから、設置に関しては、やっぱり慎重な対応も必要かと思いますが、ご要望があれば、その辺は村全体としてやっぱり検討していくことも必要かとは思えます。私、現場のサイドとしては一応そのようには思えます。以上です。

○10番議員(田島敬一君) わかりました。

○議長(泉田洋一君) ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(泉田洋一君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(泉田洋一君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第10号、西原村が管理する村道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(泉田洋一君) 全員起立であります。

よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前10時53分)

(午前11時10分)

○議長(泉田洋一君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第10、議案第11号、西原村が管理する村道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

(産業課長 片島信幸君 登壇 説明)

○産業課長(片島信幸君) それでは、議案第11号につきましてご説明いたします。

議案第11号、西原村が管理する村道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について。

西原村が管理する村道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例を次のように制定することとする。

平成25年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)の施行に伴う高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(通称:バリアフリー法)の一部改正に伴い、西原村が管理する村道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について、この条例で定める必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

あけていただきまして、1ページの第1条、趣旨から9ページの第33条の照明施設までの条例を制定いたします。この概要のほうに沿ってご説明してまいります。

制定する理由としましては、先ほどの提案理由のとおりでございます。

制定の内容につきましては、これも提案理由のとおりになりますが、この西原村では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第2条に規定します特定道路、これは多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって、国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものとされておりまして、この指定地区ではございません。ですが、今後、

この指定を受ける可能性を考慮し、法の趣旨を踏まえた上で、政令で定める基準と同一の基準の条例を制定することといたしました。

基準を定める項目としましては、歩道、有効幅員、舗装、勾配など、一応25項目にわたっております。

また、道路構造条例のほうでもご説明しましたように、基準の対象外としますものは、路面電車の停留所、軌道敷、積雪地域、防雪施設等に関する技術的基準は、本村の地域特性に関連のない項目としまして条例で定める基準の対象外としております。

なお、施行期日は平成25年4月1日からとしております。以上でございます。

あとは議員各位のご質問によりお答えさせていただきます。何とぞよろしくご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（泉田洋一君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）大変、この条例ができるということは、高齢者や障害者に対しまして非常に歓迎される内容でないかというふうに思います。

そうした中で、8ページの便所という項目の中の一番下から2行目ですけれども、「高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること」というところがありますけれども、最近、障害者対応のトイレと申しましても、いろいろの進歩といいますか、範囲が進んでまいりまして、最近ではオストメイトという人工肛門をつけておられる方も洗えるような、そういう構造というのも見受けられるようになってきました。

西原村にそういう場所があるということを、例えばいろんなマップだとかホームページとか、そういったところにも標示したりすれば、かなり好感を持たれて、西原村に行こうかなと、また障害者に優しい村じゃないかということで来客もふえるのではないかと思いますけれども、この一番下から2番目の4項目の点にオストメイト対応というのも含まれているのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（泉田洋一君）産業課長。

○産業課長（片島信幸君）今おっしゃった障害者用のトイレにつきましては、そのトイレ以外に、トイレのみならず、ほかの施設につきましても、まだ本村の場合が特定道路に指定がなされておられませんので、今のところはその対応できるような状況ではありませんけれども、国土交通大臣が指定をするとした場合には、当然ながらそういうことも検討はする必要あるかと思います。

熊本県内でこの条例が制定されておりますのは、今のところ2つです。2市でございます。今後、条例の制定を予定しているのが17市町村でございます。ですから、この説明資料の後ろにも書いておりますけれども、こういう具体

的な、これは絵ですけれども、実際設置するとかいうことになってくれば、そういうご希望をとった上で、やっぱりそれは検討すべき必要はあるかと思います。それは今後の検討課題かと思います。以上でよろしいでしょうか。

○議長（泉田洋一君） 村長。

○村長（日置和彦君） オストメイトという話でございましたけれども、西原村には社協のほうに設置をしております。平成23年だったと思いますけれども、広報西原でも1回載せたと思っておりますけれども、設置をしております。以上です。

○議長（泉田洋一君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君） 3番、村上です。

ここに、高齢者と障害者に係る基準を定める項目という中に歩道有効幅員、歩車道の分離というような項目がありますが、村道においては、どうしても歩車道分離というのがなかなか難しい箇所があると思います。

それで、他町村の例からいいまして、今、立体的に平面の道路を立体に描く、あれ道路線といいますかね、のところがいろいろあると思います。特に、高齢者の方々というのは足腰も大分弱くなっておられる方もいると思いますので、ひょろっと車道、いわゆる車のほうに寄っていかれる方もあるかと思いますが、そこに車道のブロックじゃなくて、立体的に、今、よく描いてあると思いますが、わかりますかね、そういう箇所が本村にも何カ所か、交通量が多いところとか、例えば高齢者だけじゃなくて、通学路、これは一緒に高齢者の方々も通られると思いますし、通学路とか、さっき言いました日量の通行量が非常に多い、そういう箇所、そういうところをもっと探していただいて、そういう施設といいますか、それを描けるようなところは何カ所かあるかと思いますが、そういう調査もお願いしたいと思いますが、これは村長のほうに答弁お願いします。

○議長（泉田洋一君） 村長。

○村長（日置和彦君） 今、村上議員がおっしゃったのは、道路に絵を描いて、立体的に歩車道ブロックがあるように見えるという、あの絵でしょう。あの絵は、道路の狭いところは、よく2車線と歩道があるところは別個にして、あれをつくったところは益城あたりにもありますですね。

果たして、あれが、確かにお年寄りの車道、歩道の出入りには便利かもしれませんが、歩車道ブロックは歩道と車道を区別する、道路から車が歩道のほうに入ってこないための高さがあるブロックですよね。だから、交通事故に関してはいかながなものかなと。

あそこの歩道、絵を描いた歩道を通っておるときに車が入ってくると、そういうところも交通事故防止のためには果たしていかながなものかなというふ

うに思います。

そういったところを調査しろというお話でございますけれども、調査もするの結構ではありますけれども、それをつけるのがいいのか悪いのか、つけてあるところは、いいからつけてあるというふうに思いますので、そこら辺も調査しながら進めていきたいというふうに思います。

○3番議員(村上貞廣君)わかりました。

○議長(泉田洋一君)ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(泉田洋一君)質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(泉田洋一君)討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第11号、西原村が管理する村道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(泉田洋一君)全員起立であります。

よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

日程第11、議案第12号、西原村営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 泉田元宏君 登壇 説明)

○総務課長(泉田元宏君)議案第12号についてご説明いたします。

議案第12号、西原村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成25年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)第32条による公営住宅法(昭和26年法律第193号)改正により、西原村営住宅条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

改正内容をご説明いたします。

次ページの条例改正につきましては、書式の関係で大変見づらいものとなっておりますので、6ページの新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

目次、第1章、総則(第1条・第2条)、第1条は条例の目的、第2条は用語の定義となっておりますが、その次に第1章の2といたしまして、村

営住宅等の整備基準、第1節、総則、第1条の2から第2条の5、第2節、敷地の基準、第2条の6、第2条の7、第3節、村営住宅等の基準、第2条の8から第2条の17を加えるものでございます。

第1節、総則では、村営住宅等の整備基準、健全な地域社会の形成、良好な居住環境の確保、費用の縮減への配慮、第2節、敷地の基準では、位置の選定、敷地の安全等、第3節、村営住宅等の基準では、住棟等の基準、住宅の基準、住戸の基準を定めたものでございます。

それから、第6条、入居者の資格は、公営住宅法施行令の改正に合わせたもので、現行の条例運用内容が変更になるものではございません。村営住宅の入居要件で、一般住宅世帯の15万8,000円、全員が60歳以上の世帯、同居者に障害者のおられる世帯、小学校就学時期に達するまでの子どもがいる世帯につきましては、現行21万4,000円となっているところでございます。

5ページに戻っていただきまして、附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

公営住宅法第5条の公営住宅の整備基準として、事業主体は、公営住宅の整備は、国土交通省の定める基準を参酌して事業主体が条例で定める整備基準に従い、行わなければならないとなっております。

今回の条例の一部を改正するのをお願いをするものでございますので、ご審議方よろしくお願いいたします。終わります。

○議長（泉田洋一君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。質疑ございませんか。

8番議員、坂梨議員。

○8番議員（坂梨公介君）年度末にかかりますけれども、一番最後の、どんなに施設を充実しても、入居者の方が、大変な失礼な言い方ですけれども、滞納額なく、いわゆる住宅料を払われて初めて丸になるわけでございますので、出納閉鎖が5月というふうになりますけれども、3月31日で、あと20日ぐらいでもう3月31日になりますけれども、総務課長でいいですけれども、その流れとして、滞納額は0なのか、それとも今後あり得るのか、それとも出納閉鎖までは100%解決するというのか、それをちょっとお聞きします。

○議長（泉田洋一君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）ただいまのご質問でございますけれども、現在、24戸の世帯におきまして、滞納となっている世帯が1世帯でございます。この1世帯につきましては、毎月の家賃プラス上乗せの額ということで、少しでも滞納額を減らしていただくようお願いしているところでございますけれども、3月末までの出納閉鎖で完納となるということは、今の段階ではちょっと厳しいものがあるのではないかなと思います。以上でございます。

○議長（泉田洋一君）8番議員、坂梨議員。

○8番議員（坂梨公介君）これを借金というふうな考えですか、考え方の

違いと申すけれども、貸しているのか、取っていいのか、その辺になると申すけれども、強い姿勢なのか弱い姿勢なのか、いろんな要領があると思ふけれども、その回収の仕方に工夫をされて、やはり緊張感を持っていただきたいと思います。

恐らく、水道料なり電気料なり、いろんな料金もあると思ふ。いわゆる一般住民、我々も一緒ですけれども、新聞代を先に払うのかアパート代を先に払うのか、これはいろいろな考え方があると思ふけれども、そういう指導もお願いしたいと思ふ。要望しておきます。以上です。

○議長(泉田洋一君) ほかに質疑ございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声)

○議長(泉田洋一君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(泉田洋一君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第12号、西原村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(泉田洋一君) 全員起立であります。

よって、議案第12号は原案どおり可決されました。

日程第12、議案第13号、西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

(産業課長 片島信幸君 登壇 説明)

○産業課長(片島信幸君) それでは、議案第13号につきましてご説明いたします。

議案第13号、西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成25年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)の施行に伴う水道法(昭和32年法律第177号)の一部改正に伴い、これまで法令で規定されていた基準の一部について、国が定める基準を参酌した上で地域の実情に応じて条例で定める必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

あけていただきまして、条例のほうではなくて、後ろのほうに新旧対照表

をつけておりますので、こちらのほうで、それと先ほどお配りしました条例の概要、こちらをあわせた上でご説明したいと思います。

まず、目次の一部を改正しております。目次の第1章の次に、第1章の2、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準(第3条の2から第3条の4)を加えております。

それと、総則の3行目、「定める」の後に、「定めるとともに、併せて布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めることを目的とする」というふうに改めております。

第3条の次に、第1章の2を加えております。

それから、第3条の2が布設工事監督者を配置する工事、第3条の3が布設工事監督者の資格、第3条の4が水道技術管理者の資格を加えております。

いずれも、水道法、水道法施行令、水道法施行規則に定める基準と同一の基準を制定することといたしております。

水道法施行令第4条の布設工事監督者の資格基準の中に、旧大学令、旧専門学校令、旧中等学校令の規定が定めてございました。今で言えば、旧制大学、旧専門学校卒、旧中等学校卒というふうになりますが、本村にはこの職員は存在しておりませんので、条例に規定しないこととしております。

その水道工事に関しましては、通常の土木工事とは異なりまして、水道水の水質に異常を来すとか、そういうおそれがあるなど、ライフラインとしての住民生活に与える影響が大きゅうございますので、法律上、この監督者に責任を負わせております。

それと、この水道の技術管理者のところでございますが、新旧対照表でいきますと5ページになりますが、第3条の4の第1項第6号です。厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者、こちらがその講習会の修了証明書になります。本村の職員に一応7名、この修了した者がおります。産業課には、私を含めて3名おります。こちらの資格を取得した者が、一応技術管理者としてなるということでございます。

水道技術管理者の資格の中で、これは監督も一緒なんですけど、ちょっと2ページに戻りますが、第3条の3の第1項、これは上水道に関するものでございます。それと、3ページの第3条の3の第2項、こちらが簡易水道に係るものでございます。経験年数が、上水道と簡易水道では簡易水道がおおむね2分の1というふうな規定になるかと思っております。

それと、一番最後の、この新旧対照表のほうに附図がついております。これは、昭和52年に当初この水道の給水条例ができておりますが、その当時の1万分の1の地形図に手書きで給水区域が図示してございました。その後、新たに編入された区域等を修正しながら、今日に至っております。

地籍調査とか圃場整備事業の終了に伴いまして、この給水区域の外周部をずっと見直ししたといいましょうか、チェックをずっと入れていったところ

で、ちょっと絵が悪いんですけども、これが一つの土地だとしますと、中には斜めに給水区域が線引きがなされていたと、本来はこっちに道路があれば、ここまで連担性を持たせるということが第一原則でございますので、ここまで本当は入っていくべきなのでしょうけれども、たまたまどういうわけか斜めに入っていたと、そういう土地について、やっぱり一筆として、区域としてするべきではなかろうかということで整理させていただいたものでございます、この附図は。

新たに広げるとか、そういうことにつきましては、地元、その地域の要望、陳情等に基づいた上で、新たに審議した上で制定するというのが一番望ましいと思いますので、今回はこの整理をさせていただいたものでございます。以上でございます。

あとは議員各位のご質問によりお答えさせていただきます。何とぞご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（泉田洋一君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

2番議員、中西議員。

○2番議員（中西義信君）すみません、対象地区の、例えば区長さん宅とか、区長宅とか、そういった地図等は配ってあるのかなと思って、これまでの。できれば、うちの地域あたりは、区長さん方々も新しかったりして、わからないことが多々あると思いますので、そういったのは配っておくべきかなとは思うんですけども。

○議長（泉田洋一君）産業課長。

○産業課長（片島信幸君）配布されているかどうかにつきましては、私が産業課に4年ほど前に来たとき、まだそこまでは確認しておりませんでしたので、やっぱり担当課の水道係が裏にありますけれども、そこには詳細に、もうちょっと、これではちょっとわかりづらいんですが、2,500分の1に、詳細に描いた図面は一応窓口に準備しております。

今、中西議員がおっしゃったように、各区長に配布したほうがいいのか、ただ、給水申し込みにおいでになるときは、やっぱりほとんど水道の業者の方が参られます。そのときに、給水区域に入っているかどうかというのは、そこで確認をされてはいかれます。

今、新興住宅なんかではあったほうがいいと言われるのであれば、配布できるかできないかについては、条例で当然この附図がついているわけですから、できないということはないと思いますけれども、ちょっと検討させていただければと思います。

○議長（泉田洋一君）よろしいですか。はい。

○2番議員（中西義信君）余計なことですけども、いろんな、水道とか、そういったライフラインといいますか、そういった関係の書類等は、新しい

方々ばかりですので、出していくべき書類は出していただいとったほうが円滑になりやすいと思ったから言いました。よろしくをお願いします。

○議長（泉田洋一君）ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「質疑なし」の声）

○議長（泉田洋一君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（泉田洋一君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第13号、西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（泉田洋一君）全員起立であります。

よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

日程第13、議案第14号、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）議案第14号についてご説明いたします。

議案第14号、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務を変更し、阿蘇広域行政事務組合同規約（昭和63年2月16日熊本県指令地第23号）の一部を次のように変更する。

平成25年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

阿蘇広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約。

阿蘇広域行政事務組合同規約（昭和63年2月16日熊本県指令地第23号）の一部を次のように変更する。

第3条の表第14号の左欄中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附則、この規約は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由。

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

障害者総合支援関係の目的実現のため、障害福祉サービスに係る給付に加えて、地域社会支援事業、その他必要な支援を総合的なものとする旨を明記することとした法律の改正に伴うものでございます。

次のページに新旧対照表を添付させていただいております。よろしくお願
いいたします。

○議長（泉田洋一君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（泉田洋一君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（泉田洋一君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第14号、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の
一部変更について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（泉田洋一君）全員起立であります。

よって、議案第14号は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（午前 11時46分）

（午後 1時00分）

○議長（泉田洋一君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第14、議案第15号、平成24年度西原村一般会計補正予算（第8号）に
ついてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）議案第15号についてご説明いたします。

議案第15号、平成24年度西原村一般会計補正予算（第8号）。

平成24年度西原村の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところに
よる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ
111万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億803万
円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正
後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に
繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正、第3条、地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

平成25年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

内容のご説明をいたします。

6 ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費でございます。款、項、事業名、金額の順で読み上げます。

2 総務費、1 総務管理費、西原村光ブロードバンド整備事業9,800万円、6月開通予定でございます。

2 総務費、1 総務管理費、河原小学校太陽光発電施設等導入事業2,874万2,000円、6月完成予定でございます。

5 農林水産業費、1 農業費、農業体質強化基盤整備促進事業1,750万円、26年2月完成予定でございます。

7 土木費、2 道路橋梁費、道路新設改良事業822万円、進捗率40%でございます。

以上4事業、1億5,246万2,000円となっております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

第3表地方債補正でございます。

起債の目的、4、一般補助施設整備事業債、限度額720万円、起債の方法、証書借入、利率、年7%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

続きまして、10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1村税、項2固定資産税、目1固定資産税1,060万円の増額補正でございます。

11ページをお願いします。

款6地方消費税交付金、項1地方消費税交付金、目1地方消費税交付金1,603万3,000円の増額補正でございます。

款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税2,161万2,000円の増額補正でございます。

それぞれ、決算見込み、交付見込み額により増額補正をさせていただきます。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金994万4,000円の増額補正でございます。保育料負担金の増等でございます。

続きまして、12ページをお願いします。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金2,592万1,000円の減額補正でございます。介護給付費等福祉サービス費、子ども手当国庫負担金等の減額補正でございます。

13ページをお願いします。

項 2 国庫補助金、目 6 総務費国庫補助金1,898万6,000円の増額補正でございます。社会資本整備総合交付金、光ブロードバンド整備事業分の 2 次配分に伴います増額補正でございます。

16ページをお願いいたします。

款18繰入金、項 1 繰入金、目 1 基金繰入金5,000万円の減額補正でございます。光ブロードバンドの事業に充てる予定でございましたが、不用額等を考慮いたしまして、財源調整のため減額補正でございます。

17ページをお願いいたします。

款21村債、項 1 村債、目 3 公共事業等債2,200万円の減額補正でございます。目 4 教育・福祉施設等整備事業債720万円の増額補正でございます。10月に閣議決定された経済危機対応・地域活性化予備費等の活用により事業要望いたしました。事業要望において申請し、事業採択となりました小森地区排水路整備事業分で、補助残につきましては起債対象となり、充当率100%、交付税措置50%となっており、残りの残につきましては、単位費用により普通交付税の算定に用いられる基準財政需要額に算定されるということでございます。借入をお願いするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましては、全体的に不用額を精算いたしまして、減額補正をさせていただきます。

18ページをお願いいたします。

款 1 議会費、項 1 議会費、目 1 議会費818万1,000円の減額補正でございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費568万円の減額補正でございます。

続きまして、20ページをお願いします。

目 7 基金費2,972万7,000円の増額補正でございます。財政調整基金に1,000万円、公共施設整備基金に2,000万円、積み立てを計上いたしております。また、基金利子の27万円を減額させていただきます。

24ページをお願いします。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 4 障害者福祉費1,425万円の減額補正でございます。主なものとしましては、扶助費の介護給付費等福祉サービス費1,770万円の減額等でございます。

26ページをお願いします。

項 2 児童福祉費、目 1 児童総務福祉費1,792万6,000円の減額補正でございます。子ども手当1,383万5,000円の減等でございます。

目 2 児童措置費557万4,000円の減額補正でございます。

27ページをお願いいたします。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費503万円の減額補正で
ございます。

28ページをお願いします。

目 2 予防費620万5,000万円の減額補正でございます。

30ページをお願いします。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 8 農地費1,096万円の増額補正でござ
います。工事請負費に1,134万円を計上いたしております。

予備費に6,429万8,000円、増額補正をいたしております。

あとは議員各位のご質問によりお答え申し上げます。ご審議方よろしくお
願いいいたします。お世話になります。

○議長（泉田洋一君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

4番、西口議員。

○4番議員（西口義充君）再質問ですけれども、地域づくり推進費ですけれども
も。

○議長（泉田洋一君）何ページでしょうか。

○4番議員（西口義充君）21ページですね、総務、款 2、項 1 総務管理費、12
地域づくり推進費、補正前の額500万円、補正がマイナス39万円となってい
ますけれども、この今まで500万円だったのが、どうして39万円、今回減っ
たのかなど、減額されたのかなど。また、高遊地区におきましても、地域が
1つまたふえますけれども、そういうことで、そこら辺にお金、またそこに、
地域づくりに対してのまた資金援助もあると思いますけれども、そこら辺の
説明をひとつお願いします。

○議長（泉田洋一君）企画課長。

○企画商工課長（海東義朗君）地域づくり推進費につきましては、当初から
500万円、予算をいただいております。各集落で均等割、それから戸数割を
いたしまして、配分いたしまして、協働だったりとか広域で取り組まれる事
業なんかを地域づくりについて申請されますと、さらにそれに増額といいま
すか、取り組みに対してまた援助したりとかする場合もございます。

各集落の実績報告が出てきまして、その残と、今回、広域的に取り組む部
分はなかったもので、その残額でございます。

それからまた、来年度につきましては、戸数、区長さん方から新たに出て
きますので、また均等割、それから戸数割について配分をいたしますので、
4月当初に区長さんから上がってきました戸数、これは1月の区長会のほう
でも報告といいますか、実績報告を出してくださいと、それから4月以降、
新年度は4月1日時点で区長さん方が出された戸数に対しての均等割プラス
戸数割で補助金の配分を行いますよということですので、人口が
ふえてきておりますので、そのふえているところについては、おのずとふえ

ていくんですけれども、少ないところについては、余り急激に下がらないようには注意をしながら配分しているところがございます。以上でございます。

○議長（泉田洋一君）西口議員、よろしいでしょうか。

○4番議員（西口義充君）それからあと一つ、質問ですけれども。

○議長（泉田洋一君）はい、どうぞ、4番、西口議員。

○4番議員（西口義充君）過疎化で、猿帰地区の区長さんたちなんか、大変な思いをされておられます。あそこら辺の地域づくりに関しましては、均等割でいっても、ちょっとこれ、問題があるんじゃないかなという思いがありまして、一応今回質問させていただいたんですけれども、あの地域の方は、草刈りにしましても、道路清掃にいたしましても、環境美化に対しましても、相当な労働力が要ると思います。

この山西地区の集落におきましては、皆、個人的には家がまとまっておりますので、何をするにしてもスムーズにいくんですけれども、やっぱり戸数割でいっていい問題なのか、そこら辺もよければご審議いただけるならばとお願いします。

村長、ひとつ。

○議長（泉田洋一君）村長。

○村長（日置和彦君）確かに、猿帰地区あたりは、春の道路区役においても、大変な距離ということと、自衛隊には応援していただいておりますけれども、2日かかりとか、中には3日かかりする集落も中にはあります。

この地域づくりは、その道路とは関係ございませんけれども、それぞれの集落が何かの事業をするというのに出しております。この事業も、最近、少し見直さにやいかんなどというところもございます。地域づくりと申しましても、今までどおりの旧態でいろんな事業がなされておったのを、それをそのままそっこのほうに使っていただくということで、春・秋の区役にも地域づくりの補助金等を使っていただいておりますけれども、それは当然ながら今までであったことであって、新しく地域づくりを本来ならしていただきたいというふうに思っております。

これ、始めてもう10年ぐらいになると思いますけれども、見直さにやいかん時期が来ておるんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（泉田洋一君）西口議員、よろしいでしょうか。

○4番議員（西口義充君）今後とも検討いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（泉田洋一君）ほかに。

3番議員、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）ページ数からいいますと、歳出の21ページの青少年の森管理費の備品購入費の減額の250万円というふうになっていますが、こ

れはちょっと、私の手元に当初がありませんので、備品を購入して250万円減額になったのか、それとも250万円組んでいて、そのまま使用せずに250万円そのまま減額になったのか、その点をちょっとお答えください。

○議長（泉田洋一君）企画課長。

○企画商工課長（海東義朗君）キャンプ場の管理費、備品購入につきましては、ロッジC棟の5棟分のエアコン購入費であります。

C棟ロッジ5棟が、これはもう村上議員もよくご承知かと思いますが、建築から10年ほどが経過いたしまして、エアコンのききが悪くなりまして、結露しまして室内に水が漏れてくると苦情がちょっと寄せられていたということで管理者の方からも聞いておりましたので、当初予算で商工会からの見積もり、それからロッジC棟に設置してありました既存のエアコンのメーカーの価格を調べまして計上させていただきましたところでございますが、購入に当たっては、県内の大型量販店ですかね、4店から、最初ついておりましたエアコンの仕様書に基づきまして見積もり入札をいたしましたところ、当初予定では1台当たり63万8,000円ほどかかる予定でしたが、見積もり入札の結果、1台当たりが12万1,000円ちょっとで済んだということで、約5分の1ぐらいの価格に下がりました、購入・取りつけが安くできましたものですから、それに伴います減額でございます。

○議長（泉田洋一君）3番議員、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）余りにも63万8,000円が12万円何ぼで購入・取りつけができたという話で、いわゆる不用額ですよ、250万円というのは。

そうした場合に、今、お答えになったのは商工会の当初の見積もりと、商工会等からの当初の見積もりが1台当たり63万8,000円と、これが当初予算を組む場合に、こんなに1台当たり5分の1ぐらいにできるということで当初予算を組んだということならば、ちょっとクエスチョンがつくんじやないかなど。実際は、大型量販店から見積もりをとるんだったら、これぐらいの価格でするなら、初めからこういう不用額は出なかったんじゃないですか。そのところ、ちょっと、もうちょっと詳しくご答弁ください。

○議長（泉田洋一君）企画課長。

○企画商工課長（海東義朗君）商工会から見積もりが出てきまして、うちとしては、設置されておりましたメーカー、ダイキンのエアコンがついていたわけですがけれども、その型番どおりでちょっとメーカーのほうのネットで価格を調べましたところ、同じような値段でございましたものですから、当初で組まさせていただきますけれども、入札に当たって、そのダイキンの同じ性能の見積もり、仕様書におきまして、大型家電店、ヤマダ電機とかデオデオとかベスト電器とかに見積もりをとったわけでございますけれども、まさかこんなに安くなるのはこちらのほうも想像できませんでしたものですから、今後につきましては、見積もりについては大型量販店からもとるように努め

たいと思っております。

○3番議員(村上貞廣君) はい、わかりました。

○議長(泉田洋一君) よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員(田島敬一君) 24ページ、老人福祉費と障害者福祉費とありますけれども、これはどちらにも係るかもしれませんし、どちらにもひっかからないかもわかりませんが、ちょうど谷間になっていると思うんですけれども、高齢者がだんだん耳が聞こえなくなると、高齢難聴ということで、半数ぐらいの方が高齢難聴になられるというふうに聞いておりますけれども、以前、一般質問で取り上げたことがありましたけれども、難聴になられた方は補聴器を買われると、ところが雑音を拾いますものですから、聞こえ過ぎて、人の話し声がよく、釈然とわからないというような悩みがあります。

そういった中で、磁気ループということで、役場の受付なり図書室の受付とか、いろいろな窓口の受付に設置しておけば、そういった高齢難聴の方も補聴器をつけていてよく聞こえるというようなことがなされているということは、東京都などにおいても大分広がっているということは申し上げたんですけれども、いろいろと老人福祉費も障害者福祉費も減額されております中に、こういったこと、私の一般質問、ずっと前ですけれども、以来、検討されたことがあるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長(泉田洋一君) 住民課長。

○住民課長(高本孝嗣君) ただいまの質問でございまして、多分、老人福祉費と障害者福祉費の間に挟まるグレーな部分だろうと思っておりますけれども、お年寄りになりますと目も悪くなってまいります。そうすると、目の老眼鏡あたりはカウンターあたりに置いてあるようなとおりでございまして、耳についても、やっぱりそういった、田島議員が言われますように、やっぱり今後はそういった施設自体に設置するべきかなというふうには考えておりますけれども、協議として今までなされたことは正直ございません。私が去年の4月から来てからはございませんので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○10番議員(田島敬一君) 今後、よろしく願います。

○議長(泉田洋一君) ほかに質疑はございませんでしょうか。

7番、林田議員。

○7番議員(林田直行君) 7番議員、林田です。

浄化槽関係でちょっとお尋ねしたいんですが、まず初め、歳入のほうで、ページはこれは14ページですか、歳入のほうで、一応県から、14ページですね、県補助金あたりは減額をされておるとい、117万円あたりですかね。それも、歳出のほうでは、これはどうなりますかね、29ページですかね、それで経費としますか、歳出のほうで、浄化槽設置の補助では43万円の増とな

っておるということで、今後、西原も人口がふえているという中で、新しい家を建てられて新設される方、またいろいろと改築をされる方もおると思いますが、今現在の状況といえますか、そういうことと、今後どういう対策を当てられるのか、ちょっとお尋ねいたします。産業課長。

○議長（泉田洋一君）産業課長。

○産業課長（片島信幸君）合併処理浄化槽の件についてお尋ねでございますので、まず歳入予算で県の浄化槽設置補助金が117万円ほど、たしか減額しております。

これは、当初予算では、浄化槽設置の補助としましては国が3分の1、県が3分の1、市町村3分の1の負担割合ですけれども、国については、まず満額交付なされます。今回、歳出で増額、これは設置基数の変動に伴う増額でございますけれども、増額で申請して、国のほうはもうほぼ内示が確定しましたので、これよりかわずかふえますけれども、その分に関してはもう収入の増ということで処理をすると。

県につきましては、当初要望の8割程度での内示しかありませんでした。そのために、今回、この歳入予算の減額を行った次第なんです、その段階では、県のほうは県内の各町村の要望、最終的な実績を取りまとめた上で、余裕があれば、また希望の町村に配分しますということで、この予算編成までその分がちょっと間に合いませんでしたので、最終的にはこの111万7,000円の減額は本当は必要なかった、わずかに減額発生しますけれども、予定どおりまではいきませんが、そこを10万円程度までは下回るんですけれども、またぎりぎりまでは来るとということで、この前、内示の通知が来ました、交付決定が。

ということで、当初は、やっぱり歳入に関しては厳しい見込みを立てておかざるを得ませんので、そういう状態でした、今回の補正に至ったのですが、最終的には、またもとに近い状態に戻るとことでの決定はいただいております。

今後、どのような対応をとということもございますが、西原村では公共下水道とか農業集落排水等の計画がなされておられませんので、一応この合併処理浄化槽の整備をやっぱり今後も推進していく必要があるとは思っております。

まだ、今現在での普及率、率そのものがまだ出しておりませんが、平成24年3月末現在での住民基本台帳人口の比率でいきますと、人口比率で約60%、今の普及率からしますと、そこまではいっております。

今後、これを100%までとは恐らく無理はあるかと思えます。やはり、ご高齢の高齢者の方々のところにぜひお願いしますと申し上げても、やはり設置費用というのは浄化槽だけでも100万円程度かかってくる。ただ、それだけでは済まなくて、トイレの改修とかも必要になりますので、やっぱりそういうのを、無理があるところを考慮しますと、8割から9割ぐらいまで

はどうでも、やっぱり進めていきたいとは思っております。

この公共下水は、そのものをすれば、市町村としては相当な負担を抱えますので、やはり合併処理浄化槽で進めていくと。こうやって、国・県の財源が厳しいかもしれませんが、やっぱり、河川水と生活排水等の浄化ということを目的とするならば、多少の一般財源を投入したところでもやっぱり進めていくべきではなかろうかと考えております。以上です。

○議長（泉田洋一君）林田議員。

○7番議員（林田直行君）林田です。

今、大体普及率が60%ぐらいというようなことが答弁ありましたが、今後、高齢化する中で、8割から9割を目指すというようなお答えだと思いますが、そうした場合、先ほど課長の答弁もありましたように、高齢者あたり、またもろもろの関係で経費がかかるので、そういう住宅の改造というか、そういう関係でどういう処置といたしますか、村当局としては考えられますか、浄化槽普及関係で、住宅改造のような感じで。村長、そういう補助金あたりというか、そういうことで対応というか、そういうのはどうか、考えておられますか。

○議長（泉田洋一君）村長。

○村長（日置和彦君）確かに、浄化槽つくるので100万円ぐらいかかると、そしてまた先ほど課長が申しましたように、トイレの改修とかかかります。

今、今後、お年寄りがふえていく中で、補助金等は考えられるのかということだろうと思っておりますけれども、今までもこうやって補助金等ばかりでしていただいております。国・県・村の補助、あわせて個人負担ということですのでしていただいておりますので、今からそれをするというのは、今までしていた方々にも相済まないところがありはしないかというふうに思っております。

当面は、補助金等は今は考えていないという状況でございます。

今後、そうやっていろんな方面からそういったお話があれば、検討しなければならぬんじゃないかなというふうに思っております。以上です。

○議長（泉田洋一君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（泉田洋一君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）田島です。

多くの賛成したい内容が含まれております中で、反対討論をいたしますのは、社会教育費の中で、前々からチャンスがあれば一般質問をしたいと思っておりましたが、山河の館がございまして、図書室もございまして。

それで、現在、土曜日が休館という体制で進められて今日に至っております。

すが、考えてみますと、サラリーマンの大人も小学校、中学・高校生の子どもたちも、そのほとんどがやっぱり授業時間とかありまして、土曜・日曜日しか利用できないという人がほとんどではないかと思えます。

それが、土曜日に閉館という体制できておりますと、やはり、そのせっかくつくった施設が半分の利用しかできていないのではないかと、そのようなことで、もうちょっと職員の配置とか休みのローテーションだとか、またいろんな工夫をして、土曜日の開館というような体制に持っていくべきではないかと思いましたので、反対いたします。

○議長（泉田洋一君）賛成討論ありますか。

8番議員、坂梨議員。

○8番議員（坂梨公介君）私は、執行部の提案には賛成。

ちょっとその前に、田島議員に対しましてではなくて、いわゆる西原村は、きのうの、おとといも、いろいろあったように、理想の社会を目指している。しかしながら、田島議員個人に対してじゃないんですけれども、先ほど午前中、教育長のほうから公立学校のいろんな、そういう成績表もちょっと拝見しましたけれども、すばらしい宝物がいっぱいあります。こういうときこそ、我々先輩は前向きに、いろんな予算審議をするときには検討して、是は是、非は非でいかなきゃなりませんので、総合的な考え方でいけば、一部を除いたほかは、先ほど村上議員の質問にありましたように、高額な250万円の減額補正とかいろいろ出ますけれども、努力をすればそういうふうなことは解決をしていく。我々議員は、襟を正していかなきゃならない時代に、何が出ても反対だということではなくて、いろんなことで話し合いをした上に、必ずよい結論が出ると思えますので、この提案に対しましては私は賛成いたします。以上でございます。

○議長（泉田洋一君）討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第15号、平成24年度西原村一般会計補正予算（第8号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（泉田洋一君）起立多数であります。

よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

日程第15、議案第16号、平成24年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 高本孝嗣君 登壇 説明）

○住民課長（高本孝嗣君）議案第16号についてご説明いたします。

議案第16号、平成24年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。平成24年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定め

るところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,422万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,902万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

内容につきまして、主なものを説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

歳入におきまして、款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税の補正前の額1億6,829万円、補正額1,639万8,000円の増額、補正後の額を1億8,468万8,000円、同じく目2退職被保険者国民健康保険税の補正前の額1,578万円、補正額261万1,000円の減額、補正後の額1,316万9,000円、これらを主に2月中旬調定収納額に最終収納率を考慮し、算出した額でございます。

8ページをお願いします。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費負担金の補正前の額1億7,381万5,000円、補正額647万7,000円の減額、補正後の額1億6,733万8,000円、これは主に介護給付費負担金の減額及び後期高齢者支援金負担金の減額による補正でございます。

次に、款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1財政調整交付金の補正前の額5,928万4,000円、補正額823万8,000円の減額、補正後の額5,104万6,000円、これは主に普通調整交付金の減額による補正であります。

9ページをお願いします。

3段目の款7共同事業交付金、項1共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金の補正前の額1,912万3,000円、補正額1,150万円の減額、補正後の額762万3,000円、これは高額医療費の共同事業交付金の確定による減額でございます。

次に、款9繰入金、項2一般会計繰入金、目1一般会計繰入金の補正前の額4,143万5,000円、補正額717万6,000円の減額、補正後の額3,425万9,000円、これは主に財政安定化支援繰入金及び出産育児一時金等繰入金の減額による補正でございます。

続きまして、歳出に移ります。

11ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、補正前の額225万7,000円、補正額31万円の減額、同じく款1総務費、項2徴税費の補正前の額76万円、補正額4万円の減額、同じく款1総務費、項3運営協議会費の補正前の額27万6,000円、補正額19万円の減額については、それぞれ現在までの実績及び見込みによる減

額でございます。

12ページの3段目をお願いします。

款2 保険給付費、項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金の補正前の額630万円、これにつきましては、42万円の15名分を計上しておりまして、2名分の減数により84万円の減額補正でございます。これも、実績及び見込みによる考慮をいたしまして減額しております。

13ページの3段目をお願いします。

款7 共同事業拠出金、項1 共同事業拠出金、目1 高額医療費共同事業拠出金の補正前の額1,797万7,000円、額の確定により200万円の減額、また同じく目2 保険財政共同安定化事業拠出金の補正前の額1億916万4,000円も、額の確定により1,200万円の減額であります。

14ページの4段目をお願いします。

款11 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目3 償還金の補正前の額925万4,000円に対し、補正額1,680万3,000円の増額は、主に平成23年療養給付費等負担金返還金1,644万5,000円の増額であります。

以上、これらを予備費から1,454万4,000円の減額補正をさせていただくものでございます。

これで議案第16号の説明を終わらせていただきます。あとはご質問により答えさせていただきますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長(泉田洋一君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(泉田洋一君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(泉田洋一君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第16号、平成24年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(泉田洋一君) 全員起立でございます。

よって、議案第16号は原案どおり可決されました。

日程第16、議案第17号、平成24年度西原村介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

(住民課長 高本孝嗣君 登壇 説明)

○住民課長(高本孝嗣君) 議案第17号についてご説明いたします。

議案第17号、平成24年度西原村介護保険特別会計補正予算(第3号)。

平成24年度西原村介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,722万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,470万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

内容につきまして、主なものを説明させていただきます。

6ページの3段目をお願いいたします。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金の補正前の額8,654万4,000円に対し、補正額288万5,000円の減額、これは介護給付費国庫負担金の減額による補正です。

次に、款3 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 調整交付金の補正前の額4,491万7,000円に対し、補正額634万円の減額、これは財政調整交付金の減額による補正です。

次に、款4 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金の補正前の額1億4,236万2,000円に対し、補正額728万6,000円の減額、これは介護給付費交付金の減額による補正であります。

続きまして、歳出に移ります。

8ページの3段目をお願いいたします。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目1 介護サービス等諸費の補正前の額4億6,950万2,000円に対し、補正額1,000万円の減額、これは介護(予防)サービス給付費の減額による補正でございます。

また、9ページの3段目をお願いいたします。

款5 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 償還金の補正前の額182万3,000円に対し、補正額133万9,000円の増額、主に介護保険事業費補助金返還金により増額です。

以上、これらを予備費から775万7,000円の減額補正をさせていただくものでございます。

以上で議案第17号の説明を終わらせていただきます。あとはご質問により答えさせていただきますので、ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長(泉田洋一君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声)

○議長(泉田洋一君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長（泉田洋一君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第17号、平成24年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（泉田洋一君）全員起立であります。

よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

日程第17、議案第18号、平成24年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 高本孝嗣君 登壇 説明）

○住民課長（高本孝嗣君）議案第18号についてご説明いたします。

議案第18号、平成24年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

平成24年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,145万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

内容につきまして説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料92万4,000円の増額、目2普通徴収保険料103万7,000円の増額、これは年度内の後期高齢者医療年齢到達等による新規資格取得者や有資格転入者、また死亡等による資格喪失者や転出者を全て含んだ保険料賦課金対象者数の増及び一部所得額の増、また保険料率改定による調定見込み額増によるものであります。

款6諸収入、項4受託事業収入、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入18万5,000円の減額、これは後期高齢者医療健診におきまして、広域連合当初試算の受診見込み数68名に対して、47名の方が受診され、受診者減数による減額であります。

次に、7ページをお願いいたします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金225万7,000円の増額、これは歳入の保険料調定額増による保険料負担金の増、また保険料の低所得者における軽減分

の基盤安定負担金確定による当初見込みに対する減額であります。

款 3 保健事業費、項 1 健康保持増進事業費、目 1 健康診査費、節13委託料 15万8,000円の減額、これは健診受診者見込み人数に対する受診者数減による減額補正であります。

以上、これらを予備費から17万8,000円の増額補正をさせていただくものであります。

以上、議案第18号の説明を終わらせていただきます。あとはご質問によりお答えさせていただきますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（泉田洋一君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（泉田洋一君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（泉田洋一君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第18号、平成24年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（泉田洋一君）全員起立でございます。

よって、議案第18号は原案どおり可決されました。

日程第18、議案第19号、平成24年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 片島信幸君 登壇 説明）

○産業課長（片島信幸君）それでは、議案第19号につきましてご説明いたします。

議案第19号、平成24年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成24年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,143万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

6 ページをお願いいたします。

まず、歳入予算でございますが、款 1 水道事業収益、項 1 営業収益、目 3 その他営業収益、これは加入金を43万6,000円の増額補正をいたしております。当初予算では、13mmの加入金の30件で315万円と予定しておりましたが、本年 2 月の実績で358万6,000円と当初見込みを上回っておりますので、このための増額補正でございます。

7 ページの歳出予算につきましては、款 1 水道事業費、項 1 営業費用、目 1 業務費、こちらを総額で584万1,000円の減額補正いたしております。内訳といたしましては、今後の執行予定等を精査いたしまして、不用額を算出したところで、需用費の108万円の減額補正、工事請負費の入札に伴います執行残387万7,000円の減額補正を行っております。

次の項 2 営業外費用、目 3 積立金に2,000万円の増額補正、これの財源としまして、予備費から1,362万3,000円の減額補正を行っております。積立金につきましては、将来の建設改良の財源として積み立てることとしております。平成24年度末の予定としましては、1億900万円ほどの積み立て額になります。以上でございます。

あとは議員各位のご質問によりお答えさせていただきます。何とぞご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（泉田洋一君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（泉田洋一君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（泉田洋一君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第19号、平成24年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（泉田洋一君）全員起立であります。

よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

日程第19、議案第20号、平成24年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 片島信幸君 登壇 説明）

○産業課長（片島信幸君）それでは、議案第20号につきましてご説明いたします。

議案第20号、平成24年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）。

あけていただきまして、1 ページをお願いいたします。

平成24年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第1号)。

第1条、平成24年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条、平成24年度西原村工業用水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

科目、既決予算額、補正予定額、計の順で読み上げます。

まず、収入でございます。

第1款水道事業収益、1,740万4,000円、65万8,000円、1,806万2,000円、第1項営業収益、1,086万7,000円、59万9,000円、1,146万6,000円、第2項営業外収益、653万6,000円、5万9,000円、659万5,000円。

次の支出でございます。

第1款水道事業費用、1,740万4,000円、65万8,000円、1,806万2,000円、第1項営業費用、1,129万9,000円、8万8,000円、1,138万7,000円、第4項予備費、558万5,000円、57万円、615万5,000円。

資本的収入及び支出の予算の補正は、今回はございません。

平成25年3月7日提出、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

あけていただきまして、2 ページでございます。

まず、収益的収入につきましては、当初予算で加味しておりませんでした超過使用量分の給水収益59万9,000円の増額補正、営業外収益の企業負担金収入5万9,000円の増額を補正いたしております。

当初予算では、1日平均給水量630トンで水道料金及び企業負担金を算定しておりました。今回の補正につきましては、24年4月から25年1月分までの実績と25年2月から3月に使用する水量を推計して、年間収入見込み額を算定して増額補正いたしております。

収益的支出におきましては、款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費の手数料等については水質検査の不足分、動力費の電気料金等につきましては水道施設ポンプの電気使用料等の不足分を増額させていただいております。

目4総務費のこの法定福利費につきましては、市町村共済組合の負担金の額の確定に伴う増額補正でございます。

また、予備費に57万円の増額補正を行っております。以上でございます。

あとは議員各位のご質問によりお答えさせていただきます。何とぞご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長(泉田洋一君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(泉田洋一君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(泉田洋一君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第20号、平成24年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第1号)について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(泉田洋一君) 全員起立でございます。

よって、議案第20号は原案どおり可決されました。

以上で本日の議事日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(泉田洋一君) 異議なしと認め、次の会議はあす15日午前10時より議事日程第4号のとおり行います。

本日はこれをもって散会します。

午後 2時09分 散 会

第 4 号 (3 月 1 5 日)

平成 2 5 年第 1 回西原村議会定例会会議録

平成 2 5 年 3 月 1 5 日、平成 2 5 年第 1 回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成 2 5 年 3 月 1 5 日 (金曜日) 議事日程第 4 号

- 日程第 1 議案第 2 1 号 平成 2 5 年度西原村一般会計予算について
- 日程第 2 議案第 2 2 号 平成 2 5 年度西原村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 3 議案第 2 3 号 平成 2 5 年度西原村介護保険特別会計予算について
- 日程第 4 議案第 2 4 号 平成 2 5 年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 5 議案第 2 5 号 平成 2 5 年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 6 議案第 2 6 号 平成 2 5 年度西原村工業用水道事業会計予算について
- 日程第 7 同意第 1 号 副村長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 8 同意第 2 号 西原村監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 9 発議第 1 号 西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 0 発議第 2 号 西原村議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第 1 1 組合議会報告

日程第 1 2 委員会報告

日程第 1 3 委員会の閉会中の継続調査申し出について

追加日程第 1 追加議案の提出の申し出について

追加日程第 2 議案第 2 7 号 平成 2 4 年度西原村一般会計補正予算 (第 9 号) について

1、応招議員 (11名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君
11 番	泉 田 洋 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
10 番	田 島 敬 一 君
11 番	泉 田 洋 一 君

4、欠席議員 (1名)

9 番	宮 田 勝 則 君
-----	-----------

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	中 村 義 光 君
議会事務局書記	岩 本 千 波 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	日 置 和 彦 君
副 村 長	坂 本 武 君
教 育 長	曾 我 敏 秀 君
総務課長	泉 田 元 宏 君
企画商工課長	海 東 義 朗 君
教育課長	塚 元 利 文 君
会計管理者	矢 野 富 士 男 君
税務課長	佐 藤 光 弘 君
産業課長	片 島 信 幸 君
住民課長	高 本 孝 嗣 君
保育園長心得	園 田 久 美 代 君

午前 10 時 00 分 開議

○議長（泉田洋一君）おはようございます。

本日は宮田議員から欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第 4 号のとおり行います。

日程第 1、議案第 21 号、平成 25 年度西原村一般会計予算についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）おはようございます。

議案第 21 号につきましてご説明いたします。

議案第 21 号、平成 25 年度西原村一般会計予算。

平成 25 年度西原村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 28 億 4,589 万 3,000 円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為、第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

地方債、第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

一時借入金、第 4 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 億円と定める。

歳出予算の流用、第 5 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳入歳出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 25 年 3 月 7 日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

内容につきましてご説明いたします。

7 ページをお願いいたします。

第 2 表債務負担行為でございます。

事項、期間、限度額の順で読み上げます。

1、地籍調査事業事務支援システムリース料、平成25年度から平成29年度まで、限度額149万5,000円であります。

2、戸籍電算システムリプレース、平成25年度から平成30年度、限度額1,406万7,000円であります。

3、住民基本台帳ネットワークシステムリプレース、平成25年度から平成30年度、限度額910万4,000円でございます。

4、L G W A Nシステムリプレース、平成25年度から平成30年度、限度額270万4,000円あります。

支払計画は以下のとおりでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

第3表地方債でございます。

起債の目的、1、臨時財政対策債、限度額1億7,170万円、起債の方法、証書借入、利率、年7%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)、償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

続きまして、11ページからの歳入歳出事項別明細でございます。

主なものについてご説明をいたします。

款1村税、項1村民税、目1個人2億1,142万6,000円。1,907万4,000円の増となっております。

項2固定資産税、目1固定資産税3億9,646万1,000円。828万1,000円の増となっております。新築、増改築等による増、償却資産で企業減免終了に伴います増等でございます。

12ページをお願いいたします。

款2地方譲与税、項1地方揮発油税譲与税、目1地方揮発油税譲与税940万円でございます。

13ページをお願いいたします。

項3自動車重量譲与税、目1自動車重量譲与税2,490万円でございます。

款6地方消費税交付金、項1地方消費税交付金、目1地方消費税交付金6,460万円でございます。

続きまして、14ページをお願いします。

款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税11億5,800万円。5,890万円の減でございます。総務省が示しております地方財政伸び率を考慮いたしまして計上させていただいております。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金5,841万6,000円。1,390万3,000円の増となっております。4月開始いたします民間保育園分の

保育料負担金を見込んでおります。

16ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金2億132万円。1,483万3,000円の増でございます。私立保育所運営費負担金等により増となっております。

続きまして、17ページをお願いいたします。

項2国庫補助金、目6総務費国庫補助金4,960万円。489万6,000円の増でございます。社会資本整備総合交付金、公営住宅整備事業に伴う改修工事分でございます。及び日本経済再生に向けた緊急経済対策の地域の元気臨時交付金でございます。

18ページをお願いいたします。

款15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金1億631万7,000円。1,396万9,000円の増でございます。

19ページをお願いいたします。

項2県補助金、目3農林水産業費県補助金5,926万2,000円でございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

項3県委託金、目1総務費県委託金1,515万3,000円。695万5,000円の増でございます。主なものといたしましては、7月に行われます参議院議員通常選挙委託金588万1,000円でございます。

23ページをお願いいたします。

款18繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金1,000万円。5,850万円の減でございます。前年度当初は光ブロードバンド分の繰り入れを予定しておりましたが、その分の減となっております。

続きまして、歳出でございます。

主なものについてご説明いたします。

26ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費7,285万2,000円。議員定数減等により、938万9,000円の減であります。

27ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費2億2,491万5,000円。1,800万1,000円の減でございます。平成25年度の退職者がいないため、共済費等が減となっております。

29ページをお願いいたします。

目2財産管理費2,699万9,000円。422万2,000円の減でございます。

続きまして、33ページをお願いいたします。

目8企画費2,008万7,000円。8,535万7,000円の減でございます。委託料で、第5次総合計画策定業務委託料581万円、総合体育館等建設基本計画策定業務委託料600万円を計上いたしております。また、光ブロードバンド整備事

業補助金9,800万円がありませんので、その分が減となっております。

36ページをお願いいたします。

目11公営住宅管理費2,023万7,000円。1,785万5,000円の増でございます。社会整備総合交付金事業によりまして、平成25年度から村営住宅の外壁工事等の予算を計上させていただいております。

37ページをお願いいたします。

項2徴税費、目1税務総務費5,962万4,000円。442万8,000円の増でございます。平成24年度まで総務課の一般管理費で計上しておりました賃金、消耗品等を税務総務費で計上したための増でございます。

続きまして、42ページをお願いします。

項5統計調査費、目1地籍調査費2,255万5,000円。1,059万円の減でございます。地籍調査事業委託料等の減によりまして、当初予算の減となっております。

45ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費8,863万5,000円。674万1,000円の減でございます。

46ページをお願いいたします。

目2老人福祉費3,626万9,000円。1,152万7,000円の増でございます。包括支援センター業務委託料といたしまして900万円を計上いたしております。

47ページをお願いいたします。

目4障害者福祉費1億7,955万1,000円。861万3,000円の減でございます。

50ページをお願いします。

目7介護保険推進費7,288万9,000円。306万4,000円の増でございます。

目8後期高齢者医療費1億1,089万5,000円。681万6,000円の減でございます。

51ページをお願いします。

項2の児童福祉費、目1児童福祉総務費1億6,168万4,000円。842万2,000円の増でございます。学童保育を村直営で行なうことにより、指導員報酬等の増でございます。

52ページをお願いします。

目2児童措置費1億9,409万8,000円。4,421万2,000円の増でございます。4月開所の私立保育園負担金増等でございます。

55ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費1億666万9,000円。2,139万9,000円の増でございます。職員人事異動に伴います職員の配置がえによる給料、共済費の増及び子ども医療助成金分の増でございます。

56ページをお願いします。

目2予防費4,229万9,000円。352万2,000円の増でございます。予防接種広

域化委託料1,126万2,000円の増及びヒブ・小児肺炎球菌ワクチン接種委託料、こちらのほうが448万円の減等でございます。

58ページをお願いします。

目3環境衛生費1億3,080万6,000円。226万円の増でございます。

続きまして、65ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項1農業費、目8農地費4,743万4,000円。3,875万7,000円の増でございます。主なものは、星ヶ丘地区排水施設整備工事費4,000万円でございます。

68ページをお願いいたします。

款6商工費、項1商工費、目1商工業振興費895万7,000円。41万1,000円の増でございます。熊本県商工会青年部連合会阿蘇大会負担金の補助金といたしまして30万円計上させていただいております。

続きまして、72ページをお願いいたします。

款7土木費、項2道路橋梁費、目2道路新設改良費6,294万1,000円。2,553万4,000円の増でございます。道路改良事業、測量設計委託料1,820万円、万徳出の口線道路改良工事1,500万円、村道改良に伴う公有財産購入費1,500万円等でございます。

74ページをお願いいたします。

款8消防費、項1消防費、目1非常備消防費1億3,677万3,000円。119万1,000円の減でございます。消防署西原出張所建設負担金分が204万5,000円の減となっております。

続きまして、78ページをお願いいたします。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費4,922万3,000円。331万3,000円の増でございます。山西・河原両小学校の工事費といたしまして107万8,000円の増、備品購入費233万6,000円の増でございます。

84ページをお願いします。

目2教育振興費1,087万3,000円。119万8,000円の減でございます。

88ページをお願いいたします。

項3中学校費、目1学校管理費2,795万5,000円。295万5,000円の減でございます。

90ページをお願いします。

目2教育振興費793万2,000円。195万6,000円の減でございます。

続きまして、93ページをお願いします。

項4社会教育費、目1社会教育総務費3,782万円。23万円の増でございます。

95ページをお願いします。

目2公民館費906万9,000円。124万2,000円の減でございます。図書購入費180万円の減でございます。

99ページをお願いいたします。

款11公債費、項 1 公債費、目 1 元金 3 億6,348万3,000円。7,268万円の減でございます。

目 2 利子3,302万1,000円。517万3,000円の減でございます。

101ページから給与費明細書でございます。

その他の特別職の報酬1,251万8,000円の増は、学童保育指導員報酬等によるものでございます。

108ページにつきましては、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。合計のところ、前々年度末現在高27億5,371万7,000円、前年度末現在高見込額24億8,549万4,000円、当該年度末現在高見込額22億9,371万1,000円となっております。

109ページからは債務負担行為等の調書となっております。以上でございます。

あとは議員各位のご質問によりお答えさせていただきます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（泉田洋一君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第21号は、歳入と歳出に分けて質疑をお受けしたいと思います。

初めに、25ページまでの歳入について質疑をお受けします。質疑ございませんでしょうか。

はい、8番、坂梨議員。

○8番議員（坂梨公介君）8番、坂梨です。

14ページ、地方交付税の減額の5,890万円。これは、いわゆる政府なり地方に対する手当の削減によるものだと思いますけれども、7月ごろからは人件費の7.8%をカットとかいろいろなっておりますけれども、それを見据えた国からの交付税の減額だと思いますけれども、村長にお尋ねしますけれども、やはり7月なり8月なり、そういうふうで、人件費につきまして、職員の手当あたりを減額していかれるのかどうか。後で歳出のほうで出てくると思いますけれども、その基本方針をまずお尋ねします。

○議長（泉田洋一君）はい、村長。

○村長（日置和彦君）人件費削減ということで叫ばれております。阿蘇郡内でもいろんな、町村長あたりでお話をする中で、総体的に足並みはそろえていこうかということでありまして、そうなれば阿蘇郡と一緒に、郡市と一緒にそういうふうな方向に向けていきたいというふうに思っております。

○議長（泉田洋一君）はい、8番、坂梨議員。

○8番議員（坂梨公介君）非常に村長からすれば言いづらいことだろうと思いますが、後でもいろんな方に出てくると思いますけれども、基本的に村長の、先ほど申し上げましたように基本方針として、この5,800万円とい

うことではなくて、一般的に人員の削減なり、そういうことによって今度の人間の増員なり、予定はないと思いますけれども、現状維持でそのままいくのか、そして、さらにこの5,800万円というのを基本として、いわゆる人件費のそういうふうなカットといたしますか、そういう形でそれを持っていかれるのか、もう一回確認したいと思いますが。

○議長（泉田洋一君）はい、村長。

○村長（日置和彦君）この地方交付税は、全体的な伸び率と申しますか、マイナスの伸び率で5,800万円の減となっております。

職員数におきましては、今のところ、現状のままでいきたいというふうに思っております。

○議長（泉田洋一君）ほかにございませぬか。

はい、2番、中西議員。

○2番議員（中西義信君）すみません、2番、中西です。

予算で言っているのか、ちょっと悩んでいますけれども、24ページの雑入で観光収益金100万円と説明をいただきました。それは、前年から20万円を減額と伺いました。お池さんのところですか。

お金の問題が、20万円がどうのこうのではなくて、お堀のおさい銭の話ですから、人それぞれのお気持ちで、大した問題ではないと思っておりますけれども、減ということは、観光、お池さんそのものは観光地でもあるわけで、そういうところを減という、ただ単に減、一過性の去年の災害とかあって減とされているのか、それとも、これ、観光という感覚からいくとゆゆしき問題といたしますか、地域の本当にお客様が来ていただけるようなふうになっているのか、いないとか、いろいろ検討される気持ちがあるのか。結果的には、それは、あそこらあたりの地域全体の問題だと思いますから、大切畑の改修するのですね、散歩コースも含めて一緒だと思います。お池さんに際しても、お客様が来やすい雰囲気になっているのか、なっていないのかとか、そういった検討をやりようと思っておられるのかを伺いたいと思っております。

○議長（泉田洋一君）はい、企画課長。

○企画商工課長（海東義朗君）100万円に確かに減額ということで、会計課のほうで集金に行かれます。うちと会計課のほうで集金に行くわけですがけれども、年々やっぱり減少しています。特にまた、災害以降、減ったのは事実でございます。

それともう一つは、手前の袴野地区あたりの湧水のほうに、大分あちらのほうに行っておられるといたしますか、小森袴野の地区の湧水池のほうに流れられているという部分もあるのかと思っております。

PRにつきましては、確かに水質が、梅雨時期などはちょっと、水質検査を毎月行なっているわけですがけれども、一般細菌がちょっと出たりいたしますので、余り、その辺でPRもどうかという部分もございまして、今後

については、ちょっと検討するところがあるのかなとは感じております。

○議長（泉田洋一君）よろしいですか。

2番、中西議員。

○2番議員（中西義信君）何はともあれ観光だと思imasるので、金銭的な問題ではなくて、やっぱりこれはゆゆしき問題とか、いいのか悪いのかとか、常に検討をする気持ちは企画などで持っていたきたいと常々思っています。よろしく。

○議長（泉田洋一君）質疑ございませんでしょうか。

質疑がないようでしたら、次に歳出について、26ページから最終ページまで、質疑をお受けします。

はい、4番、西口議員。

○4番議員（西口義充君）4番議員、西口でございます。

学校管理費小学校費の81ページですけれども、エレベーター保守点検委託料38万5,000円とありますけれども、山西小学校にはエレベーターがあるんでしょうか。ちょっとそこをお伺いしたいと思います。

それから、児童措置費、お医者さんの年の医療報酬では、保育園、小学校、中学校行われておりますけれども、村のほうでも村医年報酬が2名、43万8,000円あります。住民健診がある中で、そういう村医年報酬というのは別に必要、本当にお金が要るのか、それはぜひ必要なのかというのを住民課の課長にお聞きしたいと思います。

それから、教育振興費84ページ、教育委員会のほうにお尋ねを申し上げます。

河原小と山西小、教材ニュースなんですけれども、消耗品費でわずかな金でございますけれども、山西小2万3,000円、河原小は3万1,000円と、生徒数が山西小が多い割にはこういう資料の額が少ないな、また山西小の特別支援学級用品も3万円、河原は5万円となっておりますけれども、こういういきさつのご説明をお願いしたいと思います。

それから、記念品代ですね。山西小の20万2,000円と河原小の5万7,000円についても、ここでは相当開きがあるんで、そこら辺の説明をお願いいたします。

○議長（泉田洋一君）はい、1点目、3点目、4点目、教育委員会、答弁お願いいたします。

○教育課長（塚元利文君）まず1点目の山西小学校のエレベーターについては、設置してございます。（「エレベーターはどこにあるんですか」の声）1階の職員室から入って行って、左手と、家庭科室に行くところの右側でございますけれども。よろしいですか。

○議長（泉田洋一君）はい、2点目、3点目。

○教育課長（塚元利文君）あと、2点目につきましては、教材ニュース。

(「はい、そうです」の声)と、あと、すみません、もう一度確認したいんですけれども。(「教材ニュースと特別支援学級用品、河原小と山西小の逆転」の声)

教材ニュースについては、新聞をとっておられまして……。

○議長(泉田洋一君) 暫時休憩します。

(午前10時36分)

(午前10時39分)

○議長(泉田洋一君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

はい、教育課長。

○教育課長(塚元利文君) 教材ニュースにつきましては、学校ごとに部数は1部ずつとっているということで、あと河原小学校のほうが1つ新聞を多くとっている部分で多くなってきております。

特別支援学級用品につきましては、山西小学校については今までもずっとありましたけれども、河原小学校につきましては来年度から新設するというので、その準備ということでちょっと多くなってきております。

それとあと、記念品代につきましては、卒業記念品代等が入ってきますので、これにつきましては人数の多いほうがやはり多くなっていくという形になっております。以上です。

○議長(泉田洋一君) 西口議員、よろしいでしょうか。

○4番議員(西口義充君) はい。

○議長(泉田洋一君) それでは、2点目に対して、住民課長より説明をお願いします。

○住民課長(高本孝嗣君) 学校医関係のお尋ねだったと思いますけれども、まず最初に見ていただきたいのは、27ページの款2総務費、項1総務管理費の中に報酬の中に産業医の年報酬もございます。そうすると、52ページにつきましては、保育園関係の園医でございます。56ページは、村の村医に関する年報酬と、78ページ、88ページにつきましては、それぞれ教育委員会が管理しております学校医関係でございます。

これは、全て、それぞれの法律に基づいて予算歳出を計上されております。単価につきましても、西原村の条例に基づいて21万9,000円ということで額がなされておりますので、それぞれの項目から歳出させていただいております。以上でございます。

○議長(泉田洋一君) はい、4番、西口議員。

○4番議員(西口義充君) はい、4番議員、西口です。

学校関係とか保育園関係はわかるんですけれども、村医の年報酬なんですけれども、村では住民健診をやっておられますし、それがぜひ本当に必要なのかということをお聞きしたいと。村医は、どんなふうに健診をされている

んですかね、その手当をあげるということで。

○議長（泉田洋一君）はい、住民課長。

○住民課長（高本孝嗣君）村医につきましては、先ほども申しあげましたように、住民の方を対象にということで、集団健診のときに病院の先生が来られて健診をするという形で行っていただいておりますので、そちらのほうで一応対応ということになっております。以上でございます。

○議長（泉田洋一君）はい、4番。

○4番議員（西口義充君）住民健診の場合は、村医の方の先生はおられるんですか。農協とか、いろんな方、先生方がおられるんですけれども、村医、村の先生方も一緒に健診をされるということですか。

○議長（泉田洋一君）はい、住民課長。

○住民課長（高本孝嗣君）住民というのは、先ほども申しあげましたような一般住民ですので、保育園は保育園の園児、学校は学校の園児ですけれども、まだ保育園に（「そこはわかるんですよ」の声）はい、通っていない、自宅で見られているお子さんだったら、そういった健診がございます。改善センターあたりでお願いしとる部分ですけれども、そういった先生方の報酬でございますので、よろしく願いいたします。

○4番議員（西口義充君）わかりました。

○議長（泉田洋一君）ほかに質疑ございませんか。

5番、上野議員。

○5番議員（上野正博君）はい、5番、上野です。

32ページの地方バス運行等特別対策補助金について、ちょっとお尋ねします。

地方バス運行等特別対策補助金が1,114万1,000円となっておりますが、今後、燃料費の高騰と乗客の減少などによって年々この補助金がふえていくのではないかと不安視しております。

村として、今後、ほかに何か対策を考えておられるか、それとも、もう次の案を考えられるような時期に来ているのではないかと思います。この補助金に対しての今後の対策といいますか、それに3年前ぐらいの補助金の額がわかれば、ちょっと参考的に教えていただきたいと思います。

○議長（泉田洋一君）村長ですか。

○5番議員（上野正博君）村長、お願いします。

○議長（泉田洋一君）村長。

○村長（日置和彦君）総務課長で。

○議長（泉田洋一君）ほな、総務課長、書類はわかるね、3年前。

○総務課長（泉田元宏君）3年前ですか。

○議長（泉田洋一君）3年前、予算を組んどった、幾らかと。

○総務課長（泉田元宏君）3年前ですか。

○5番議員(上野正博君) 3年前でもいいし、もう去年でもいいです。去年の補助金の額はどのぐらいで、ことしとどのぐらいの差があるかということ。

○総務課長(泉田元宏君) 24年度でよろしいですか。

○5番議員(上野正博君) 前年度で結構です。

○議長(泉田洋一君) はい、総務課長。

○総務課長(泉田元宏君) すみません、地方バス運行の特別対策補助金ということですね。ご質問でございます。

平成24年度の補助金額が1,114万1,000円ということで、その実績分を平成25年度で予算を組ませていただいているところでございます。

ご存じのとおり、この路線バスにつきましては、木山産交を起点といたしまして、山西、森、大津産交を終点ですね。こちらのほうが、距離にいたしますと大体24.6kmですかね、1日に平均大体6.5回ぐらい運行されていると思います。

それから、もう1本のほうが、木山産交起点の山西、下岩坂、大津産交終点です。こちらのほうが、距離にいたしますと24.9kmということで、1日当たりの運行回数につきましては大体3.3回ぐらいの運行ということでございますけれども、この2路線につきましては、平成24年度で見ますと経常欠損金が2,927万8,000円であるということでございます。

この経常欠損合計額を沿線の益城町さん、大津町さん、それと西原村のほうで、その営業距離によって負担を補填しております。益城町のほうが13.6kmということで、平成24年度におきますと805万9,000円の負担となっております。大津町のほうが17.1kmで1,007万8,000円ですかね。本村の場合が18.8kmと距離が一番長いので、1,114万1,000円の補填をいたしております。

路線バスにつきましては、県のほうから路線バス等維持事業補助金ということで104万4,000円、これが平成24年度の限度額でございますけれども、こちらのほうが県から補助があっております。

また、この路線バスにつきましては、特別交付金で地方バス路線運航維持に関する経費の特別交付税ということで、国の補助が伴わない場合は8割ですね、こちらのほうが交付税措置をされることとなっておりますので、実質、村が負担するのは200万円から300万円程度になるのではないかなと思っております。

現在実施しております福祉タクシーですかね、こういった、これの事業の状況等を見ながら、今後、今すぐ決めるんじゃないなくて、今後、中・長期的な展望に立って、高齢化社会あるいは交通弱者の方に対して、将来どうあるべきか、こちらのほうをしっかりと検討していかなければならないと思います。そのときはまた、議員さん方のお知恵をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(泉田洋一君) 上野議員、よろしいでしょうか。

○5番議員(上野正博君) はい、ありがとうございました。

○議長(泉田洋一君) もう村長の答弁は要らんですか。

村長。

○村長(日置和彦君) 確かに、1,100万円もあれに出しとるということで、今、総務課長のほうから答弁があったとおりでございます。8割ぐらいは特交で返ってくると、特別交付税で返ってくるということでございます。

これも、益城町を通過して、西原村を通過して、大津町のことであって、我々は益城町、大津町から協力をいただいておりますということだけは理解していただきたいと。益城町が、なら、やめたとなれば、バスはもううちまで来ませんので、この3つが一緒になってやっておるとということだけは理解していただきたいと思っております。益城町が赤字でお金を出さんといかんでやめたなんてなってしまうと、バスは西原村来ませんので、大津町も全く同じでございますので、そういったところも踏まえて考えていただければというふうに思います。以上です。

○議長(泉田洋一君) ほかに質疑ございませんか。

6番、山下議員。

○6番議員(山下一義君) 6番、山下です。

予算書の中に西原を売り出すとあります、PRですね、宣伝、この予算はあるのか、ないのかをちょっとお尋ねいたします。

○議長(泉田洋一君) 企画商工課長。

○企画商工課長(海東義朗君) 観光の予算のほうには、広報にPR費といたしまして、糸舞季のスパイスに広報する予算しか今のところ組んでおりません。

昨年度までは、ちょっと坂本議員等にもお世話になりました、2カ年、市町村振興協会から新幹線開通に伴います補助金をいただきまして、ホームページ、西原の観光用のホームページですね、各店舗を紹介するホームページとか、それから1年目にはPR用の萌の里周辺の店舗とか、ミルク牧場周辺店舗のマップも作成いたしました。

2年目も、また坂本議員たちにお世話になりました、現在、携帯のほうからスマートフォンにほとんどがかわりつつありますものですから、パソコンによるホームページと携帯用のホームページがちょっと若干また違いますものですから、その辺をまたスマートフォン用に、アプリに改良していただきまして、QRコードなんかでピッとすれば、西原の観光情報が引き出せるというふうなことで、2カ年取り組んでまいりましたので、本年はちょっとその補助金も切れまして、組んでいないところでございます。

○議長(泉田洋一君) はい、6番議員、山下議員。

○6番議員(山下一義君) 今、この西原村の滝、それから今、中西議員の質問されましたお池さん、こういうところもお客さんが低迷状態にあります。ですから、私の考えとしましては、やはりもっと西原を外に売り出し、観光あ

るいは物産、農作物、そういうところを、そういうふうな西原村のいいところをやはりこういうふうな予算に入れて、多少なりとよその県外あるいは世界に売り出すような今後の予算を考えてほしいと思います。以上です。

○議長（泉田洋一君）ほかに質疑ございませんか。

はい、坂本議員。

○1番議員（坂本隆文君）1番議員、坂本です。

ページで52ページ、こちら児童措置費の予算についてお伺いいたします。

52ページの節1の報酬の非常勤職員報酬、保育士22名分の予算が2,154万3,000円計上されております。また、同じく、その下の節7の臨時雇賃金として1,474万2,000円計上されておりますが、保育士の報酬と賃金と2つ計上されているのはどうしてなのかなというのが一つ。

あと、新年度において、民間保育園が新しく開園されまして、西原村においても待機児童が解消され、また官民それぞれの保育園が互いに切磋琢磨して、保育園の運営においても頑張っていただくと期待しております。

ただ、新しい民間保育園の先生方の中に、にしはら保育園の先生が行かれるといううわさを聞いております。そうなれば、にしはら保育園の先生方が足りなくなるのではないかと、また、にしはら保育園において運営に支障を来すのではないかと心配しているところでもありますので、あわせてこちらを保育園の園長先生にお願いしたいと思います。

○議長（泉田洋一君）園長先生、お願いします。

○保育園長心得（園田久美代君）初めの節の報酬ですね、報酬、また賃金の予算の計上についての件ですけれども、これ報酬については、村の一般職の非常勤職員の任用等に関する要綱に定めてあり、1週間に30時間以内の勤務ということで、1日6時間以内に雇用目的に保育士を雇用しようとするもので、主に補助の保育士として短時間の雇用となっております。

それとまた、賃金においては、これは村の同じく臨時職員の任用に関する要綱におきまして、1週間当たりが38時間と45分で、これは1日雇用になって保育士として雇用するものでありまして、主にクラス担任及びクラスの副担任として保育士を雇用することを目的にやっております。

2番目の質問ですけれども、保育士の確保についてですけれども、これにおいては、本年度、確かににしはら保育園から数名の方が民間の保育園に行かれます。また、それぞれの都合、家庭等の事情により数名の方もやめられますけれども、新年度においては、保育園の運営においては、新年度4月スタートにおいて、204名の新園児の入所、スタートが予定しておりますけれども、現在3月時点において242名、現在3月時点ですね、242名の園児が在籍しておりますけれども、一番ピークが今現在242名なんですけれども、それを比べましたら現在15%程度の増しで、本当いっぱいいっぱいやっておりますけれども、新年度においては204名のスタートで、クラスも12クラス

から10クラスということで体制が一応できておりますので、その分が多分、初期運営には何も支障は来さないと考えております。

また、今後また園児の増加においても、民間の保育園ができましたので、平成24年度ほどの途中入所はないかと想定されておりますので、そういう部分では大丈夫かと思えます。以上が質問に対する回答です。よろしいでしょうか。

○議長（泉田洋一君）暫時休憩します。

（午前10時57分）

（午前10時57分）

○議長（泉田洋一君）それでは、協議を再開いたします。

住民課長。

○住民課長（高本孝嗣君）ただいまの2問目の質問でございますけれども、先生が足りるかという質問でございます。

確かに、坂本議員のご質問がありましたように、うわさで聞いておられるということで、我々も早速と保育園のほうに行きまして、保育士あたりの確保につきましては、急遽、本年に入ってからでございますけれども、募集をかけたところでございます。先月2月に募集をかけまして、数名の方に一応伺っておりまして、雇用するところで、今現在、面接を行うところでおります。

それともう一つは、先ほどの話の中に担任、副担任が、正直な話、12クラスから10クラスということで2クラスは減りますんですけども、今まで副担任の先生方を担任のほうに持ち上げということでお願いしているということで、それが確保できているということでお話しは伺っておりますので、安心して子どもたちの育児については大丈夫というふうに確信しております。以上でございます。

○議長（泉田洋一君）坂本議員。

○1番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。大事な子どもたちを預けられますので、先生たちの指導を含め、今後ともよろしく願いいたします。終わります。

○議長（泉田洋一君）ほかに質疑ございませんか。

3番議員、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番の村上です。

きょうは、企画商工課長がワンマン的に答えられておりますが、それにまた私が輪をかけるじゃありませんけれども、4点ほどちょっとお伺いします。

まず、33ページの企画費、企画費の報酬で、ラブホテル類似施設審議会委員の報酬8名と書いてありますが、今までにこの会議が、昨年でもいいしー昨年でもいいし、何回開催されたのか。それと、8名というのは、名前はま

あ伏せられるかもしれませんが、どういう役職の方々が入っておられるのか、というのが1点。

2点目が、その下の旅費。関東にしはら会関係の旅費で25万円と計上されておりますが、これは何人で何回分の旅費を計上されておられるのかというのが2点目。

それと、同じ企画費の13の委託料、これは雑談の中で企画課長から話を聞いたんですが、きょうは本議会ですんで、この第5次総合計画の策定の委託料、それと総合体育館の基本計画の策定委託料、これはどのようにして委託をされるのか、両方ともですね。例えば、コンペ方式なのか、指名競争入札だろうとは思いますが、そういうふうについてお伺いしたいと。

それと、68ページ、商工業振興費の11の需用費の食糧費65万円。これは、ほかの課に比べまして突出して65万円という数字が大きいんですが、その中身について、なぜこの65万円というのが、こういうふうに関係にあるのか、この4点についてお伺いします。

○議長(泉田洋一君) はい、1点、2点、3点、4点、企画課長。

○企画商工課長(海東義朗君) 1点目のラブホテル審議会の報酬でございますが、これにつきましては、ここ数年開催の経緯はございません。メンバーについては、すみません、後でちょっと調べさせていただければと思います。

それから、2点目の関東にしはら会関係旅費でございますが、来年の2月になるかと思うんですが、まだ役員会が開催されておりませんので、役員会に2回ほど打ち合わせ、それから案内状を送付するときに、こちらとしてもふるさと納税寄附金のお願いと一緒に送付をお願いしておりますので、2回、役員会のほうに今までですと出席をさせていただきまして、総会時には2名出席をいたしております。その分の役員会2回と、当日2名の出席分でございます。

それから、第5次総合計画の委託と総合体育館建設等基本計画策定委員会の委託方式についてということでございますが、総合計画につきましては、実績あるといえますか、数社、前回、第4次するときも5社ほど選定して、コンペ方式で、プレゼンテーション方式で選定してございますので、できればそういうぐあいにしたのを今回もしようかと思っておりますし、また総合体育館の基本策定業務につきましても、実績ある業者さんを数社、5社以上ぐらい選んで、コンペ方式で実施するなラと思っております。

また、次に4番目の食糧費でございますが、企業さんと懇談あるいは今回は、平成24年度につきましては、企業さんの竣工とか起工とかありましたので、お酒、お祝い、それからお土産等もございまして、一応企画のほうで企業さんとの懇談会あるいは打ち合わせ時の昼食代等を組ませていただいているところでございます。

1番目の質問のメンバーにつきましては、ちょっと休憩いただいた後に資

料を持ってまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（泉田洋一君）はい、3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）はい、3番の村上です。

この企画の報酬費のラブホテル類似施設委員の報酬ですが、この件に関しましては、自分が携わっていたときもそうですけれども、組んで不用額で落とす、組んで不用額で落とすと、毎年その繰り返しだろうと思います、きつと。ですから、そういう初めから計画がなければ、確かにどういう方がいらっしやるかわかりませんから、急に建設をしたいという人がいらっしやるかもしれません。だけど、ここ10年来、そういう動きというのはいないんじゃないかと思えますし、これは考え方の違いですけれども、そういう動きを察知したときに委員さん方を招集して、臨時的に補正で対応するとか、そういうことが可能ならば、初めからこの、今、企画課長が言われましたように、過去何年かは開催していないということであれば、そういう対処も考えてもいいんじゃないかなというふうに思います。

それと、商工業振興の食糧費についてですが、これが65万円となっていますよね。去年の新年度の予算の中では、土産料5万円で食糧費60万円というふうに組んであったと思います。それで、中身についても、企業さんとの会食費というようなことで組まれているという今の答弁ですけれども、企業さんとの会食費の食糧費だけで65万円も要りますか、再度お答えください。

○議長（泉田洋一君）はい、企画課長。

○企画商工課長（海東義朗君）まず、1番目のラブホテル施設等の委員報酬でございますが、以前、項目だけをとって、1,000円で予算をしばらくとっていた時期がございます。田島議員のほうから、なぜ報酬、いつ出てくるかわからないのに組んでいないんだというご指摘もありまして、それから一応報酬を計上するようにいたしております。

それから、食糧費につきまして、平成24年度につきましては、企業さんの増設あるいは竣工等がありまして、現在でも確かに48万5,000円ほど、現在までにお土産分、それから会食費につきまして使用しているところでございます。

また、平成24年度で初めて組みましたものですから、その辺についてはちょっとわからなかった部分もございますが、ことしも65万円計上させていただきました。

○議長（泉田洋一君）はい、3番議員、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）はい、3番、村上です。

1番目の質問に関して、田島議員のほうから、なぜ組んでないかということと組んだという経緯があるということですが、それはさっき言いましたように考え方の違いだろうと思います。組んで不用額で落とす、組んで不用額で落とすというのと、項目だけ、費目だけとっていると、そして補正で組み

かえると。それは、どっちがいいか悪いかということは、どっちとも言えないかと思いますが、過去の実績から見て、組んで落とす、組んで落とすと、不用額で落とすということがいかなものかなというふうに思います。

それと、その食糧費の件ですが、このことに関しましては、いろいろ監査等でご指摘があったというふうなことも聞いておりますが、本当に65万円、土産代は別ですよ、5万円ということで。だから、土産代というのは、去年みたいに土産代とここに書いておけばいいじゃないですか。食糧費の中に入れて。だから、去年の実績で、なら何回どこ会食、相手先は要りませんけれども、それが実績として出せますか。

○議長（泉田洋一君）暫時休憩します。

（午前11時10分）

（午前11時13分）

○議長（泉田洋一君）協議を再開します。

企画課長。

○企画商工課長（海東義朗君）まず、ラブホテル類似施設審議会につきまして、確かに議員おっしゃるとおり、予算を組んで不用額で落とすというのがずっとここ数年続いておりますので、その件につきましては、また検討させていただきます。

それから、食糧費の明細につきましては、企業名は出せませんが、何社とどこに、お土産等整理したものを後でご提出したいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（泉田洋一君）よろしいですか。

○3番議員（村上貞廣君）はい、わかりました。

○議長（泉田洋一君）はい、村長。

○村長（日置和彦君）ラブホテルの件でございますけれども、確かにここ数年、予算計上しては不用額ということでもあります。しかし、いつ発生するかわからんということで、このように予算を組ませていただくとということでもありますので、そういったことで議員さんのほうからご指摘いただければ、来年から予算計上しないということでもいいんじゃないかなと。もう何年かな、もう大分あっておりませんのですね。まあ、いざというときのために予算計上しておったということでご理解いただきたいと思っております。

それから、企画の食糧費ではありますけれども、やはり企画のほうが一番多いということは、私に言わせれば当然であるかなというふうに思います。やはり企業さんといろんな話をする中で、懇親会といいますか、そういったことをする中でいろんな情報をいただきます。今度はあれをしようか、これをしようかというようなお話も伺います。いつか議会でも話をさせていただきますけれども、そのお酒の席で、わかりましたと、ある企業さんが、西

原に来るのか滋賀に行くのかというようなお話があったときに、最終的に西原の熱意に負けましたということで西原に来ていただいたという事例もございますので、やはりそこは企画商工課として、企業誘致に働きかける意味でも少しだけは食糧費を回していただきたいというふうに思います。

決して無駄遣いをするわけではございませんので、そこら辺はご理解いただければというふうに思います。

○議長（泉田洋一君）よろしいですか、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）はい、結構です。

○議長（泉田洋一君）はい、8番議員、坂梨議員。

○8番議員（坂梨公介君）8番、坂梨です。

今、村上議員のとちょっと関連しますけれども、34ページですが、委託料の中で第5次総合計画の策定料、これは委員会でも私はちょっと聞いたんですが、まだ明確なお答えは出ておりません。

メンバーにつきましては14名と言われましたが、一番基本的な総合体育館のほうの委託料についても、まだ答弁いただいておりませんが、この5次計画というのが企画としては一番、今からするわけでございますので、まあ計画は計画というふうになりますけれども、一番基本姿勢は西原をこれからどうするかということですから、私はこのコンサルタントというのを、ちょっと5社を選んでどうのこうのとありましたけれども、本当に西原に住んでいる人、それから来ようとする人、それから年齢別とかいろんなことがあると思います。ただ単に丸投げみたいなコンサルというのは、一回何か、あんまり言うといかんですけれども、住民課でもこういう指針の一番基本的なことがあったと思いますけれども、聞いてとっとかい、企画課長。はっきりして。私が言うのは、一番心配しとるわけでした、この5次計画というのを。

だから、ただ単に業者みたいなことをどんどん入れて、ただ、はい、終わりましたと、こんな本の厚さの何千円もするのをつくるよりも、それは見かけだけやから。私が言いたいのは、強く言いたいのは、今から住んでいく人、今から来る人、それから先ほど言った小学校、中学校、高校生、大学生、そういう人を、優秀な人がいっぱいおられるわけでした、西原には。そういう人たちの意見を集中して聞きながら、そしてまた関東会とかいろいろありますから、そういう人たちの場に行って、吸収して、そしてこういう人がメンバーいいだろうということで、私はそういうのが一番いいと思いますが、どうですか。

○議長（泉田洋一君）はい、企画課長。

○企画商工課長（海東義朗君）5次総合計画につきましては、まず10年間の総合計画を策定いたしまして、それから5年間の基本計画を策定することになるわけですが、今回も10年を想定した総合計画、それから5年を見越した基本計画ということで、メンバーにつきましては、確かにおっしゃると

おり、西原村に詳しい方々に委員に入っていて、十分その意見を反映しながらつくっていくことが肝要かと思っておりますので、また予算が通過させていただきましたならば、またその辺の選定などについては慎重に行いながら、議員の方々にももちろん入っていただきますけれども、それぞれ有識者の方々に入っていただきながら委員の構成をするならと考えております。

○議長（泉田洋一君）はい、8番議員、坂梨議員。

○8番議員（坂梨公介君）読んで字のごとし、企画というのは、今後の西原をどう背負っていくかということで、一番、私、基本的なことだと思う。

それには、優秀な職員さんもおられますし、優秀なイベントもありましようけれども、そういうことよりも、基本姿勢として、ちょっと村長にお伺いしたいんですが、やはりこういう500万円、多額なお金を使うわけですから、今すぐ結果を出せとは私は言ってませんから、基本的に西原の芯といいますか、心といいますか、この前も一般質問で相当出ておりましたけれども、そういうことが総合的にでして、村も、いわゆる東、西、村もずっとあれして、どうなっているのかと一回聞きたいと思っておりますけれども、どうですか、村長。

○村長（日置和彦君）ちょっと今の質問、どうなっておるのかといいますと、どういふことかわかりませんが、やはり全て何事も計画性がなからないかんということで、5カ年計画を立てるわけでありまして。

前回は、4次の計画は、多分村上議員さんが携わっておられたと思っておりますけれども、あの冊子1枚じゃなくして、やはりその中身によって基本計画と基本構想をつくって、あの冊子をつくるということで前回もつくられたと思っておりますけれども、ちょっとあの冊子だけしか私は見ておりませんもんだから、だけん、なかなかわからんところがあります。

だけん、今回は、そういったところを含めて、しっかりと組んでつくっていきたいというふうに思っております。

○議長（泉田洋一君）よろしいですか。

暫時休憩します。

（午前11時20分）

（午前11時20分）

○議長（泉田洋一君）それでは、協議を再開します。

7番議員、林田議員。

○7番議員（林田直行君）7番議員、林田です。

今、真剣な答弁の中で、私はちょっと予算書を見た中で産業課のほうにお尋ねいたします。

まず初め、67ページです。

猟友会のことについて、ちょっとお尋ねしたいと思っております。

予算で、いろいろと有害鳥獣や特定鳥獣の予算を立てられておりますが、

年々、農家の人たちの声では、農作物の災害がふえている、森林のほうでもあるというような感じで被害が届けられていると思いますが、今、現実の状況としまして、ちょっと伺いますと、猟友会もいろいろと班が分かれて、一つになっていないような感じで、有害鳥獣を追い回しているというような状況じゃないかということを知っています。

今後、こういう予算をとっておられますので、どのような対応を、防止するために、猟友会指導もありますが、計画を立てられているか、お尋ねいたします。

○議長（泉田洋一君）産業課長。

○産業課長（片島信幸君）有害鳥獣駆除の全般的なことになろうかと思えますけれども、その猟友会につきましては、確かに平成24年度でいろいろありまして3班体制になりました。各村内を、3班で区域を分けて駆除された。ただ、今、議員がおっしゃったように、一部の地域ではなかなかその実績が上がっていないところもやっぱりある、これは事実です。

農家の方は、駆除期間中に、なぜうちんところはおんならんのかと、そういう話も聞くこともあります。それに関しては、一応、各区除隊に移管して、こういう農家からの要請があつてるので、ほかの地域をしたいという話の中にはありましたけれども、それはやめてください、村内のこの区域に関してのみ、やっぱり実施をしていただきたいということのお願いはしております。

今、国の経済対策の部分でもございますけれども、平成25年度当初予算に計上させてもいただいておりますけれども、国の補助金を活用して、今、中山間地域に4つの地域からの要望がございます。そちらの地域で、一応、電気防護柵の設置の要望がございましたので、平成24年度は先進地のほうの視察にその4つの地域の代表者の方等随行していただいておりますけれども、現地を回って、どういう取り組みをされているか、うちの村でこういう対応でいいのかということも、事前にソフト事業の分で平成24年度は対応しています。

平成25年度は、一応ハード面として、その区域内の、要は一人一人が守ってもどうしようもないものですから、地域として守ろうということで、4つの集落での取り組みも上がりました。

あと、国の今度の経済対策の臨時交付金のほうで、県としては基金事業として2カ年にわたって積み立てて、それを有害鳥獣対策に充てるということでもありますので、本村としては、平成24年度の捕獲実績に基づき、今、申請をしているところであります。

ただ、これが県内、今、相当被害も出ておりますし、ほかの町村も上がってきていると思いますので、各町村やっぱりそれぞれの頭数を要望すれば幾ら交付されますと、上限で8,000円とか言われてます、1頭当たり、県のほうからは。ただ、それが本当にそれだけ来るのかというのは、実際の捕獲頭

数も実績報告しなければなりませんので、最終的には交付された額を本村の捕獲実績に応じて配分するという方法を一応今考えています。

以上です。

○議長（泉田洋一君）7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）林田です。

そういうことで、いろいろ補助金したりで対策をやっているということですが、私が前回の産業にいたとき、五木のほうに、ちょっと五木村ですか、あっちのほうに研修をさせていただいたときにちょっと聞いたんですが、はよ言えば猟師さんですね、猟師さんの高齢化と、なり手がいないということで、そういう猟師さんの申請または猟銃のほうもちょっとなりませんが、半額補助なんていうのを村がやっているというのをお聞きしたんです。そういう猟をするというか、これは個人の差があると思いますが、そういう何かやり手の後継者といいますか、そういうのにも支援をするというか、そういう考えはございますでしょうか。

○議長（泉田洋一君）産業課長。

○産業課長（片島信幸君）ただいまのご質問で、駆除隊の高齢化、猟師さんの高齢化、これは全国的なものです。どこの自治体に限らず、駆除期間中であれ猟の期間中であれ、シシ、鹿をとられても自分で車まで持ってこられないと、重くて持ってこられないと、山の中で埋めて処分しなきゃいけないというお話も聞きます。

本村の場合は、まだそこまでは至っておりませんが、今度、平成25年度で4つの地区について取り組みをしていただくということですので、モデル的にそれもやっていただきますけれども、担当と打ち合わせて、経済系のほうと打ち合わせたときには、その区域内でわなの免許とか、猟は銃の免許になるとちょっと厳しいから、人それぞれあると思いますので、わなの免許を取っていただくことに対して、その講習会等の助成をしたらどうだろうか、そういう区域を、まとまってやっていただいたならばどうなんだろうかと、そういうことで、それとまた、そういうふうな資格を取っていただくならば、わなを村で、西原村で購入して、それを貸し出すとか、そういうこともやっぱり今後は考えていくべきじゃなかろうか、そういう準備もやっぱり考えておく必要があるよということでは打ち合わせています。

それと、箱わなは、上を囲んだ状態が箱わななんです、上があいている部分があります、囲いはなっておりますけれども。これは、あいている部分が、要は下の、地上の囲んだ部分の2分の1以上があいていれば、わなの免許は必要ありません。ただ、捕獲期間中に自分でとりたい、自分の耕作地に設置したいということであれば、それは一応担当課、うちの経済系のほうに届けていただいて、ちゃんと許可証といいたまいますか、交付証というのか、それを一応交付させていただいて、これは誰が設置していますという標識ま

でつけていただくようなことにはなりません。

ただ、今まで実施したことがありませんので、そういうことも対応は可能だということで進めてはいきたいなと思っています。

○議長（泉田洋一君） 7 番議員。

○7 番議員（林田直行君）ありがとうございます。

大体、そういう方向で、被害を食いとめるというか、そういう対策を練っておられることに、どんどん進めていってもらいたいと思います。

また、産業課長、もう一遍、ちょっとようございますか。

36ページになりますが、水源対策、水質検査ですね。

そういうことで、前年より大分上がっているかなということで、何でかなと思うところも疑問視はありますが、これは簡易水道、村営の簡易水道の管内もありますが、一部地域の簡易水道組合がいろいろあるかと思います。

平成25年だったですかね、県の指導では、7年だったですかね、いろいろ上水道についての統合といいますか、いろいろ話が出ているかと思いますが、そういうあたりで、こういういっぱい何か件数はあって、金額が多いということは、項目は太いとか、何かちょっとはつきり内容はわかりませんが、そういう個人の組合あたりの水質検査が悪かったのかどうかわかりませんが、そういう感じでふえて、そうなれば、西原村の簡易水道のエリア内にいろいろと合併させないけんのかなという考えもありますので、その点に対して、どうお考えでしょうか。

○議長（泉田洋一君） 産業課長。

○産業課長（片島信幸君）水資源対策費の水質検査料等について、全般的なことにもなるかと思いますが、これは西原村の中央簡易水道事業も同じ影響を受けております。工業用水でも同じです。この委託料の増額につきましては、昨年、平成24年度までも、当然ながら委託料を計上するときには、見積もりを3社以上から徴収して、予算書には計上しております。

今回も、当然ながらその方法をとりましたところ、極端に上がってきたと。なぜかということで、ずっと調べさせましたところ、水道法の一部改正にも伴いましたんですが、一部の業者で余りにも価格競争に走り過ぎたがために、その検査の内容が、その検査方法に不正とかそういう方法があって、過去のデータを使ったとかいう事案が見られたところもあったということです。

西原村の場合も、その委託先について、契約するときには必ず確認に行きます。確認に行って、この項目を全てチェックされているのかどうかの確認はいたします。西原村には、それはもうありませんでしたけれども、そうやって適正な価格でまずは設定しなさいということがありまして、建設物価等ではじき出しますと、やっぱりこの価格になってまいります。

ですから、やっぱり本来の正しい形でまずは予算を措置して、あくまでも競争に走ったような価格で見積もりとって、幾らでできます、去年までは多

分半額ぐらいだったと思います。それでできますという価格で、当初から予算、お客さんのお金でするわけですから、それは当然安いほうがいいんですけども、中身が、検査結果が全然違うやつだったりとかいうふうでは、やっぱり生活に係わるものですから、それはやっぱりよろしくないということで、適正な価格に戻したということが根本です。

先ほどおっしゃいました、水道の統合とかいう話が出てましたけれども、これは平成28年度を目標に簡易水道の統合をなささいということ、もう3年ほど前に話がなされましたけれども、ここしばらくは国・県からは言っていないてきておりません。

西原村の中央簡易水道と、ここに簡易水道の水質検査をしていますのは、簡易水道は給水人口100名以上です。100名を下回りますと飲料供給施設となります。それを統合すると、簡易水道を統合するということは、100名以上の組合で一番大きいのは900名からいらっしゃるところ、このすぐに隣接しているところがあります。

一番困るのは、簡易水道を統合したときに5,000人ぎりぎりぐらいになってきたならば、5,000人を超えると上水道になります。上水道になりますと、工業用水道と同じ公営企業の法適用を受けますので、これの決算、経理方式になります。そうしますと、今、簡易水道は義務づけられていない減価償却の基金の積み立てであるとか、そういうことが今度は新たに発生してまいります。そうすると、また相当資産的なものがありますので、経営的には完璧に赤字近くなるというふうなことも想定されます。

ですから、今、簡易水道組合がお持ちの資産を受け取る方法もどうするかとか、そういうこともやっぱり検討しながら、あと数年しかありませんけれども、これは組合長の代表者会議も開きまして、その中で統合する、こういうことが国から言われていますので、一応組合の中でも協議はしてくださいということでお話しはもう既にしております。この料金の改正分についても、事前にもうお話しも伝えております。

長くなりましたけれども、以上です。

○議長（泉田洋一君）よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

1番、坂本議員。

○1番議員（坂本隆文君）1番議員、坂本です。

74ページの消防費ですけれども、ちょっと何に当たるのかがわかりませんが、私も現役の西原村の消防団員であります。3年ほど前に、編み上げブーツをいただきました。これは大変重宝しておりまして、先日の人探しのときも、山に登ったり川を渡ったりと、そういうときに大変重宝しておりました。

ほかの団員を見ると、まだ長靴を履いている団員が何人もいまして、聞いてみると、ブーツの申請をしているんですけども、まだ配布はされていな

いということです。ことしの配布率でいくと、100%にはなるのかをお聞きしたいと思います。総務課に。

○議長（泉田洋一君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）ただいまのご質問ですけれども、ちょっと全ての団員さんのほうに行き渡っているかというのは、ちょっと確認をさせていただきたいと思いますが、毎年、新しい団員さん等を中心に予算は組ませていただいているところがございますので、今回のようなこともございますので、消防のほうの充実はしっかりやっていきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（泉田洋一君）1番、坂本議員。

○1番議員（坂本隆文君）団員の安全を第一に考えますと、100%の配布率を望みますので、よろしくお願いします。

○議長（泉田洋一君）ほかに質疑ございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）75ページですね、消防施設費のところでございます。

その中に、いろいろと、いざ消防あるいは災害、そういったときにどのような対応をするかという項目がいろいろと並んでいると思いますが、委員会の時にもお尋ねしたんですけれども、また調べてくるというふうなことだったんですが、アマチュア無線ですね。

東日本大震災を見ましても、このような大災害のときには通信が途絶しまして、また携帯は、皆さん持っているかもわかりませんが、これもつながりにくくなったりします。そうしたときに、災害の状況を把握したり、さまざまな連絡をするのに、以前でしたらアマチュア無線を持っておられる方が役場職員にもおられたようでございますし、また聞きますと、やはり年に1回ほど、災害対応ということで、アマチュア無線を持っておられる方々がボランティアで訓練をされているというふうなことも聞いております。

やはり、今、職員の方の中でアマチュア無線の資格を持っておられる方がおられるでしょうか。また、地域の中で、このよう緊急時に協力していただけるような方を役場として把握されているでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（泉田洋一君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）ただいまのご質問ですけれども、こちらにつきましては、委員会のときも田島議員さんのほうからご質問がございました。

以前は、役場の職員も数名の職員が電波を出しておりました。近年は、なかなかアマチュア無線で話をするような職員も少なくなってきましたけれども、1名は今現在も無線を持っているという話を聞いております。まだ、その確認は、申しわけございませんけれども、できておりません。

また、村内の方にどれだけの方がこのアマチュア無線を持っておられるか

という把握もできておりませんが、この前、お話もいただきましたので、早急にそういった把握をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（泉田洋一君）10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）消防施設費の中にいろいろと予算が出ております。今、ご説明いただきましたように、職員の中で1人はいらっしゃるということで、少し安心はしましたけれども、やはり緊急時には、1人ではなくて、何人かぐらいそういう方がおられたほうが、車に積んであちこち駆け回りながらというようなことも考えられますし、地域の中でアマチュア無線を持っておられる方との緊急連絡とか、そういう協力体制なども構築できると思っておりますので、やはりこの予算の中に少しそういったことを促進するような項目が出てもいいかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（泉田洋一君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）そうですね、予算となりますと、初めてのことでございますので、どういう予算を組めばいいのかということも、ちょっと今の段階ですぐにお答えはできませんけれども、十分その点を含めまして検討させていただきます。

○議長（泉田洋一君）10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）次の、別の項目ですけれども、95ページですね。

95ページに、公民館費ということで図書司書報酬と、あるいは生涯学習センターの図書室等の報酬ということで3項目、53万円、232万2,000円、31万円と並べられておりますけれども、図書の司書の重要性ということから考えますと、何か1年間で3名で232万円というふうなことを見ますと、少ないように印象を受けますけれども、この内容についてお尋ねいたします。

○議長（泉田洋一君）教育課長。

○教育課長（塚元利文君）お答えいたします。

報酬につきましては、現在、生涯学習センター図書室報酬ということで3名、あと図書司書等報酬と、あと生涯学習センター図書室司書報酬ということで上げておりますけれども、図書室報酬につきましては、大体3名の方でふだんはいただいております。あと、司書ということで、また別に1名の方に来ていただいております。以上です。

○議長（泉田洋一君）田島議員。

○10番議員（田島敬一君）ということは、ここに似たような項目が3つ並んでおりますけれども、図書司書等報酬53万円、生涯学習センター図書室等報酬3名で232万2,000円、生涯学習センター図書室司書報酬31万円と、これはそれぞれ別のというか、あわせて似たような項目ですけれども、この違いは何でしょうか。

○議長（泉田洋一君）教育課長。

○教育課長（塚元利文君）ちょっと休憩してもらっていいですか。

○議長（泉田洋一君）暫時休憩します。

（午前 11時44分）

（午後 1時00分）

○議長（泉田洋一君）休憩前に引き続き会議を再開します。

教育課長。

○教育課長（塚元利文君）先ほどの質問にお答えさせていただきます。

図書司書の報酬につきましては、上の図書司書等報酬につきまして53万円、これにつきましては、主に学校の図書館の整理のほうということで5名ほど予定しております。小・中学校にあります。

それと、生涯学習センター図書室等報酬3名につきましては、生涯学習施設の図書室のほうを年間を通して来ていただくという形になります。

それから、生涯学習センター図書室司書報酬につきましては、指導という形で、月大体6日間ぐらい図書室のほうに来ていただくような形で予算を組ませていただいております。

以上です。

○議長（泉田洋一君）10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）今、ご説明いただきました最初の図書司書等報酬というのは、小・中学校のほうで整理に当たられる5名ということをご予定されているということですが、これは山河の館で作業されておられる方とは同じ5名ですか、それとも。

○議長（泉田洋一君）教育課長。

○教育課長（塚元利文君）3名の方とは、また別になります。

○議長（泉田洋一君）よろしいですか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）まことに、3名で232万円ということは、3で割りますと1人80万円ほどということで、これは非常に少ないというふうに思っています。

次に、質問を別のほうになりますけれども、12ページの税務のほうに入りますけれども、入湯税ですね。

入湯税ということで197万8,000円と。さらに前年度よりも下がってきているというようなことで、やはり景気が後退しているということでしょうか。そしてまた、徴収残、滞納処理状況ですね。以前、なかなか大変厳しいものがあったと思いますけれども、その後どのように経過しているのでしょうか。

○議長（泉田洋一君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）歳入予算の入湯税の減額ですけれども、これは11月までの分と昨年の分の実績を少し考慮しまして、昨年の実績に、今、少なくなっているということで減額率を掛けまして算出したものでございます。今、

現状で言いますと、年々入湯は少なくなっております。1つの施設は、娯楽を有したものでございますので、そちらのほうの景気が上がらないと、まず娯楽をされてからの入湯という形になりますので、景気回復が余り、今、思わしくないということになります。

あと1点につきましては、年々これも数字が減ってきているという状況で、徴収としましては、予算計上では徴収率というのは100%という形で今のところは考えて、調定掛ける100%という考えではおりますけれども、非常にちょっと厳しい部分も今後起こり得る可能性はあります。以上です。

○議長（泉田洋一君）10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）この入湯税ということに関しまして、これまで3つあった温泉が、1つはああいうふうなことでなくなるということも私たちは見てきたわけですが、俵山トンネルが開通しましてから、南阿蘇村まで行けば、もっと安い入浴料で温泉に入れるというような中で、この入湯税というのを果たして今後とも続けていったものかどうかという疑念が起きてきました。

入湯税というのは、そもそも目的税だと思いますけれども、その周辺の環境整備だとか、またそういったことで、この入湯税の収入を活用して何らかの、現在、温泉が立地している環境を整備するような、そういう目的に考えられるものなのか、もしそれが十分であって必要がないということであるなら、廃止というのも検討課題に上ってきやせんかと思っておりますけれども、そのような点ではいかがでしょうか。

○議長（泉田洋一君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）おっしゃるとおり、入湯税は目的税でございますので、その施設に関連するものに使うということでございますが、本来、温泉というのは、昔は秘湯にあるというのが多うございましたので、その道の整備とかそういうのに使うというところでございますが、当村のほうでは、立地条件が非常にいいところにあるというところで、ただ、この目的という形で、火災が起きたときとか道路整備の一部に使うとか、そういう形で、総合的なところで何らかの温泉施設には関与しているということで使わせていただいております。以上です。

○10番議員（田島敬一君）わかりました。

○議長（泉田洋一君）次に、休憩前の資料を、総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）すみません、午前中の坂本議員さんのほうからの編み上げ靴の件でございますけれども、現在、長靴、半長靴のほうから編み上げ靴に切りかえをしているところでございます。現在、編み上げ靴に切りかえているのが、大体全体の団員さんの3分の2ぐらいが切りかえができていうことでございますけれども、長靴等が使えなくなったときに、この編み上げ靴に切りかえをしているということでございます。

また、新入団員につきましては、全員、編み上げ靴をあげているところでございますけれども、1足当たりが2万3,000円ぐらいかかるということで、早急に全団員に普及するというのは、しばらくかかるんじゃないかなと思います。

先ほど、消防団員の安全が第一だということでございますので、できるだけ早く完全に普及できるようにやっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それから、田島議員さんのほうからご質問いただきましたアマチュア無線の件ですけれども、ちょっと昼休みに職員のほうの確認をしましたら、今、5名ですかね、職員のほうでアマチュア無線を持っている職員がおるということでございます。（「5名」の声）はい、5名です。今の状況で、なかなか電波を出している職員というのは少のうございますけれども、一応免許を持っているのは5名ということでございました。以上です。

○議長（泉田洋一君）企画課長。

○企画商工課長（海東義朗君）午前中にありました村上議員からの質問の中で、ラブホテル類似施設建設規制審議委員会のメンバーについてでございますが、大分、昼休みに調べましたところ、平成9年の2月3日に、やっとさかのぼりまして調べましたら、開会された経緯が見つかりました。しかし、そのときのメンバーについては、ちょっとわかりませんでした。

それで、条例の施行規則の中で審議会の組織というところで、「委員10名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する」ということで、学識経験を有する者、村議会の議員、関係行政機関の職員ということで、10名以内ということで、8名を多分組まさせていただきますと思っています。

それから、商工振興費の食糧費につきましてでございますが、これも昼休みにちょっと精査しましたところ、企業名は出せませんが、企業との懇談会、昼食会が11回で31万4,487円、それから企業訪問時のお土産代あるいは竣工式等が幾つかありましたので、そのときのお祝いのお酒代として3万9,080円を支出しております。それから、鳥子工業団地内にあります企業の本社で西原の物産展を開催していただきました折に、西原のPRといたしまして、いきなり団子とか、林田議員にもお世話になりました、肥後の赤牛の肉の商品代といたしまして13万1,736円を支出させていただきます。合計の48万5,303円でございます。以上でございます。

○議長（泉田洋一君）ほかに質疑ございませんか。

それでは、歳入歳出を一括して質疑をお受けします。質疑ございませんでしょうか。

2番議員、中西議員。

○2番議員（中西義信君）先ほど質問があった保育園の件ですけれども、待機児童解消は、ほぼなったのかな。

○議長（泉田洋一君）はい、住民課長。

○住民課長（高本孝嗣君）待機児童につきましては、前年というか本年度までの申し込みで、先ほどピーク時が二百四十数名ということで、2名だったですか、という話があつておまして、去年度から進められております新しい保育園につきましてはの定数が60名ということで、うちのにしはら保育園については180名ということで、240名で、大体西原村の本年度の園児数に沿ったところで一応確保しておるんですけども、実際、本年度の11月に申し込み依頼を開始いたしました。

そのときに、どうしても、新しい保育園ができるということで保護者の方々が、やっぱり仕事をしなくても申し込みができるだろうという想定の中で申し込みされた方が若干名いらっしゃいまして、そういう方は一応お断りということで、想定的に280名ほどありましたけれども、全体的に20名ほどは一応お断りをいたしましたということで、新しい保育園が60名の定数に対しまして65名を一応予定しております。

このにしはら保育園につきましては、先ほど園長が申しあげましたように、180名に対して204名を一応想定いたしておまして、待機児童はないということで今頑張っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○2番議員（中西義信君）わかりました。

○議長（泉田洋一君）ほかに質疑ございませんか。

3番議員、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番の村上です。

今、企画商工課長のほうから食糧費についての回答がありましたが、もうベテランの課長さんですので、食糧費というのは大体どういう目的で使われるということは十分わかっていらっしゃると思います。

それに適切にのつとった食糧費のあり方で、今、38万円云々というのが出てきてると思いますが、これは要望ですが、新年度の、今、計上されていきます65万円、食糧費ですね、これについても、どこまでが食糧費で出せる、これから先は無理だというのは、それはもう良識のある判断で大体おわかりと思います。ですから、その点についても、幾らとかいうのではないんですけども、適切な運用、食糧費の使い道、これを十分心がけて今後とも処理していただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（泉田洋一君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（泉田洋一君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）10番、田島です。反対討論をさせていただきます。

今回の予算には、子ども医療費の問題とか、非常に豊かな内容が盛り込まれて、賛同したいところも多々ございますけれども、先ほどからも質問しておりましたように、生涯学習センターの図書をされております司書の方々の報酬が余りも少ないのではないかと、私はこれの数字を見まして涙が出そうというか、いうふうな気もいたしました。

もうちょっと報酬を考えていただきまして、今、土曜閉庁ということでやってきてありますけれども、やはり子どもたちが図書室に行ける日は大半が土曜・日曜日だと思いますし、また冬休み、春休み、夏休みと、こういうときも、やはり土曜というのは大いに利用できますし、また大人も仕事が休みというのは大体が土日だろうと思います。そういった中で、土曜閉庁のままであるということは、費用対効果という点で半分の意味しかないのではないかといいふうな気もいたします。

その辺を、ぜひ今後考えていただきたいということと、もう一つは、今、WHOも重視しておりますけれども、4大疾病のうちの一つが心の健康ということで、これが結構医療費が、一旦それにかかりますと、もう一生涯と言ってもいいぐらいに医療費を使うというようなことで、社会的にも負担が出てまいります。この予算書を見ましても、確かに教育のほうで心の健康相談室ということで一定の配置もされております。

しかしながら、大体発症するというのは、小学校、中学校、高校という、大体思春期といいますか、精神的に大変不安定な時期に多く、予備軍が、資料によりますと15%ほどもいるというような不安定な時期でございます。

そうした中で、やはり私は、学校の中だけではなくて、地域の中にも差別偏見が根強くあるというならば、早期治療になかなか結びつかないのではないかと。やはり、広く精神の病に対しての理解を持っていただくような啓発があれば、今ではかなり医学の進歩がございまして、初期でありましたら風邪を引いたような感じで早くもとどおりに回復し得ると、おくれればおくれるほど大変深刻な状態になってしまうということでございますので、こういった心の健康についても十分に配慮された予算書であったらばなというふうに思いますので、反対の理由とさせていただきます。

○議長（泉田洋一君）賛成討論ありますか。

8番、坂梨議員。

○8番議員（坂梨公介君）ただいま、田島議員のほうから反対という意見でございますけれども、まず最初に、この予算を組まれたときに、いろんな形で村長査定なり事務的なやりとりがあったと思います。まだ不安な部分もございまして、これはあくまでも予算は予算ということで、数字でございますので、我々議員といたしましては、我々といいますか私議員といたしましては、今後の皆さん方の努力をこれからしながら、そして着実にこの血税を生かしていただければ良好だろうと思いますので、賛成討論といたします。

終わります。

○議長（泉田洋一君）ほかに。

（「討論なし」の声）

○議長（泉田洋一君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第21号、平成25年度西原村一般会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（泉田洋一君）起立多数であります。

よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第22号、平成25年度西原村国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を住民課長にお願いします。

（住民課長 高本孝嗣君 登壇 説明）

○住民課長（高本孝嗣君）それでは、議案第22号についてご説明いたします。

議案第22号、平成25年度西原村国民健康保険特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

平成25年度西原村国民健康保険特別会計予算。

平成25年度西原村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億4,525万8,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

歳入歳出の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳入歳出の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上された予算に過不足が生じた場合における款内での、これらの経費の各項間の流用。

平成25年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

8ページをお願いいたします。

歳入の主なものを説明させていただきます。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税は、前年比に比べて745万4,000円、4.4%増の1億7,574万4,000円、同じく款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目2退職被保険者国民健康保険税は、前年比に比べて351万円、22.2%減の1,227万円、これら現年度課

税分は、本年2月中旬調定を基準に収納率を考慮した額を計上し、滞納繰越分については、一昨年度の収納率を考慮した額を計上させていただいております。

9ページ、3段目をお願いいたします。

款3国庫支出金、項1国庫負担金につきましては、前年比の4%減の1億7,264万5,000円を計上しております。主に療養給付費負担金の減額でございます。

款3国庫支出金、項2国庫補助金につきましては、主に普通調整交付金減額により、前年比の13.9%減の5,104万7,000円を計上しております。

10ページをお願いします。

款4療養給付費等交付金、項1療養給付費等交付金、目1療養給付費等交付金は、前年比の49.3%増の4,902万5,000円を計上しております。これは、前年度実績に基づき計上させていただいております。

款5前期高齢者交付金、項1前期高齢者交付金、目1前期高齢者交付金は、前年比の11.9%減の9,568万1,000円を計上しております。これは、社会保険診療報酬支払基金歳出の平成24年度実績数値に基づき計上させていただいております。

款6県支出金、項1県負担金は、前年比の11.3%減の530万7,000円を計上しております。これは、主に高額医療費共同事業負担金の減額でございます。

款6県支出金、項2県補助金、目1財政調整交付金は、前年比の23.6%減の3,316万6,000円を計上しております。これは、普通調整交付金の減額でございます。

款7共同事業交付金、項1共同事業交付金は、前年比の9.5%減の1億968万2,000円を計上しております。主に高額医療費共同事業交付金の減額で、対象となる前年度実績見込みに基づき減額させていただいております。

11ページの3段目をお願いします。

款9繰入金、項2一般会計繰入金は、平成24年度の実績見込みに基づき、前年比の14%減の3,563万2,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものを説明させていただきます。

14ページの4段目をお願いいたします。

款2保険給付費をお願いします。全体の62.8%を占めております款2保険給付費は、過去支払いの実績及び見込みを計上し、項1療養諸費から16ページ2段目までの項5の葬祭費まで合わせて4億6,801万7,000円となっております。

16ページの3段目をお願いいたします。

款3後期高齢者支援金等、項1後期高齢者支援金等は、後期高齢者支援金増による前年比の6.8%増の1億28万9,000円となっております。

17ページの2段目をお願いいたします。

款 6 介護納付金、項 1 介護納付金は、平成25年度支払基金概算数値により、前年並みの5,051万8,000円となっております。

次に、款 7 共同事業拠出金、項 1 共同事業拠出金は、主に目 2 の保険財政共同安定化事業拠出金は、平成24年度の実績見込みに基づき 1 億1,154万3,000円となっております。

以上、議案第22号の説明を終わらせていただきます。

あとは、ご質問等によりお答えさせていただきますので、ご審議方、よろしく願いいたします。

○議長（泉田洋一君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。

8 番、坂梨議員。

○8 番議員（坂梨公介君）ちょっと住民課長に尋ねますが、今、西原村では、ほとんど勤めになっている方が多いと思います。社会保険なりいろいろあると思いますが、ちょっと確認ですが、世帯数と、いわゆる金額といいますが、大体これぐらいだと。

それから、これは保険税ですので税務課長にもお尋ねしますが、恐らく全部払っていただければなおさら結構と思いますけれども、お互い収入が少なくなると、滞納といいますか、そういうことが発生すると思いますけれども、今までの経緯で、今後の方向づけとして、先ほど税務のほうで言いたかったわけですが、その滞納額の減少なり、そういうときの数字的なことが、比較があれば発表をお願いしたいと思います。

○議長（泉田洋一君）住民課長。

○住民課長（高本孝嗣君）まず、最初の質問ですけれども、世帯数については約1,000軒ほどで、組合員数というか、国保の加入者が大体2,000名ほどというところで伺っております。以上でございます。

○議長（泉田洋一君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）今現在、これ 2 月末の統計を出しておりますけれども、国民健康保険の現年度分の徴収率は83.89%、滞納繰越分につきましては24.25%という数値となっております。

ただ、これは 2 月末ですので、2 月分の分が 3 月に入ってきているということで、今現在、若干数字は変わってきているかと思いますが、2 月末現在の数字ということでご了承ください。終わります。

○議長（泉田洋一君）8 番、坂梨議員。

○8 番議員（坂梨公介君）パーセントじゃなくて、金額は出ますか。滞納、いわゆる100円もらうのに80円しか来とらんとか、そういうことで具体的にちょっと答えてください。

○議長（泉田洋一君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）現年の調定額 9 億5,359万7,305円、収納済額 8 億

8,087万1,152円、未納額7,272万6,153円です。

滞納繰越額 1億2,479万9,027円、収納済額2,539万6,853円、未納額9,940万2,174円でございます。以上です。

○議長（泉田洋一君）8番、坂梨議員。

○8番議員（坂梨公介君）ちょっと、私が質問したいのは、金額はこうだったから、税務課長として徴収努力をどうされるのかというのが、そこを聞きたいんですよ、今後の方策を。だから、今年度はこういう形で、こういうことをしますと言えば答弁になりますから、どうぞお願いします。

○議長（泉田洋一君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）議員の質問にちょっと沿っていなかったということですが、今ちょっと数字を申し上げたのが、欄を間違っ申しておりますので、そのところを訂正、先にさせてもらいたいと思います。

国民健康保険税の現年度分、調定額 2億72万1,800円、収納額 1億6,838万9,630円、未納額3,233万2,170円、滞納繰越分、調定額5,615万6,668円、収納済額1,361万8,995円、未納額4,253万7,673円。

議員のご質問は、今後の徴収のことということでのご質問だということ、毎回、私のところは100%はもちろん望みたいと、頑張りたいという職員の意気込みではありますが、何せ収納率が、全国どこでも一緒ですけれども、滞納がふえております。

うちのほうでも、今、自治大のほうに2人行っているのがおりますので、昨年よりも若干ではございますが実績は上がってきているかと思えます。さらに、職員の努力で収納額を伸ばしたいというふうのほうに考えております。以上でよろしいでしょうか。

○議長（泉田洋一君）ほかに質疑ございませんか。

7番議員、林田議員。

○7番議員（林田直行君）7番議員、林田です。

一応、総務ということで、住民課関係の質問でございますが、ここに議員さんも国保審議会もおられますが、基金積み立ても少のうございまして、現在、基金はどれくらいあるのか、そしてこの後の運用はどうされ、大体、月に経費はどんくらいかかるのかというのを具体的に示されまして、今後の運営をどうされるのか、審議会もありますので、それから突っ込まれませんが、どう対応されるのかをちょっとお尋ねします。

○議長（泉田洋一君）住民課長。

○住民課長（高本孝嗣君）まず最初に、基金でございますけれども、ちょっと手元に資料がございませんけれども、基金が、今、残っているのが大体3,000万円を超えた、三千二、三百万円だったと思いますけれども、基本的に基金を積み立てるのは、大体1カ月の給付金ですか、医療費につきましての1カ月から2カ月ということで、大体そのように言われております。

西原村が、大体使われているのが1カ月間約4,000万円ということで、4,000万円を鑑みますと、やっぱり基金といたしましては4,000万円から8,000万円近く要るんじゃないかというふうに一応思っているわけですが、その残りが3,000万円ちょっとでございまして、もし足らなかった場合については、まず基金を取り崩して、予算からですね、基金を取り崩して、なおさらそれが足りない場合については、一時的な借入という形になろうかと思っておりますけれども、これについては村のほうにお世話になるかというふうに思っております。以上でございます。

○議長（泉田洋一君）よろしいですか。

○7番議員（林田直行君）いいですか。一応、健康保険は目的税といいますか、そういう関連の保険といいますか、であるので、あくまで単独というか、やっていくのが本来ふさわしいんじゃないかと思っておりますが、それについて、もし支障がある場合はどういうふうな対応をとられるか、村長、ございましたらよろしくお願いします。

○議長（泉田洋一君）村長。

○村長（日置和彦君）確かに、国保会計は厳しいところがございます。

国保運営協議会もございましてけれども、基金にしても、本来ならば私は1億円ぐらいあったほうがいいのかというふうな思いを持っておりますけれども、その間、もし、今、3,000万円そこそこしかございません。いろんな大きな病気等が発生したときに、果たして足りるのかといったときには、多分足りないんだろうと。基金を積み立てなければなりませんけれども、それだけの余裕がないということでございます。

いつかもお話ししましたように、一般会計からの法定外繰り入れも、よその町村でもやっているところも少しあるかなというふうな情報をいただいておりますので、今後、法定外繰り入れにおきましても、どなたも村民の方々全て、定年後は全て国保に入られるという形でございますので、そこら辺も踏まえて、今後、そこら辺の検討していかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。以上です。

○議長（泉田洋一君）よろしいですか。

○7番議員（林田直行君）やむを得ない場合の措置も、ちょっと含まれたような言い方もございましたが、何せ医療費というのは緊急に、いや、病気はいつ起こるか分からないものですから、先ほど8番議員の坂梨議員もおられましたように、徴収のほうも十分にされまして、運用をよろしく願いとききます。

○議長（泉田洋一君）住民課長。

○住民課長（高本孝嗣君）すみません。先ほどの基金の件でございまして、基金の正確な額が3,156万1,000円となっておりますので、ここで今、ご報告させていただきます。以上でございます。

○議長（泉田洋一君）ほかに質疑ございませんですか。

（「質疑なし」の声）

○議長（泉田洋一君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

田島議員。

○10番議員（田島敬一君）非常に国保会計が苦しくなってきたということは、状況からわかってきておりますけれども、若いときは働いて、お年寄りの方々が多く入っておられる国民健康保険を支えるということをするれば、いずれは若い働いている方も年をとって、今度は自分が支えられる番になるということでございまして、これは循環しているということでございまして、そういった目で見直しますと、確かに村長が言われますように、現在の基金残高というのは、これでは不安だというようなことでございます。

しかしながら、値上げをすると、やはり負担感が大きくなります。

そこで、県下で比較しましたら、去年の選挙以来、議論があっておりますけれども、同じ所得、同じ家族構成ということで比較をすれば、西原村は中ぐらいと。しかしながら、1世帯当たりで比較をしてみれば、県下で4番目ということもまた事実というようなことでございまして、やはり問題は村民の負担感がどうかというところで、この際、一般会計からの法定外繰り入れをしてでも現状維持でやっていく、または値下げをすると、そして安心した基金の額というようなことも確保するという方向に進むべきだと思いますので、反対いたします。

○議長（泉田洋一君）3番議員、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）何か今、議長が国民健康保険の運営審議会申し出ですかと、どうして反対するのか、私はちょっと理解に苦しみますけれども、確かに基金は以前に比べるとかなり少なくなっていますし、今、村長が述べられましたように、1億円ぐらいあったほうが理想と、もうちょっと積立金があったほうが理想かなというふうに思います。

しかしながら、今予算、平成25年度の予算をずっと見てみますときに、いわゆる前年の実績に踏まえて、極端なことは予算としても組めないわけですので、削るべきところは、いろんな総務費関係のところにつきましても削っておりますし、見直すべき分については見直していきながらも、また実績として、これはずっと今からまた変わってくるわけですので、この平成25年度の国保の特別会計予算については、非常に十分熟慮された予算編成だということで賛成いたします。以上です。

○議長（泉田洋一君）これより本案を起立により採決します。

議案第22号、平成25年度西原村国民健康保険特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（泉田洋一君）起立多数であります。

よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第23号、平成25年度西原村介護保険特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 高本孝嗣君 登壇 説明）

○住民課長（高本孝嗣君）それでは、議案第23号についてご説明いたします。

議案第23号、平成25年度西原村介護保険特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

平成25年度西原村介護保険特別会計予算。

平成25年度西原村介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億3,023万7,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主なものにつきまして説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料8,334万5,000円です。これは、第5期介護保険事業計画策定時の65歳以上人口の推計値及び平成24年度の実績を考慮して計上しております。前年度と比較いたしまして85万5,000円の増額です。

次に、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金9,093万円でございます。これは、第5期介護保険事業計画策定時の見込みにより計上して、前年度と比較いたしまして438万6,000円の増額です。

同じく、款3国庫支出金、項2国庫補助金、主に目1調整交付金4,694万3,000円でございます。これも、第5期介護保険事業計画策定時の見込みによる計上をして、前年度と比較いたしまして202万6,000円の増額です。

次に、款4支払基金交付金、項1支払基金交付金は、主に目1介護給付費交付金1億4,878万2,000円でございます。これは、第2被保険者40歳から64歳までの被保険者からの保険料及び第5期介護保険事業計画策定時の見込み

により計上して、前年比と比較いたしまして642万円の増額です。

7ページを見てください。

款5 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金7,580万9,000円でございます。これも、第5期介護保険事業計画策定時の見込みにより計上して、前年比と比較いたしまして472万9,000円の増額です。

次に、款6 繰入金、項1 一般会計繰入金、主に目1 介護給付費繰入金6,413万円でございます。これも、第5期介護保険給付事業計画策定時の見込みにより計上して、前年比と比較いたしまして276万7,000円の増額です。

8ページをあけてください。

款8 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金につきましては500万円でございます。これは、前年度と比較いたしまして499万9,000円の増額でございます。

続きまして、歳出でございます。

9ページをあけてください。

3段目になりますけれども、款1 総務費、項3 介護認定審査会費、目1 介護認定審査会費の495万1,000円となっております。これは、主に阿蘇郡認定審査会の事務費負担金でございます。

10ページをあけてください。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目1 介護サービス等諸費4億9,121万5,000円となっております。これは、第5期介護保険事業計画策定時の推測値及び平成24年度の実績を考慮して計上しております。

次に、款2 保険給付費、項4 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者サービス等費1,294万1,000円となっております。これは、特定入所者介護サービス費負担金です。これも、第5期介護保険事業計画策定時の推測値及び平成24年度実績を考慮して計上しております。

11ページをあけてください。

一番下の段ですけれども、款4 地域支援事業費、項3 包括的支援事業任意事業、主に目2 任意事業費322万5,000円となっております。これは、主に寝たきり介護諸手当等の補助費となっております。

以上、議案第23号の説明を終わらせていただきます。

あとは、ご質問によりお答えさせていただきますので、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（泉田洋一君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（泉田洋一君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（泉田洋一君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第23号、平成25年度西原村介護保険特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(泉田洋一君) 全員起立であります。

よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第24号、平成25年度西原村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

(住民課長 高本孝嗣君 登壇 説明)

○住民課長(高本孝嗣君) 議案第24号についてご説明いたします。

議案第24号、平成25年度西原村後期高齢者医療特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

平成25年度西原村後期高齢者医療特別会計予算。

平成25年度西原村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,146万7,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用、第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主なものの内容を説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますけれども、款の1後期高齢者医療保険料、項の1後期高齢者医療保険料、目の1特別徴収保険料2,495万3,000円、目の2普通徴収保険料1,233万5,000円です。これは、前年度と比較いたしまして、特別徴収、普通徴収合わせて294万6,000円の増額です。この保険料につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合の算出した保険料調定見込み額の方法の割合に応じて、それぞれ計上させていただいたものでございます。

次に、款の4繰入金、項の1一般会計繰入金、目の2保険基盤安定繰入金2,227万9,000円でございますが、これも同じく広域連合で算定されました額でありまして、低所得者における保険料軽減分であり、一般会計から県負担分の4分の3と村負担分の4分の1の合算額を繰り入れて、歳出の納付金で

広域連合へ納付するものでございます。

次に、7ページの款の6諸収入、項の4受託事業収入、目の1後期高齢者医療広域連合受託事業収入109万3,000円でございますが、こちらも広域連合より算定されました額でありまして、後期高齢者の方の健康診査に対する受託料でございます。高齢者の健診は、保険者であり実施主体である広域連合より市町村が委託を受け、市町村が健診実施機関に再委託をして行うものでございます。受託料には事務費も計上されており、また平成25年度は98名の受診者を見込んでおります。

次のページ開いていただきたいと思えます。

8ページでございます。

歳出になります。

款の2後期高齢者医療広域連合納付金、項の1後期高齢者医療広域連合納付金、目の1後期高齢者医療広域連合納付金5,956万8,000円で、これは内訳といたしまして、歳入の被保険者保険料と延滞金の収入分を広域連合に納付する保険料等の負担金3,728万9,000円とし、歳入の保険基盤安定繰入金を保険基盤安定負担金として2,227万9,000円を広域連合に納付するものでございます。

次に、9ページ、款3保健事業費、項の1健康保持増進事業費、目の1健康診査費109万5,000円、主なものといたしまして、節の13委託料70万2,000円で、高齢者の健康診査に対します健診実施機関への委託料でございます。

以上、議案第24号の説明を終わらせていただきます。

あとは、ご質問等によりお答えいたしますので、ご審議方、よろしく願います。

○議長（泉田洋一君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（泉田洋一君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（泉田洋一君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第24号、平成25年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（泉田洋一君）全員起立であります。

よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後 2時01分）

(午後 2時15分)

○議長(泉田洋一君)休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第5、議案第25号、平成25年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

(産業課長 片島信幸君 登壇 説明)

○産業課長(片島信幸君) それでは、議案第25号についてご説明いたします。

議案第25号、平成25年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算。

あけていただきまして、1ページでございます。

平成25年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算。

平成25年度西原村中央簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,733万1,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用、第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明をいたします。

6ページの歳入予算をお願いいたします。

款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益、本年度5,900万1,000円でございます。対前年で100万円の増を見込んでおります。これにつきましては、平成23年度、平成24年度の各月といたしますか、奇数月が調定月でございますので、その件数、平均の収納額、調定額を算定しております。それに伴いまして、平成24年度の、年明けてからですから、ことしの1月、3月の各月の調定及びその見込みを推計しまして、件数等の増は見込まれますけれども、その分は見込まずに、厳しいといたしましょうか、過大見積もりをしないということで見込んだところでの100万円の増でございます。

目2その他営業収益326万8,000円、対前年度で2万1,000円の増額となっております。これにつきましては、主なものとしましては加入金、節では工事申込金になりますが、315万円を計上しております。これは、毎年度でございますが、30件ほど、それ以上の年もございますが、13mmでの30件、これはもう確実にふえておりますので、交換と加入等もふえておりますので、そ

の分の収入を計上しております。

それと、営業外収益のほうは、もう対前年、ほとんど変わりございません。

繰越金には、前年度からの繰り越しの見込みとしまして500万円を計上させていただきます。

7ページの歳出予算をお願いいたします。

款1水道事業費、項1営業費用、目1業務費2,645万3,000円、対前年で945万5,000円の減額となります。主なものでは、節の2から節の4までは担当職員の人件費でございます。それと、11節の需用費では、総額1,100万円ほどでございますが、この中には消耗品として116万5,000円ございます。これには、水道のメーター機購入等もございます。検定満了、水道のメーター機は8年が検定期間がございますので、その満了する部分、そして13mmが主でございますけれども、150個程度、一応購入予定で考えております。あと、大きなものとしては、光熱水費、これは水源地、配水池の電気料でございます。あと、水道施設の修繕費として305万円ほどを計上しております。

次の8ページをあけてください。

13節の委託料でございます。こちらが386万4,000円計上しております。本年度、新たに計上しましたものが、3行目、4行目の施設配水管漏水調査委託料、漏水調査事前流量調べ委託料が本年度新たに計上しております。これにつきましては、昨年12月ごろ、大峯水系でありますけれども、有収率が通常95前後いっておりましたが、それを90を下回る事案が発生しました。それ、結局、お金をかけて水をくみ上げると、それを途中で漏らして、結局、水をお金を捨てるというふうなことというふうな受けとめたほうがよろしいと思っておりますけれども、そういう事案が発生しましたので、本年度、まず夜間に区域を限定するために、例えば鳥子地区、高遊地区、布田地区、こういう地区地区で、どこの管で漏水しているかと、そういう事前の調査をいたします、1回。で、地域を絞った上で、今度、路上の音聴調査、そちらで絞り込みをかけた上でそちらの調査をしよう。有収率を何しろ引き上げるために、その調査をするというのが本年度の主な目的でございます。本年度は、一応工事請負費はございませんので、一応1,000円のみとなっております。

18節に備品購入費を計上しております。これは、産業課水道係が今使っております、使用しております車が平成8年の5月購入です。もう17年経過になります。水道係の分が役場の中では一番古いと。夏場は、どうにか大丈夫なんです。冬場は途中でとまったり、坂道が登れなかったりという事案が発生しておりましたので、一応購入したいという希望がございました。当時、二、三年前からそういう状況でございましたので、一つ条件を出しまして、徴収率100になったら考えようかなということで、平成22年度、平成23年度が100になりましたので、一応予算に計上することは許可すると。あと、購入に関しては、まだ平成24年度が終わっておりませんので、ちょうど

5月が車検ですから、5月末の収納状況を見た上で執行を考えようかと、一応担当には申しつけております。ちょっと厳しい条件かもしれませんが、ただ水道に関しては、あくまでも目標は100%で、担当も今、一生懸命頑張っております。

9ページの、あとは営業外費用になりますけれども、企業債償還金に2,307万1,000円を計上しております。

平成25年度末の地方債現在高の見込みは17ページに記載しております。1億9,668万2,000円となります。最終償還年度は平成38年度、あと13年ございます。

目2の消費税相当額には170万円、目3の積立金には1,006万円を計上しております。この積立金につきましては、平成24年度西原村中央簡易水道特別会計補正予算(第3号)でもご説明いたしましたが、将来の建設改良の財源として積み立てることとしております。積み立ての現在高の見込みとしましては、平成25年度末の見込みとしましては1億1,900万円ほどになります。

項の3の予備費には604万7,000円を一応計上しております。

主なものは以上でございます。あとは議員各位のご質問によりお答えさせていただきます。何とぞご審議いただき、ご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(泉田洋一君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番議員、田島議員。

○10番議員(田島敬一君) 公用車の購入費130万円ということでございますけれども、その燃費、1年間のガソリン代、これは需用費の中に入っていますかね、燃料費ですか。燃料費だとすると10万円ということで、こんなものかなと、ちょっと少ないような気がしますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長(泉田洋一君) 産業課長。

○産業課長(片島信幸君) 水道係が持っておりますのは軽のバンですので、その燃費も、年数はたっておりますけれども、燃費は割方がいいほうではなかろうかとは思っておりますが、現場、ほぼ毎日出るときもありますし出ないときもありますけれども、これは昨年の実績で約8万9,000円ほどでありましたので、ただ、今度は新車になると。新車になると、その燃費が多少どうなるかわかりませんが、ただ、水道係の車は、後ろは人が乗るためではなくて道具を積みます。相当重くなります。多少やっぱり燃費の悪いところも考慮したところで、一応10万円相当分は使うということですので、これで計上しております。

○議長(泉田洋一君) よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長（泉田洋一君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（泉田洋一君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第25号、平成25年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（泉田洋一君）全員起立でございます。

よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第26号、平成25年度西原村工業用水道事業会計予算についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 片島信幸君 登壇 説明）

○産業課長（片島信幸君）それでは、議案第26号につきましてご説明いたします。

議案第26号、平成25年度西原村工業用水道事業会計予算書。

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで。

あけていただきまして、2ページをお願いいたします。

平成25年度西原村工業用水道事業予算書。

総則、第1条、平成25年度西原村工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりと定める。

（1）給水事業所数7カ所、（2）年間総給水量21万9,000m³、（3）1日平均給水量600m³、（4）主要な建設改良費は0でございます。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益1,637万7,000円、第1項営業収益1,034万8,000円、第2項営業外収益602万8,000円、第3項特別利益1,000円。

支出、第1款水道事業費用1,637万7,000円、第1項営業費用1,226万2,000円、第2項営業外費用39万7,000円、第3項特別損失1,000円、第4項予備費371万7,000円。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額203万1,000円は、減債積立金203万1,000円で補填するものであります。

収入、第1款資本的収入は0でございます。

支出、第1款資本的支出203万1,000円、第1項企業債償還金203万1,000円。

議会の議決を経なければ、流用することのできない経費、第5条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費342万8,000円、(2) 交際費は0でございます。

利益剰余金処分、第6条、繰越利益剰余金のうち795万円を次のとおり処分するものとする。

(1) 減債積立金は0です。(2) 利益積立金45万円、(3) 建設改良積立金750万円。

たな卸資産購入限度額、第7条、たな卸資産の購入限度額は5万円とする。

平成25年3月7日提出、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

本年度の給水事業所も、冒頭にありましたように、本年度はと申し上げたほうがよろしいかと思いますが、7カ所でございます。昨年より1社減となっております。

1日当たりの給水量も600tを予定しております。昨年度当初は630tで計上しておりました。これにつきましては、昨年8月からの給水も休止申し込みに伴う減少分でございます。1日30tの減少ということで、その分を見込んだところでの予算計上をいたしております。

その内訳としましては、この予算書の14ページに収入の内訳は記載しております。昨年当初と比べまして80万4,000円の減額と。その料金収入、負担金収入が合わせると80万4,000円の減額となります。超過料につきましては、当初予算では加味できませんので計上しておりません。

支出の水道事業費用につきましては、昨年とほぼ変わらないような予算構成となっておりますので、主なものとしましては、資本的支出の中で、企業債償還金が203万1,000円と、財源は減債基金で補填するということで対応しております。この企業債償還につきましては、工業用水道事業につきましては平成25年度で終了いたします。

主なものとしましては以上でございます。

あとは議員各位のご質問によりお答えさせていただきます。何とぞご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(泉田洋一君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

8番議員、坂梨議員。

○8番議員(坂梨公介君) 8番、坂梨です。

産業課長にちょっとお尋ねしますが、まず基本的なことからお聞きしたいと思いますが、産業課長の職務分担表を見ますと、いわゆる農地化なり土木

なり、それから、これ、今、発表されました簡易水道、工業用水までの係で、あとは統括と私は判断をいたしております。

そこで、何を聞きたいかといいますと、我々も簡易水道を20年前ぐらいから、西原村、お世話になつとるわけですが、例えば、例を挙げますと、本管から自分の自宅まで引く場合に、一つの条例があると思えますけれども、私の言っていることが間違いならば、そこを間違いだと言ってください。本当であれば、よしと言ってください。

本管からメーター機までは村が負担する、その後は使用者が負担すると、これはこれで間違いございませんか。

○議長（泉田洋一君）産業課長。

○産業課長（片島信幸君）今、坂梨議員がおっしゃったとおりでございますでしょうか。

○議長（泉田洋一君）坂梨議員。

○8番議員（坂梨公介君）それでは、企画課長にお尋ねしますが、西原村の工場の設置条例の中で、第6条の中で工業用水、いろんな形で努めるものとして書いてあります。そして、いわゆる簡易水道と余り変わりませんけれども、先ほど産業課長が申されましたように、私の言っていることに間違いがないということになれば、この1カ所の減につきましては、どこの企業ですか、お願いします。

○議長（泉田洋一君）企画課長。

○企画商工課長（海東義朗君）1社減ということで産業課長のほうからありましたけれども、堀場エステックさんのほうで、検査試薬の製造部門の拡張に伴いまして、工業用水の使用を、今まで上水道を使っておられたわけですが、単価が高いということで、工業用水に切りかえるならということで工業用水のほうからとられましたけれども、安定性がないということで、安定性がないと機械がとまってしまうということで、今、休止届を出された状態でございます。

阿蘇工場のほうに聞きましたところ、上水道を使いますと塩素滅菌がしてございますので、試薬に使うには、その塩素分を取り除いて、処理をした後でないと使用ができないということで、本社のほうには単価の安い工業水道を使いたいということで、現在協議中とのことでございました。以上でございます。

○議長（泉田洋一君）8番議員。坂梨議員。

○8番議員（坂梨公介君）ちょっと議長、お断りしますが、冒頭、もう時間も来ておりますけれども、ちょっと時間をいただいてよろございますか。

○議長（泉田洋一君）はい、どうぞ。

○8番議員（坂梨公介君）そうすれば、やはり先ほど冒頭申し上げましたように、工場を設置する場合には、恐らく村長なり、おたくたちが行って握手を

する場合に、いわゆる協定書なんかがあるわけでございまして、その場合について、工場用水として適するか適しないかということは、恐らく協議がなされた結果、どうしても水が欲しいということでされている。

そしてさらに、平成23年度の決算書を見ますと、当初は44万4,000円で農村工業導入費という形で組んでありましたが、2回にわたって535万円の補正で計上されています。そして、その中を見てもみますと、205万円の堀場エステック工水負担金という形で出ておる。

これは、平成23年度という、去年、おととしか、12月か9月かの補正で、定例なり補正なり、私、現役でおったわけですけども、私たちの勘違いもあるかもしれませんけれども、そういう形で両方立てといいますか、簡水を使いよるから金額は上がっているからいいじゃないかということ、それから私が先ほど産業課長に確認したのは、私なりの個人のこれは意見でございますが、意見といいますか、現場を見ますと、恐らく本管から使用者側に行っている。使用者側に行っているということは、いわゆる自己負担でしなければならない。

ですから、先ほど申し上げましたように、西原村工場設置をしたときに、村長なりが握手をしたときに、その協定書の中にうたってあった文句がずれていたのか、漏れていたのか、それとも企画課長は適していないと。これ、まさに、いわゆる積算基礎のミスではないかと。ミスではなくて、私から言えば、余りにも無防備など思える。極端に言えば、条例的にはちょっと反するんじゃないか。

一般の家庭では、我々が20年前に簡易水道でお世話になったときには条件があった。今まで使っている水道はとめてください、絶対に村の簡易水道を使わなければ使用は禁止しますよという、そして加入金も払ってやった。

ところが、これを見ますと、205万円は全く、私の理解ではですよ、あなたたちの理解はわかりませんが、この205万円出ている負担金というものが、私、果たしてそれが妥当なのかと。私は、そこにちょっと、不公平ではなくて、この税の使い道なり、適正化に欠けるのではなくて全く欠けているんじゃないか。一方では、法人税なり固定資産税が上がっているから税金で徴収している、一方では簡易水道なり工水はとめたけれども権利は持っている。まさに優遇措置のあらわれではないかと。一般民を侮辱した、まさにこれは負担のかかる行為ではないか。

既に終わったことを言うわけでございましてけれども、じゃあ議会で承認しているからいいんじゃないかと。この善後策について、どうお考えになっているのか、お聞きしたい。

○議長（泉田洋一君）企画課長。

○企画商工課長（海東義朗君）205万円の負担金につきましては、当初、村道から分岐して引くならということでしておりましたが、企業さん側の工期の

関係もございまして、確かに敷地内ということで布設をされましたけれども、先ほどもおっしゃいますように、西原村の工場設置奨励条例におきまして、便宜の供与という部分におきまして、産業課のほうでできませんでしたので、積算のほうを産業課のほうで、水道系のほうでしていただきまして、分岐をした後の設計金額の中での材料費の負担として205万円を負担金、補助及び交付金のほうで交付させていただきました。

使用につきましては、確かにちょっと、水質等については調査をさせていただいてよかったのですが、水圧に関してがですね。

○議長（泉田洋一君）8番、坂梨議員。

○8番議員（坂梨公介君）企画課長、問題をすりかえないでください。

私の聞いているポイントは、まず、職務分担、私が言ったじゃないですか。産業課長は、いわゆる工水の統括でもあり簡易水道の管理でもある。それを、まさに誰ができなかったから私がしたというふうな語りですが、それは範囲を越えているんです。越えて課を統括しているんですか、私に言わせれば。

ですから、そういうことはしちゃならないのか、村長が提言した、こうやりなさいという形で上からの命令でやったのか、それとも、この生かされた金額が、今後はこういうふうにして生かしていきますというふうな答弁ができれば、私は納得します。どうですか。

○議長（泉田洋一君）企画課長。

○企画商工課長（海東義朗君）確かに、産業課のほうで、工業用水の配管等については担当でございますけれども、今回の場合、敷地内布設ということもありまして、企画商工課のほうでちょっと対応させていただいたというところでございます。

今後につきましても、できる限り、事業拡大等については企画のほうで、企業さん等の拡大、そういった備えにつきましては企画商工課のほうで担当するなと思っております。

○議長（泉田洋一君）3番議員、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番議員の村上です。

今、企画課長のほうが言われました西原村工場等設置奨励条例というのがありますが、今、便宜の供与と言われましたね。それは、第何条の第何項になっていきますか。まず、それから答えてください。

○議長（泉田洋一君）ちょっと待ってください。企画課長。

○企画商工課長（海東義朗君）すみません。第6条でございます。

○議長（泉田洋一君）3番議員、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）では、百歩譲ったところで、例えばその1社に対して、便宜の供与というふうな形でそういう特例を設けたときに、ほかの進出企業についても、そういう事案が発生した場合には、その便宜の供与というのを適用されるんですか。答えてください。

○議長（泉田洋一君）企画課長。

○企画商工課長（海東義朗君）その辺は、上と相談しながら、できる範囲で供与していくと思います。道路とか工場用地とかその辺もございまして、上と相談しながら、できる範囲で協力していきたいと思っております。

○議長（泉田洋一君）3番議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番議員、村上です。

それでは、産業課長にお尋ねします。

ちょっとぶり返しますけれども、簡易水道、工業用水道の工業に限ってです。簡易水道で仮に、さっき、個人的にはメーター機の入り口までは当然施工すると、それから先は個人負担ですよと言ってこられ、それが大原則でありまして、それが今、8番議員の坂梨議員と産業課長の確認でも私も理解したところですが、では例えば誰か、もし、有力者と言うといけませんけれども、うちの敷地内配水についても便宜の供与をしてくれないかと言われたときに、簡易水道についてはどのように、産業課長としての考えはどのようにお持ちですか。

○議長（泉田洋一君）産業課長。

○産業課長（片島信幸君）産業課と言いましょうか、私個人的には、お1人の方だけをするとすると、ほかの今までされた方の分をどうするとか、今後、ほかにやったときにどうするのかということがありますので、やっぱり我々としては、あくまでもメーター機まで、条例に基づいてメーター機まで、それから先は、やはり水道の利用者の方でしていただくと、それをやっぱり徹底すべきと自分では思っています。以上です。

○議長（泉田洋一君）3番議員。

○3番議員（村上貞廣君）村上です。

今、産業課長が答弁された答えが、そのまま普通の考え方だろうと思います。

それで、では、どうしてこの1社だけに対して便宜の供与をされたのか、向こうから依頼があったからされたのか、それともこちらから負担金、補助及び交付金で205万円、そういうふう to 便宜を図られている。

それでは、もう増設して、誘致企業だから、いわゆるさっきの有力者じゃないんですけれども、そういうことがあったから、ここだけ205万円だけ便宜の供与をされたんですか。企画課長。

○議長（泉田洋一君）企画課長。

○企画商工課長（海東義朗君）はい、今回につきましては、経緯を申しますと、堀場さんのほうも滋賀県のほうにも工場がございまして、阿蘇にも西原村にも工場がございまして、どちらに工場を増設するかということもございまして、西原村のほうに決定をしていただきまして、世界23カ国ある企業の中で、堀場製作所を含め、堀場グループの会社が23カ国ある中で、西原村の工場が

その中でも一番大きい工場ということで、さらには試薬部門を拡充するという
ことで、今回は対応させていただいたというところでございます。

○議長（泉田洋一君）3番議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番議員の村上です。

では、今の答えは、ほかに行かないと、行かせたら困る、だから村として
も引きとめたいと、それで仕方なくその便宜の供与を図ったと。

それでは、今後において、さっきも言ったように、誘致企業がもしうちの
ほうに来た場合に、そういう事例が、前回、これ前回もう事例をつくってし
まったわけですから、それともう一つは、今までやった工業団地内の既設の
事業所について、この中身が、もうちょっとうちの看板大きくしたいから、
敷地内について配管を村のほうでお願いしたいと言った場合には、その便宜
の供与というところで拡大して解釈されて同じような対応をとられるという
ことですね。それでよろしいですか。

○議長（泉田洋一君）企画課長。

○企画商工課長（海東義朗君）確かに、今回、便宜の供与ということで、工水
も含まれておりましたので材料費の負担をいたしたところでございますが、
近隣の町村を見てみますと、大津町、益城町、菊陽町などにつきましては、
いろんな用地取得費あるいは設備投資費、あるいはこういう補助金と、いろ
いろ補助金をいっぱい、高いところでは、益城町などでは用地取得費には最
高5億円を出されます。

村といたしましては、そういう補助金がございますので、この便宜の供
与の中で、何とか既存企業、今、大変企業さんにとっては、アベノミクスで、
円高によりまして回復兆しにございますが、村といたしましては、既存企業
の拡充を、逆に言うならば、厳しいところもございますので、引きとめじゃ
ないですけれども、そういう部分で、この便宜の供与のほうで、要望があれば
というか、拡張、そういう例がまた出てきました折には、上と相談しながら、
その辺はしていきたいと思っております。

○議長（泉田洋一君）はい、村長。

○村長（日置和彦君）私のほうからお答えをさせていただきます。

村上議員、そして坂梨議員がおっしゃるのは、もっともなところもござい
ます。

私どもも、企業誘致ということで、いろんなところにお話をする中で、新
たな企業が進出するのは今の状況では大変厳しゅうございます。そういうこ
とで、今ある企業の中で、増設、増築をしていただくならばということで企
業さんにお話をしている中でございます。

そういう中で、新たな企業誘致あるいは既存企業の事業拡大等の支援とい
うことと雇用の拡大と、そしてそれにつながる税金、村税の増収になるとい
うことで条例の改正をさせていただいたところでございます。これは、平成

24年の3月の定例会において条例を改正しております。

その中の第6条の中で便宜の供与という、先ほどから話がありますように、適用工場等を新設し、または増設する者に対し、工場用地、住宅用地、工業用水、道路等の輸送施設及びこれらに関する施設整備及び労務費のあつせん
の便宜の供与することと努めるものとするというふうになっております。

今回、堀場エステックさんにおかれましては約20億円の投資をなされております。今までの工場の倍ということで、おのずと今までの税収も倍になりはしないかと、単純に考えればそういうふうに捉えております。

そういうところで、今回、本来ならば道路を一定立ち上げるのが筋でございますけれども、工場の工期の問題もございました。そういうことで、材料費だけでも出しましょうということで材料費を出して、ただし、今、工業団地付近で火災もいろいろ発生しております。そういうことで、消火栓を1つ、道路際に立てさせていただきました。そういうことで、材料費はこちらが出しましょうということで出させていただいたものでございます。

そういうことで、その企業に協力することによって、企業さんもさらにまた増設をしていただくんじゃないかなというふうに捉えております。そういうことでありますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（泉田洋一君）8番、坂梨議員。

○8番議員（坂梨公介君）ちょっと最後にもう一回確認します、村長。

村長の言われることはよくわかります。いわゆる税収につながる、そして企業誘致をしたと。まさに20万円、30万円あげたい。

しかしながら、私から言うと、どうにもそこに、食い違いじゃなくて、いわゆる適正化、いわゆる事務の適正化じゃなくて予算の適正化の使い道、そして、これは監査的な表現になりますけれども、その事業対効果を求めたと。いつか誰かに言ったところ、行政は事業対効果を余り認めないと、余り考えちゃいけないというふうに我々は認識しとったと。しかしながら、村長の言葉を言うと、事業効果が上がったから205万円投下したと。

では、しかし、この205万円の原材料費は、私、後で求めたいと思う、企画課長でもいいですけれども求めたいと思いますので、ここで打ち切りますが、その205万円の根拠、積算基礎、図面と一緒に全部出してください。そうしないと、ただ単に205万円というのは、何割負担なのか、どれしこ負担したのか、総事業費はたった205万円だったのか、そんなのもやったのか。いや、そうじゃないよ、500万円かかったけれども、205万円を出したよと、そういう根拠の資料がない限り、それは私も非常に勉強不足だったと思いますが、既に答えは言われたように、昨年12月なりに予算ととると。しかし、そのときに示しとるからいいんじゃないかという言葉がはね返ってきたようでございますけれども、私たちには、その図面もないし、その金額の相対的な何%負担ですよと、原材料費と言われるけれども、それを私は強く求

めて、この質問を終わります。

○議長（泉田洋一君）村長。

○村長（日置和彦君）水道管の、管の材料費です。工事費は入っておりません。そういうことでありまして、昨年の3月の定例会でこの条例をつくったところの、条例を改正したところの中の条例の範囲内でやっておるということでございます。工事費の何割じゃなくして、材料はこっちからあげますよ、そのかわり消火栓だけは立ててくれと、向こうで、そういうことで歳出をしております。

○8番議員（坂梨公介君）明細を出して、明細。

○議長（泉田洋一君）それでは、企画課長、明細出してください。

2番、中西議員。

○2番議員（中西義信君）2番、中西です。

収入のことで、立米数ですね、45円と25円って、何で分けてあるのかなと思ったのが一つです。実際は70円いただいているのかなと。

もう一つ、今、村長も言われたように、便宜の供与とかいろいろ伺いましたけれども、実際、村民の従業員数といえますか、率は結構高いのかなと。西原工業団地、鳥子工業団地かな、創成して、それなりに従業員として西原村民は行っているのかなと思って。

○議長（泉田洋一君）企画課長。

○企画商工課長（海東義朗君）新規のところには、なるべく西原村からもお願いしますということでは言っておりますけれども、企業さんごとに西原村からの雇用者が何名というのは、すみませんが調査しておりません。

○議長（泉田洋一君）2番、中西議員。

○2番議員（中西義信君）すみません、2番、中西です。

一生懸命お金をかけて、地元においてほしいというのは大事なことだと思っています。また、これは個人の都合もあって、なかなか勤める勤めないのことは難しいこともありますけれども、いや、それなりに雇用が成り立っているのかなと思って聞いただけです。

お金の話も、何で分けてやるのかなと、ちょっと聞きたかっただけです。

○議長（泉田洋一君）産業課長。

○産業課長（片島信幸君）工業用水道事業の料金収入の給水収益の45円部分と企業負担金の25円分、なぜかということですね。合わせれば70円になると。

これは、本来、工業用水道事業の事業の認可を通商産業省、今は経済産業省ですかね、昭和五十二、三年だったかと思います、認可申請に行ったときに、通産省は70円なんていう単価はだめですよと、とてもそんなに高い金額ではだめですということで、安い金額で供給してくださいということで、うちとしては、そんな安い金額ですともう完全な赤字になるということで、どうしてもそこでのやりとりがあって、もう最終的にこのように、じゃあ分

けさせていただきますということで折り合いがついたということで、今現在までに至っておりますということを聞いております。

○議長（泉田洋一君）よろしいですか。

村長。

○村長（日置和彦君）できるだけ村内の方を雇用してくれといったことは、いつも言っております。ただ、余り多くなると、村の行事のときに社員が一斉に休んでしまうというふうな話も伺っておりますので、会社に迷惑かけるような従業員はそんなに多くはないと思いますけれども、会社から言われるのはそういったところもございます。

それと、雇用だけではなくして、さっき言っていました税収面もありまして、そのほかにも、村外から西原村に来ている人が大分朝から多うございます。私が朝から役場に行くときも、もう数珠つなぎで工業団地のほうに入っていると。そういう人たちも、時には西原村でガソリンも入れるし、西原村でも買い物するし、コンビニにも寄ると、そういった商業的などの経済効果もあるというふうに捉えております。以上です。

○議長（泉田洋一君）よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（泉田洋一君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（泉田洋一君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第26号、平成25年度西原村工業用水道事業会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（泉田洋一君）全員起立であります。

よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

日程第7、同意第1号、副村長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）同意第1号についてご説明いたします。

同意第1号、副村長の選任につき同意を求めることについて。

このことについて、次の者を副村長に選任したいから地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める。

平成25年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

住所、西原村大字布田834番地25。

氏名、坂本武。

生年月日、昭和20年1月10日生まれ。

提案理由。

副村長坂本武氏が平成25年3月31日に任期満了となるため、再度選任いたしたく提案するものでございます。

次ページに職歴等を添付させていただいております。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（泉田洋一君）内容の説明が終わりました。

ここで質疑に入ります前に、副村長、坂本武君の退場を求めます。

（副村長 坂本 武君 退場）

○議長（泉田洋一君）これより、同意第1号、副村長の選任につき同意を求めることについて、質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）実は、坂本武様は、化粧塚、私が住んでおります化粧塚のアパートにお住まいということでございまして、私たち化粧塚区としましては、正月は初寄りから時々の清掃活動ですね、時に応じてまたいろんな問題があったときに集まって話し合いをするというようなことでやってきておりますけれども、私たちの悩みは、アパートの住民がなかなか区に入ってもらえないということで、最初のうち、アパートの住民が区に入ってもらったこともあったんですけども、その後、抜けられまして、大変残念な思いをしておるところでありまして、新住民の中でもやはりアパートの方々をいかにして区に入ってもらおうかということで苦慮しているときでございまして、坂本武さんは、住居は構えてはおられますけれども、全て、区が催します初寄りとか地域の皆さんと肩を寄せ合って、いろんなことを話し合いをしていただいたり、また西原村の状況はこうですよとかいうことを話してもらったり、そういったことを期待しておりましたけれども、残念ながら区にも入ってもらえないというのが事実なんですよ。

何とか、せめて初寄りには顔を出していただきたいということで、その前に役場に電話しましたところが、おられないということで、それでは電話で連絡をしていただいけませんかとお願いしましたけれども、携帯電話がわからないというようなことで、これではやはり緊急時の連絡にも差しさわりのあるでしょうし、またアパートなどの新住民が区に入ってもらおうように、実は誘っていただくような、そういう立場に立っていただかなくてはならないと思いますのに、みずから参加していただけないというようなことについて、村長はどのようにご指導をされているのか、お尋ねいたします。

○議長（泉田洋一君）村長。

○村長（日置和彦君）確かに、今はどこのアパートでも、なかなか地区に未加

入者の方が多いということでございまして、そういうことでありますけれども、副村長には特に村の副村長ということで、私がかかわっておられたものと思っておりましたので、今後、副村長のほうにはそういったことで言って、やはり村のリーダーとして、そういったところも努めていただきたいというふうに思っております。

○議長（泉田洋一君）よろしいですか。

○10番議員（田島敬一君）はい。

○議長（泉田洋一君）ほかに質疑はございませんか。

はい、西口議員。

○4番議員（西口義充君）4番議員、西口でございます。

私たちも、村会議員になってちょうど半年になりますけれども、今までの副村長の坂本さんですね、我々、人間性もまだわかりませんし、これまで西原村にどれだけ功績を残されたのか、そういうところもお聞きしたいと思いますので、村長、ひとつお願いいたします。

○議長（泉田洋一君）村長。

○村長（日置和彦君）実は、4年前、副村長を来ていただくならということで県庁のほうに参りました。そして、当時の副知事、安田副知事にお願ひし、どなたかおりませんかということで話をしたところ、おるおるといような話で、今、熊本伝統工芸館の館長をしてるけれども、その人に行ってもらおうということで、4年前、来ていただきました。だから、平成21年の4月の就任でございます。

それ以来、県庁のOBとして、その人脈、それとそれまでの豊富な行財政運営の経験を生かされまして、数々の村の事業、主要事業の推進に当たっていただきました。そのおかげで、国・県の補助事業の採択及び財源確保に大きく貢献をしていただいております。

そういうことで、地方債残高も一時期50億円ありましたけれども、もう半分以下になったと。基金残高も8億円しかございませんでしたけれども、18億円あるということで、10億円ばかり基金の積み増しができたということでございます。

いろいろ事業について、副村長の力をかりたことがいっぱいございます。

まず、この生涯学習センター、これに当たっては、国の経済危機対策の臨時交付金もございましたけれども、まだまだお金が足りないということで、県のほうの森林加速整備基金というのがございました。40億円ございまして、県下一斉に申し込みがありました。申し込みがあったのが何と90億円ということで、我々も8,400万円ほど県のほうにお願いしておったわけでございます。これは、到底半分来ればよかほうだろうかなということで思っておりましたけれども、満額の回答をいただきました。その間、県庁OBということで、いろんな方面にその当時の仲間もおるし部下もおるということで、我々

が、村が抱えておる事情、実情を粘り強く説明をしていただきまして、満額の回答をいただいたということでございます。おかげで、この山河の館、一般財源から、全部で2億3,000万円かかりましたけれども、一般財源から167万円しか出さなくてよかったということでございます。

それからまた、山西小学校の学童クラブの整備を手がけたときにも、その設備の委員長としてしていただきまして、そのときも多くの補助金等も動いていただいて築くことができました。

それから、大津警察署、駐在所のこの件でございますけれども、これも熊本県で、あの年、3つの枠がございました。3つの枠に入らないかんということで、もう老朽化して、駐在所がどこにあるかわからないというふうな状況で、早く建てかえんといかんということで、これも10年来よりの要望でございましたが、その3つしかない予算を獲得するためには、やはり県庁の財政課におられましたので、そのOBということで、県のほうの財政との折衝あるいは大津警察署等の折衝あたりをしていただいて、その予算獲得ができた、西原村に駐在所を建てるということができたということでございます。

そのほかにもいろいろございます。

光ブロードバンドにしろ、約4億6,000万円ほどかかっておりましたけれども、村からの出し分は、ことしを含めて1億円余りということで、その財源も国のほうからいただいたということでございます。

そのほか、もろもろございます。

保育園の問題にしろ、これは当初は村の負担が4分の1でございました。それを、待機児童がおるということは、10月1日時点での問題でございましたけれども、その間、西原村は、今、子どもたちが全て行きよるということで、待機児童が認められないという状況でございましたけれども、実際にはいますよということで、これも県のほうに粘り強く要望をしていただけて、12分の1の村の負担金になったということで、当時かなりの、2,140万7,000円が浮いたと。

そういったところも、やはり県とのつながりが深くございますので、いろんなところにおられました。県のほうにも、この履歴書にも書いてありますように、財政にしろ企画にしろ政策にしろ、いろんなところを経験されておられますので、我々も今後、今から4年間、4年間といいますか、今後、西原村のためにも多大に貢献していただけるものというふうに思っております。

特に、今まで4年間やってこられましたので、西原村の事情も大分わかってこられました。そして、今後は総合体育館問題もございますので、そういったところの補助金等は何があるのか、どういったものがあるのかといったことも、さらにお力添えをいただければというふうに思っております。そのことが、私どもも村の発展にもつながるし、財政的にもいい方向に進むんではなかろうかなというふうに思っております。今回の総合体育館、多大な

費用がかかると思いますので、そこら辺もしばらく応援していただいて、副村長として勤めていただくならばといった思いでございます。以上でございます。

○議長（泉田洋一君）西口議員、よろしいですか。

○4番議員（西口義充君）はい。

○議長（泉田洋一君）3番議員、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番の村上です。

今、村長は、これは言ったらいかんかもしれませんけれども、恐らく今まで、今、述べられた実績は全部、これは村長の実績だろうと、私は私なりに評価しています。

自分が、なぜ、きょう、ここに来たかということは、忘れもしませんけれども、去年、おとし10月の30日のお法使さんの日に、秋田の前議員のところで、日置村長も一緒でしたと思います。そこで、坂本副村長とばったり会いました。そのときには、お互いに、村上ですということと、副村長の坂本ですと言って、そのときには、その人のところはそこで別れたんですけども、それから二、三軒、時間にして三十分ぐらいあちこち行ったときに、あるところでまた副村長とばったり顔を合わせました。そこで30分ほど話をすることができたんですが、時間的にそうたっていないので、そんなにアルコールは入っていないというふうには思います。

そのときに、私は、先ほど5分ぐらい面識があっただけですので、どっから来なった、県庁から来られたということ全然わかりませんでしたので、どっから来られたんですか、坂本さんは村内の人じゃないみたいですがと、ああ、県庁から来ましたと、西原村に何しにですかね、副村長としてわざわざ言ったら、西原村の職員の質の向上にやってきましたと言われたんです。この人は何ば考えとらすとやろかと。だけん、そんなとき私はちゃんと言いました。うちの職員は、そんなに、これは職員さんがおんなるばってん、ばかばかじゃにやあですばいと言うたら、ちゃんとして有能な人間もいっぱいおりますということを使った覚えを自分なりに覚えています。

それで、本当に副村長というのは、村長をサポートして一緒に行政を、政をつかさどるということが大前提というふうに思います。それで、先ほど田島議員のほうからも言われましたように、できるなら西原村に移住して住んで、膝を突き合わせて、いろんな会合に出て、村長ができないところを陰でサポートするというのが本当の副村長のあり方じゃないか。

まして、これは私なりの考え方なんですけれども、1期目は、日置村長が1期目は議会からそのまま上がられて、なれないだろうから県から連れてこられたんだなということで半分理解はしてました。だけど、また2期、今から4年間、もう十分日置村長としても実績を積まれて、今言われたような事業もやってこられて、それだったら、何か西原村に副村長となる人物がいな

いようにも周りの人からもとられますし、もうちょっとこれは村内のことも考えた上で一生懸命、人事はなかったのかなと。

それともう一つ、大きなことがありました。ちょっと役場用語で、村長がよく辞令のときに使われてます事務吏員です、役場の。事務吏員の人たちと、僕はそういうことを言われたというのを覚えてますんで、いろんな今の副村長はどういう方ですか、どういう仕事をしていますか、何十人と聞きましたね。全部とは言いません。95%、よく言いません。それで本当にやっていけるのか、事務方と一緒に、含めてですね、それをずっと危惧しています。

ですから、その点を考慮した場合に、どうしても、やはり賛成という立場にはどうしてもなれないというのが私の気持ちであります。以上です。

○議長（泉田洋一君）村長。

○村長（日置和彦君）今、申しましたところ、私の実績と言っていたきまして、過分なるお褒めをいただきましたけれども、いや、実際にいろんな県からの補助金等の段取りは全て副村長にしてもらいました。私は、政治的に県とのつながりはありますけれども、元職員として、その間、今まで培ってきたOBとして、そこら辺ではまだまだ力があるというふうに思っております。

それから、職員の資質の向上ですか。決裁に来ます、職員が。決裁に来て、これは何か、これは何かと言ってもわからない人も中にはおります。そういったことで、決裁に来るときにはその内容をしっかり把握して来てくれと。副村長、あんたがところでそれは言うていうて、ほかのところに来てから、もうはっきりわかっつとすることで、指導ばしていただだけませんか。ただ持ってきて、印鑑下さいはいかんとやったんですよ。

それが、そのことがその職員は勉強になって、いろんなことを知って決裁に来るということで、これは職員の資質の向上につながるという判断で、副村長、あんたがところでちゃんと聞いて、決裁にはちょっと時間がかかるかわからんばってんが、10分ぐらいかかるかわからんばってんが、ちゃんと聞いて、そこら辺がしっかりわかって決裁に来てくれというふうなことを言っております。それが、おのずと職員の資質の向上につながるはしないかというふうに考えております。それでいいですかね。

○議長（泉田洋一君）ほかに質疑ありませんか。

8番、坂梨議員。

○8番議員（坂梨公介君）村長にちょっと2点ほどお尋ねします。

私が、冒頭、一般会計予算案の歳入の中で、いわゆる交付金が約6,000万円か7,000万円減ってきたと、そのどういうことというふうに私は質問したんですが、一方では6,000万円、7,000万円減ってくる。そうすると、それは特別交付税だからという、1年か2年か知りませんが、そうすると恐らく7月か8月になりますと、いわゆる人件費の7.8%、国が言っていますように従わざるを得ないような状態になってくると。

そうなりますと、おのずと、私がおべっか使うわけではございませんけれども、職員の待遇改善が減退する。そうすると、恐らく消費の能力は減退すると思います。役場職員だけの西原住民ではございませんけれども、そうなりますと、やはりそこで副村長の人件費が、年間、相当な額があります。それを削減何々のことにすれば、私は20万円、30万円はつく。

しかしながら、言われますように、やはり手となり足となる人物が欲しいんだから、ここに同意を求めたということですがけれども、昔話をしますと、村長が山西ならば、河原地区から助役が出ていたと、これは昔の話ですがけれども、その流れがいつの間にか西原村住民一体となったと。

今、比較しますと、小学校の生徒も、山西小学校の生徒も三百数十人おりますけれども、旧住民といえますか、昔からの人間は2割、あとはほとんど新興住宅から来ている。そうなりますと、やはり西原村全体を見た場合に、交通の、西口議員あたりがよく質問されておりますトイレの問題、子どもの通行路の問題、そういう身近な問題が、やはりその辺に住まわれて、いつも一緒になって登校するような心がけがない限り、今さらになって、これからこうします、こうしますということではなくて、やはり基本路線の2つの路線をどうしても私はクリアに乏しいんじゃないかと。

それは、学歴のある、そういう実績は非常にいいと思いますけれども、今さら、4年間の中で多きに功績いただきましたのでご勇退いただいて、私は新たな人を雇うか、それともある程度空間を置いて、日置村長がどうしても無理だと、そういうふうに再度人事案件を提出されれば、私は同意いたしません。しかし、今のシャバの動きでは、私はどうしてもその辺に賛同を期する問題がございますので、そういういわゆる総合的な判断の中から、こういうふうに出したんだという強い言葉を望みたいと思います。お願いします。

○議長（泉田洋一君）村長。

○村長（日置和彦君）人件費がかさむということであります。ですけれども、最初にこれをつくったときに、8,400万円いただいたと。本来ならば、40億円の枠の中に90億円あったならば、半分いけばよかほうと、副村長、あんたの4年分の給料はもう取ったばいたって言い方しました。私ができなかったことですから、この補助金ばらうとですね。

そして、今おっしゃった山西、河原というお話でございますけれども、もう合併して五十数年でございます。その間、山西だけ、河原だけと、この議会におきましても、私、議員のとき、議長も副議長も河原からでございます。そういったことで、もうあの時点で、もう山西、河原はなくなったよというようなお話も周りから聞いた。議員さんの中からも聞きましたけれども、そういったことで、山西、河原ではなくして、西原村からそれなりの人材がある人であったらば、また今後検討しなければならぬと思いますけれども、当分、今まで4年間、一生懸命に村のために頑張ってきた方に、さらにこの

いろいろな問題がある中で、再度お願いするならばということで提案をさせていただきます。ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（泉田洋一君）ほかに質疑のある方。

4番、西口議員。

○4番議員（西口義充君）4番、西口でございます。

ただいま村長から、坂本副村長の功績をお伺いいたしまして、県とかそういったところにおきましてのパイプが相当あるというふうなお話でございます。

村の職員が県庁にも行って、出向していくわけでございますけれども、そこら辺での根回しとか、そういう職員が動きやすいような形にも持っていかれるような、そういう人材であっていいんじゃないかと思えます。もっともっと職員にも温かい目を向けて、これから地域住民にも感謝していただきたいし、西原村におるのならば、地域のことにももっともっとわかってもらいたいし、もっともっと西原村というのを勉強してもらいたいと思えますので、その点をよろしくお願いいたします。

○議長（泉田洋一君）村長。

○村長（日置和彦君）まだまだ4年間しかおられませんで、日曜日あたりは、やっぱり家もございまして帰られますけれども、もっと西原村をわかっていただきたいというふうに思います。

そして、職員にも厳しく優しく、厳しいばかりではいかんと、優しいばかりでもいけませんので、厳しく優しく、指摘するところは指摘して、いろんなことができたときには褒めてやると、そういったことも大事ではなかろうかなというふうに思います。

今後また、そういったことで、我々2人、話して進めていきたいというふうに思います。

○議長（泉田洋一君）ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（泉田洋一君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（泉田洋一君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第1号、副村長の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（泉田洋一君）起立多数でございます。

よって、同意第1号は原案どおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

(午後 3時28分)

(午後 3時29分)

(副村長 坂本 武君 入場)

○議長(泉田洋一君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第8、同意第2号、西原村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 泉田元宏君 登壇 説明)

○総務課長(泉田元宏君) 同意第2号についてご説明申し上げます。

同意第2号、西原村監査委員の選任につき同意を求めることについて。

次の者を西原村監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成25年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

住所、西原村大字小森17番地。

氏名、河上勝彦。

生年月日、昭和26年10月9日。

提案理由。

監査委員草野正臣氏が平成25年3月31日に任期満了となるため、その後任として河上勝彦氏を提案するものでございます。

次のページに、職歴等を添付させていただいております。ご審議方、よろしく願います。

○議長(泉田洋一君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(泉田洋一君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(「討論なし」の声)

○議長(泉田洋一君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第2号、西原村監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(泉田洋一君) 全員起立でございませぬ。

よって、同意第2号は原案どおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

(午後 3時32分)

(午後 3時41分)

○議長(泉田洋一君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。ただいま議案第27号、平成24年度西原村一般会計補正予算(第9号)について、村長から追加議案の提出の申し出がありました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(泉田洋一君) 異議なしと認め、追加議案の提出の申し出を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、追加議案の提出の申し出についてを議題とします。

村長に追加議案の提出の説明を求めます。

(村長 日置和彦君 登壇 説明)

○村長(日置和彦君) それでは、追加議案の説明をさせていただきます。

国の日本経済再生に向けた緊急経済対策が1月11日に閣議決定され、2月26日に国会で補正予算が成立をいたしました。

この経済対策で追加される公共投資の地方負担が大規模であり、地方の資金調達に配慮し、迅速かつ円滑な実施を図るため、今回限りの特別措置として地域の元気臨時交付金が創設されました。

また、国の補正予算にかかわる地方債については、地方交付税の財源措置がなされることとなり、村といたしましては、この経済対策の事業内容に即した13件の事業要望を行ってまいりました。その結果、2月末に各省庁から内示をいただきましたので、今回追加提案をさせていただくものであります。

議案第27号、平成24年度西原村一般会計補正予算(第9号)については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,294万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億7,097万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、歳入で、国庫支出金2億9,174万5,000円、県支出金5,670万円、村債1億1,450万円でございます。

各事業債につきましては、全額を基準財政需要額に算入され、交付税措置がされることとなっております。

歳出につきましては、款5農林水産業費で4事業の8,400万円、款7土木費で7事業の2億3,700万円、款9教育費で中学校大規模改修事業費等2事業の1億5,767万9,000円でございます。

一般財源充当分の1,573万4,000円を予備費より減額しております。国・県補助金、臨時交付金、事業債等を最大限に活用しながら事業を実施してまいりたいと思います。

詳細につきましては総務課長よりご説明いたします。議員各位におかれま

しては、ご審議をいただき、何とぞご議決を賜りますようお願いいたします。
以上です。

○議長（泉田洋一君）以上で村長の説明は終わりました。

お諮りします。議案第27号について、追加議案の提出について許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（泉田洋一君）異議なしと認め、議案第27号について、追加議案の提出について許可することに決定しました。

続いて、お諮りします。ただいま提出されました追加議案を日程に追加し、追加日程第2、議案第27号、平成24年度西原村一般会計補正予算（第9号）について、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（泉田洋一君）異議なしと認め、議案第27号を追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第2、議案第27号、平成24年度西原村一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）議案第27号についてご説明いたします。

議案第27号、平成24年度西原村一般会計補正予算（第9号）。

平成24年度西原村の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億6,294万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億7,097万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。
平成25年3月15日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

内容のご説明をいたします。

4ページをお願いします。

第2表繰越明許費補正でございます。

款2総務費、項1総務管理費につきましては、補正はございません。

款5農林水業費、項1農業費におきまして、農業基盤整備促進事業4,300万円、農業水利施設保全合理化事業4,100万円でございます。

款 7 土木費、項 2 道路橋梁費、こちらにおきましては、社会資本整備総合交付金事業 2 億 3,700 万円でございます。

款 9 教育費、項 3 中学校費、西原中学校大規模改修事業 1 億 5,767 万 9,000 円でございます。

合計事業 4 億 7,867 万 9,000 円の繰越明許費補正でございます。

5 ページをお願いします。

第 3 表地方債補正でございます。

起債の目的、補正前限度額、起債の方法、利率、償還の方法、補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で読み上げたいと思います。

3、公共事業等債 2,200 万円、証書借入、利率年 7.0% 以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率、償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。補正後限度額 8,920 万円、証書借入、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。

4、一般補助施設整備事業債 720 万円、証書借入、補正後 1,200 万円、証書借入、5、学校教育施設等整備事業債、補正前 0 円、補正後 2,050 万円、証書借入。一般補助施設整備事業債、学校教育施設等整備事業債とも、利率、償還の方法につきましては公共事業等債と同じでございます。

続きまして、歳入のご説明をいたします。

8 ページをお願いいたします。

款 14 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 4 土木費補助金 1 億 3,607 万 9,000 円の増額補正でございます。

目 5 教育費国庫補助金 5,248 万 3,000 円の増額補正でございます。

目 6 総務費国庫補助金 1 億 318 万 3,000 円の増額補正でございます。

款 15 県支出金、項 2 県補助金、目 3 農林水産業費県補助金 5,670 万円の増額補正でございます。

款 21 村債、項 1 村債、目 3 公共事業等債 8,920 万円の増額補正でございます。

目 4 教育福祉施設等整備事業債 2,530 万円の増額補正でございます。

9 ページをお願いします。

歳出でございます。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 8 農地費 8,400 万円の増でございます。農業基盤整備事業、促進事業、農業水利施設保全合理化事業の測量設計委託料及び工事請負費でございます。

款 7 土木費、項 2 道路橋梁費、目 2 道路新設改良費 2 億 3,700 万円の増でございます。調査委託料 400 万円、道路改良工事請負費 2 億 3,300 万円を計上

いたしております。

款 9 教育費、項 3 中学校費、目 1 学校管理費 1 億5,767万9,000円の増でございます。大規模改修事業等の委託料及び工事請負費でございます。

あと、予備費より1,573万4,000円減額をいたしております。

以上でございます。あとは議員各位のご質問によりお答えさせていただきます。ご審議方、よろしく願います。

○議長（泉田洋一君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（泉田洋一君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（「討論なし」の声）

○議長（泉田洋一君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第27号、平成24年度西原村一般会計補正予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（泉田洋一君）全員起立であります。

よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

日程第9、発議第1号、西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を、提出者、林田直行君に求めます。

（7番議員 林田直行君 登壇 説明）

○7番議員（林田直行君）7番議員、林田でございます。

発議第1号について、朗読において提出案を読ませていただきます。

発議第1号、平成25年3月15日、西原村議会議長、泉田洋一様。

提出者、西原村議会議員、林田直行。賛成者、村上貞廣、賛成者、西口義充。

西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び西原村議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由といたしまして、地方自治法の一部改正に伴い、委員の選任規定等、地方自治法から委員会に関する規定が条例に委任されたことにより、地方自治法第109条第9項の規定により、条例を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

1枚あげてもらいますと、西原村議会委員会条例の一部を改正する条例。

西原村議会委員会条例（昭和35年西原村条例第18号）の一部を次のように改正する。

これは、第7条中第4項を第7項とし、第1項から第3項までを3項ずつ繰り下げ、同条に第1項から第3項までとして次の3項を加えるということです。

議員は、少なくとも1つの常任委員となるものとするということになっておりまして、この第1項は、これまで常任委員会の所属については、少なくとも1つの常任委員会となるとされてきました。これは、第28次地方制度調査会答申（平成17年12月9日）において、議会の組織に係る自主性・自律性の拡大等を図る見地から、議員の複数の常任委員会への所属制限を廃止するとの答申を受け、平成18年の地方自治法改正で、それ以前の「それぞれ一箇の常任委員となる」の規定が見直され、改正法により、常任委員会の所属義務の扱いは各議会に委ねられることになるが、前述答申の趣旨を踏まえた上で、委員会条例にはこれまでと同様に少なくとも1つの常任委員となると所属義務を規定しました。

第2項は、委員の選任等に関する事項の扱いで、議会で選任されることとなり、第3項で特別委員の在任の規定を設けましたということで、第2項、常任委員及び議会運営委員は、議会において選任する、3、特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議される間に在任する。

附則、この条例は、交付の日から施行するというもので、後に改正前、改正後の新旧対照表がありますのでごらんになってください。以上です。

○議長（泉田洋一君）ただいま、提出者より内容の説明がございました。

これより質疑に入ります。提出者に質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（泉田洋一君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（泉田洋一君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第1号、西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（泉田洋一君）全員起立であります。

よって、発議第1号は原案どおり可決されました。

日程第10、発議第2号、西原村議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

内容の説明を、提出者、林田直行君に求めます。

（7番議員 林田直行君 登壇 説明）

○7番議員（林田直行君）7番議員、林田です。

発議第2号についても、朗読において説明させていただきます。

発議第2号、平成25年3月15日、西原村議会議長、泉田洋一様。

提出者、林田直行。賛成者、上野正博、賛成者、田島敬一。

西原村議会会議規則の一部を改正する規則について。

上記の議案を、別紙のとおり西原村議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

（提案理由）

先の地方自治法の一部改正で、会議規則第17条、修正の動議の規定について、会議規則の条文中「法第115条の2」を「法第115条の3」に変更する必要がある、法第109条の2第4項の議会運営委員会の所掌事務が第109条第3項に改められたため、会議規則第73条、所管事務等の調査の規定について、会議規則の条文中「法第109条の2第4項」を「法第109条第3項」に変更する必要がある。また、改正法により、本会議においても委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致ができるようになったため、会議規則の改正を行うものであります。

西原村議会会議規則の一部を改正する規則。

西原村議会会議規則（昭和58年西原村規則第4号）の一部を次のように改正するということになっておりまして、あとは条文が、新旧対照表で改正前と改正後がありますので、これにおいては、先ほど述べましたように各法が改正になりまして、公聴会の開催や参考人の招致、本会議におきましても公聴会の開催や参考人の招致ができるようになったために、ここで第14章、第15章となって、公聴会、第15章、参考人の2章を加えることとして、会議規則の改正を行うものとしております。以上でございます。

○議長（泉田洋一君）ただいま、提出者より内容の説明がございました。

これより質疑に入ります。提出者に質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（泉田洋一君）質疑はないようですので、質疑を終結します。

自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（泉田洋一君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第2号、西原村議会会議規則の一部を改正する規則について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（泉田洋一君）全員起立であります。

よって、発議第2号は原案どおり可決されました。

日程第11、組合議会報告を行います。

組合議会議員から報告がございましたらお願いします。

7番議員、林田議員。

(7番議員 林田直行君 登壇 報告)

○7番議員(林田直行君) 7番議員、林田でございます。

高遊原南消防署組合議会より、定例会の報告をいたします。

去る2月25日、高遊原消防署におきまして平成25年度第1回の定例会が行われました。

議案は3点で、第1号議案に熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について承認いたしました。

そして、第2号、平成24年度高遊原南消防署一般会計補正予算(第2号)について承認いたしました。

第3号、平成25年度高遊原南消防組合一般会計予算についてご報告申し上げます。

高遊原南消防組合一般会計予算であります。歳入が6億2,009万9,000円でございます。歳出のほうでは、議会費が108万9,000円、総務費が1億5,345万9,000円、消防費が4億5,063万4,000円、公債費が1,241万7,000円、予備費が250万円となっております。歳出合計が6億2,009万9,000円となっております。そのうち、歳入におきまして、西原村の負担金といたしまして、全体の26%の1億1,605万5,000円となっております。それにおきまして可決をいたしました。以上です。

○議長(泉田洋一君) ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはございませんか。

(「ありません」の声)

○議長(泉田洋一君) お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ありませんか。

(「ありません」の声)

○議長(泉田洋一君) ないようでしたら、これで組合議会報告を終わります。

日程第12、委員会報告を行います。

委員会審査報告書は、自席に配付のとおりです。

総務福祉常任委員会の審査報告を委員長に求めます。

(総務福祉常任委員会委員長 林田直行君 登壇 報告)

○総務福祉常任委員会委員長(林田直行君) 7番議員、林田でございます。

委員会審査報告を申し上げます。

平成25年3月15日、西原村議会議長、泉田洋一様。

西原村議会総務福祉常任委員会、委員長、林田直行。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会

議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、陳情書受理番号17番。

陳情者、NPO法人はらっぱの家、理事長、土田良治。

件名、地域活動支援センター事業の事業所指定に関する陳情書。

審査の結果、平成24年12月14日第4回定例会において総務福祉常任委員会に付託された本付託事件については、委員会において慎重に審査した結果、継続審査と決定しました。

委員会の審査報告の次第を申し上げます。経過を説明いたします。

12月議会に提出されました今回の陳情書は、委員会としても調査、検討の必要があり、総務福祉常任委員会付託になったところですが、委員会におきまして、平成25年1月31日、関係各課、企画商工課、住民課、総務課より、これまでの経過と現状、どんぐり館の建物の賃貸契約などについて審査を行い、一度、代表の土田さんと話す機会を設けることにいたしました。

2月24日に土田さんから話を伺い、地域活動支援センターにしはらたんぼぼハウスと一緒にできないかとお願ひしましたら、回答として、否定はしませんが、即一緒には考えられない、将来的にはあり得る、しばらくはこのまま続ける、同じ方向が見出せるのであるならば一緒になるかもしれないという答えでした。

再度、関係課と審議をしまして、今後の方向性を検討することに委員会において決定しましたので、継続審査となったところでございます。

以上で、委員会審査報告を終わります。

○議長（泉田洋一君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねすることはございませんか。

（「ありません」の声）

○議長（泉田洋一君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。研修報告あたりで。

3番議員、村上議員。

（総務福祉常任委員会副委員長 村上貞廣君 登壇 報告）

○総務福祉常任委員会副委員長（村上貞廣君）それでは、常任委員会の研修報告をさせていただきたいと思ひます。

時間がないようですので、早く終われという声が聞こえてまいります。できるだけ手短かに報告をしたいと思ひます。

私たち総務福祉常任委員会は、2月20日、21日の両日、1泊2日の日程で鹿児島県の伊佐市の水力発電所、小水力ですが、並びに始良市の定住促進対策事業の先進的な取り組みについて研修を行いました。4名と言ひましたのは、田島議員が1人欠席でしたので、4名ということでございます。

なぜ、じゃあ小水力に着目して、その小水力を視察に行ったかということ

につきまして若干説明させていただきたいと思いますが、以前、自分が企画にいたころ、某大手電機メーカーであります会社が、滝川を中心として小水量発電はできないかと調査をさせてほしいということもありました。それと、今、注目を集めています再生可能エネルギーの取り組みに学ぶということで先進地研修を決定したわけでございます。

まず、20日の日に伊佐市に伺いましたんですが、もうご存じと思いますが、伊佐市は旧大口市と旧菱刈町が平成の大合併で合併したまちでございます。また、発電所は、観光地でも、非常に熊本でも有名でございます曾木の滝というところがありますが、その一角に水路を引いて、そこで発電をしていると。まだ発電までは、運転開始までは、あと一月ぐらいあったというふうでしたので工事中でした。最大出力が490kW、年間429kWh、これは一般家庭でいうと1,100戸分、いわゆる河原分ぐらいは発電できると、比較的の小水力としては大きな発電所でございます。

どうして、じゃあここにこういう発電所ができたかというのは、もう昔から古い経緯がありまして、1906年、もう既に水力発電所がここにできておりました。それが鶴田ダムという、またこれも不思議な縁でございますが、電源開発が水力ダムをその下につくりまして、この水力発電所自体が埋没をしてしまったということで、今の施設は、新たなに日本工営という会社が建設を行っているという経緯がございます。

また、この伊佐市には、非常に西原村と深い方々がいらっしゃいまして、まず久保田豊さんという方、この人が日本工営の設立者でございます。生まれは新所だそうです。この方が、野口遵さんという方とともに水力発電をつくったということで非常に親近感を感じました。

それと、この伊佐市の市長さん、隈元さん、隈元さんの息子さんが西原村に在住しておられると、熊本市役所に勤めておられるということで、わざわざ私たちの研修の場所まで足を運んでいただきまして、月に1回は孫の顔を見に西原村に来ているということでしたので、本当に親近感がありました。

結論としましては、自分たちも滝川あたりを利用した水力発電も頭に入れてはいるんですけども、もっと小さな水路あたりの小水力、本当に10kWとか20kWの小水力発電も見てみたかったなど。鹿児島県は、県で非常に大々的な県内の取り組みを、今、計画中でございます。新聞にも載っています。また、そういうのが取り組みが始まりましたならば、また研修にも伺いたいというふうに考えております。

それから、明くる日は始良市、これは始良町と蒲生町、それから加治木町この3町が合併して、やっぱりこれも平成の合併でできた新しい市でございます。

ただし、この伊佐市と始良市の大きな違いは、伊佐市は合併しても過疎でございます。ただ、始良市は、人口が合併して7万8,000人と、もともとが

始良町が4万4,000人ぐらいいまして、そして加治木町が2万2,000人、蒲生町が7,000人、いわゆる西原村ぐらいで、大きな、合わせたら7万8,000人というところがございます。

非常に似通っていきまして、鹿児島市の隣でありまして、ここは過疎ではございません、人口が増加しています。しかし、二面性を持っておりまして、市街地とそれから山間部。山間部は、15校、小学校があつて、そのうちの100人未満というのが10校ほどあつたと思います。マンモス校もあれば小さな学校もあるということで、どうやってその定住対策をやっているんだろうかと思ひまして、その山間地の取り組みについて学びたいということで、ここにお邪魔したわけです。

ご多分に漏れず、山間地は過疎、高齢化、少子化で、若者の定住不足ということで学校の統廃合もせないかんというふうな考えを述べられております。

この前の一般質問で、定住促進対策についてということで私が上げていきましたが、私のミスでございまして、そのことをとうとう最後まで言えませんでしたので、この定住促進対策については若干、ちょっと隠しておきたいと思っております。

ですけど、大きな違いが、一つだけ言えることは、熊本県で定住促進対策が一番進んでいる郡市と申しますか、それは球磨郡でございます。そこまでです。そして、その球磨郡ですら、鹿児島県の取り組みには、とてもとても足元にも及ばない。なぜか。

一例を申し上げますと、この始良市においては、住宅の新築・改築につきまして、最高限度額200万円、小学校未満の子どもさんが転入された場合には、お1人につき50万円、そういう物質的な援助等がなされております。球磨郡も、一部、そういうところがあります、あさぎり町とか球磨村とかですね。

近隣の阿蘇郡とか菊池郡とか、それから益城町とか、ちょっと調べてみましたら、西原村とほとんど変わっておりません。

ちょっと早口になりましたが、あとの時間もありますので、これで研修報告を終わりたいと思ひます。

○議長（泉田洋一君）ただいま報告が終わりました。

何かお尋ねはございませんか。

（「ありません」の声）

○議長（泉田洋一君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

産業教育常任委員会の研修報告、坂本隆文議員。

（産業教育常任委員会委員 坂本隆文君 登壇 報告）

○産業教育常任委員会委員（坂本隆文君）1番議員、坂本です。研修報告をいたします。

産業教育常任委員は、2月25日から2月27日の2泊3日で高知県の馬路村

と島根県津和野町に視察に行きました。

高知県馬路村は、海沿いの県道から曲がり、河道網を行き、人家がない細い道を30分ほど行った人里離れた村で、周囲は1,000m級の山々に囲まれた小さな村で、人口はおよそ950人ほどです。総面積が165km²で、96%が山林、うち国有林が75%で、かつては営林署が2つあった林業で栄えた村でした。

この村で特化しているのは馬路村農協ですので、そちらのほうを話させていただきます。

近隣の農協が合併する中、馬路村農協は単独での生き残りを図り、馬路村の製品であることを全面に出して、村自体を売る、おらが村方式による村内販売所の整備や物産展への出店、通信販売の充実等によってユズ加工品の全国ブランド化に成功して、今では年商30億円を売り上げておられます。

1960年ごろにユズの栽培が本格的に始まり、馬路村のユズは形が悪いので青果としての販売は低迷しておりました。馬路村農協は、ユズの果汁を加工した加工品として、ユズ酢やゆず佃煮、ゆずジャム、ゆずみそなどの製品を初めユズの加工品の売上高は、1980年ごろには3,000万円ほどでしたが、日本の101村展でジュース「ゆずの村」が最優秀賞を受賞して売り上げが急上昇し、1990年の同展では「ごっくん馬路村」というジュースが農産物部門賞を受賞、2000年にはインターネットでの通信販売が開始され、2005年、売上高が30億円を突破しました。

当初は、ユズの果汁を使った商品が中心でしたが、ユズ皮を使ったふりかけや茶漬け、昆布茶などが商品化され、ユズの香りを生かした入浴剤や、近年ではユズの種で化粧水などをつくられ、全く捨てるところがないと言われておられました。

馬路村の成功の秘密は、ユズなどの村の製品を売るだけではなく、村全体をアピールするおらが村方式で馬路村の知名度を高めていること、パンフレットや観光案内、インターネットなどなど書体も統一し、文面もいろいろ工夫されており、山奥に住むことを一種のライフスタイル・文化としてアピールしています。村のブランディングに成功したことが、ここの最も重要だと思いました。

津和野町です。

津和野町は、山間の小さな盆地に広がる町で、山陰の小京都とも言われているらしく、昔の町並みをそのまま生かし、観光地化に成功されています。また、登録有形文化財、無形文化財も多く、津和野役場も1919年に建てられた木造平屋の瓦屋根で、現在も使用されています。島根県の登録有形文化財に指定されています。小京都と言われるぐらい落ちついた雰囲気があり、道の端にはお堀があって、80cmぐらいの丸々としたニシキゴイが500匹ほど泳いでいて観光客をにぎわわせております。

2泊3日で研修を終え、大変勉強になりました。感じたことは、自分の住

んでいる土地をよく理解し、最大限に生かす事業をされていると感じました。そして、私たちの西原村は、アピールすることがまだまだ不足していると感じています。パンフレット、地図なども西原村でコンセプトを考える必要があります。もっとインターネットでの西原村のアピール、西原村の特産品販売なども力を入れていかねばならないと思いました。以上です。

○議長（泉田洋一君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねございませんか。

（「ありません」の声）

○議長（泉田洋一君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告はございませんか。

（「ありません」の声）

○議長（泉田洋一君）ないようでしたら、これで委員会報告を終わります。

日程第13、委員会の閉会中の継続調査申し出についてでございます。

お手元に配付の各常任委員会の申し出に従いまして、議会運営委員会委員長、坂梨公介君、総務福祉常任委員会委員長、林田直行君、産業教育常任委員会委員長、宮田勝則君、以上の方から申し出がっております。

事件、理由等については記載のとおりです。

閉会中の継続調査申し出について、承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

○議長（泉田洋一君）承認されたものと決定します。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（泉田洋一君）異議なしと認め、これをもって平成25年第1回西原村議会定例会を閉会します。

午後 4時29分 閉 会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 泉 田 洋 一

7 番議員 林 田 直 行

8 番議員 坂 梨 公 介